

第 2 期
鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン
(案)

令和 2 年(2020 年)〇月
鎌 倉 市

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	2
2	法令等の根拠	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の策定体制	5
5	計画の期間	5
第 2 章	子ども・子育てを取り巻く現状	6
1	鎌倉市の状況	7
2	アンケート調査結果からみえる現状	21
3	第 2 期計画策定に向けた課題	32
第 3 章	計画の基本的な考え方	36
1	基本理念	37
2	計画の視点	38
3	基本目標	42
4	重点取組	43
5	計画の体系	44
第 4 章	施策の展開	45
基本目標 1	子育て家庭支援の充実	46
主要施策（1）	子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点による支援	46
主要施策（2）	保育環境の充実	52
主要施策（3）	放課後環境の整備	55
主要施策（4）	経済的支援の充実	57
主要施策（5）	母子保健医療体制と親子の居場所の充実	61
主要施策（6）	食育の推進	66
主要施策（7）	協働による子育て支援ネットワークの構築と支援	68
基本目標 2	特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援	70
主要施策（1）	子どもの貧困対策の推進	70
主要施策（2）	障害のある子どもとその家庭への支援	78
主要施策（3）	児童虐待防止対策の推進	82

基本目標 3	子どもの権利や安全の確保	85
主要施策 (1)	子どもの権利と主体性の尊重	85
主要施策 (2)	子どもの安全性の確保	87
主要施策 (3)	子どもの生活環境の整備	90
基本目標 4	子どもの社会的成長の促進	93
主要施策 (1)	家庭教育の充実	93
主要施策 (2)	幼児教育・学校教育の充実	95
主要施策 (3)	子どもの健全な成長への支援	100
主要施策 (4)	子どもの交流機会の確保	102
主要施策 (5)	子どもの遊びや学びの場の整備	105
主要施策 (6)	多様な体験機会の確保	108
基本目標 5	仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現	111
主要施策 (1)	男女がともに支え合う仕組みづくり	111
主要施策 (2)	子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり	113

第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... 114

1	教育・保育事業提供区域の設定	115
2	教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	116
3	目標人口	117
4	幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策	120
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	127

第 6 章 計画の推進に向けて..... 142

1	計画の推進体制、進行管理	143
2	個別事業の点検・評価	143
3	情報公開	143

第 7 章 資料..... 144

1	鎌倉市子ども・子育て会議条例	145
2	鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則	146
3	鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿	147



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子化や核家族化に伴い、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域におけるコミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化なども社会問題となっています。

このような社会情勢の変化の中、平成 15 年（2003 年）7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体で次世代育成支援対策の実施に関する総合的な行動計画策定が義務付けられたことを受けて、鎌倉市では平成 17 年（2005 年）3 月に『鎌倉市次世代育成きらきらプラン<前期計画>』、平成 22 年（2010 年）3 月に『鎌倉市次世代育成きらきらプラン<後期計画>』を策定しました。この計画に基づき、「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念として、子育て支援を推進してきたところです。

さらに、10 年間の時限立法として定められていた「次世代育成支援対策推進法」は、平成 26 年（2014 年）4 月に成立した「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」により 10 年間延長されました。そこで、本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した『鎌倉市次世代育成きらきらプラン』の理念を継承し、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までを計画期間とする『鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～』を定め、子どもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進していくこととしました。

このような中、国では平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年（2015 年）4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、女性の就業率の上昇等に伴い、保育所等の利用申込者数が増加していることから、都市部を中心に待機児童が発生しており、待機児童解消のための取組を一層強化・推進していくため、平成 29 年（2017 年）6 月に「子育て安心プラン」を策定し、令和 4 年度（2022 年度）末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしました。さらに、平成 30 年（2018 年）9 月には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童対策を進めています。

また、平成30年（2018年）6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、3歳から5歳及び、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のすべての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園¹の費用を無償化することを掲げており、令和元年（2019年）10月より、幼児教育・保育の無償化事業を開始しています。

こういった状況を鑑み、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間として『第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン』を策定し、子ども・子育てのさらなる推進を図っていきます。

2 法令等の根拠

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき策定しました。

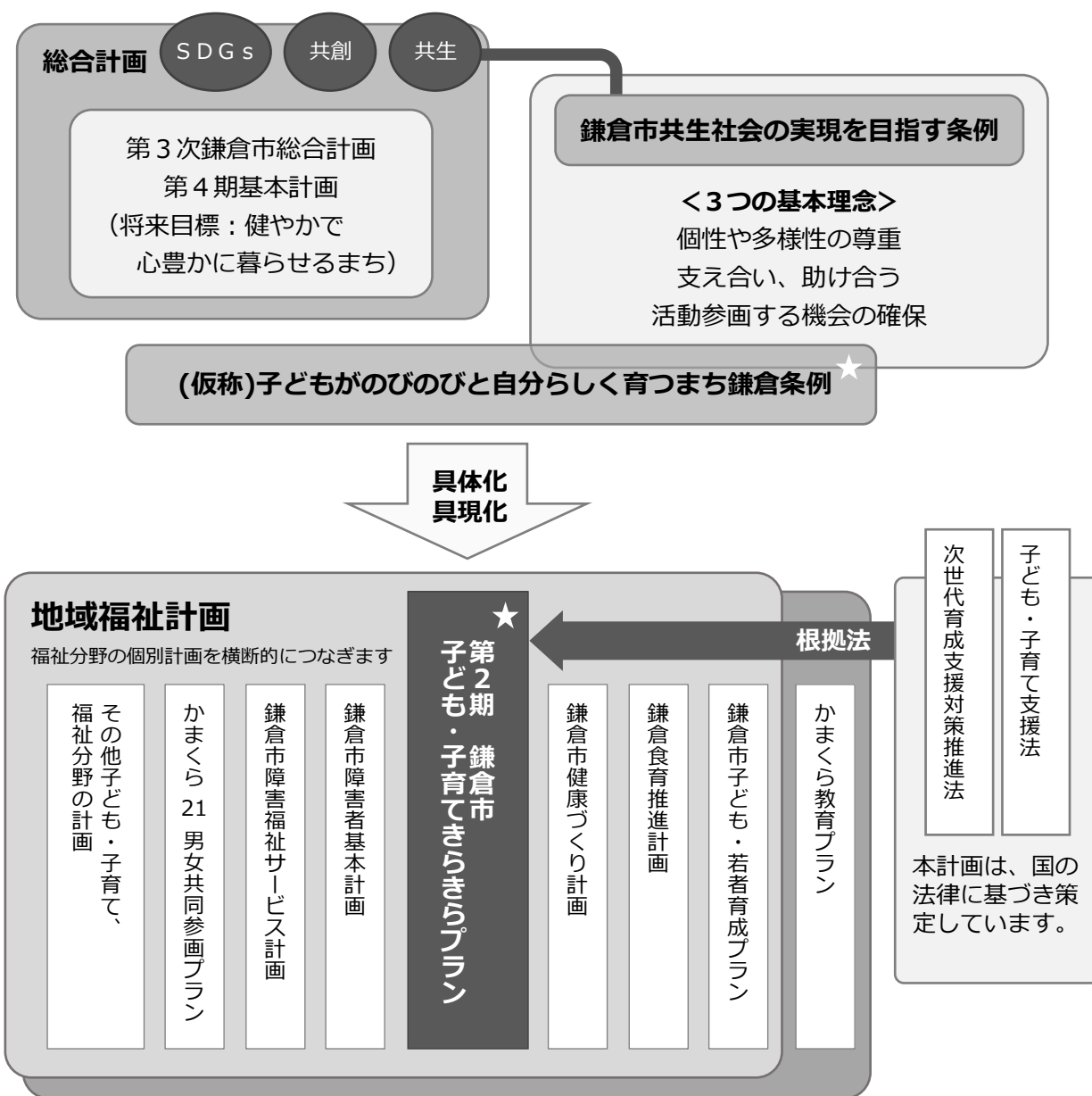
本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から平成21年度及び平成22年度から平成26年度を計画期間として策定した、市町村行動計画である「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」の理念を継承し、子ども・子育て支援法に基づき、第5章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み（事業のニーズ量）と確保方策（事業の提供体制）」を新たに計画に位置付け、平成27年度から令和元年度及び令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定しています。

¹ 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う。認定こども園は保護者の就労状況に関わらず利用できる。

3 計画の位置づけ

この計画は、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など、地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定しました。

また、「鎌倉市総合計画」を基本とし、「鎌倉市子ども・若者育成プラン」「かまくら教育プラン」「鎌倉市健康づくり計画」「鎌倉食育推進計画」「鎌倉市障害者基本計画」「鎌倉市障害福祉サービス計画」「かまくら21 男女共同参画プラン」などと調和を図りながら策定しました。



★「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」は「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の理念を活かし、子ども・子育て支援に関わる事業を推進します。

4 計画の策定体制

(1) 鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの改訂に向けた調査の実施

平成 30（2018）年 12 月に、市内在住の就学前児童の保護者を対象として（無作為抽出）、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの改訂に向けた調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	4,200 件	2,159 通	51.4%

(2) 鎌倉市子ども・子育て会議の開催

子育て中の保護者、保育・教育・福祉関係団体の関係者や、学識経験者・公募市民などで構成する「鎌倉市子ども・子育て会議」において、計画の策定に関し必要な事項の協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和元年（2019 年）●月～●月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

5 計画の期間

この計画は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間で計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第 2 期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン				



第2章

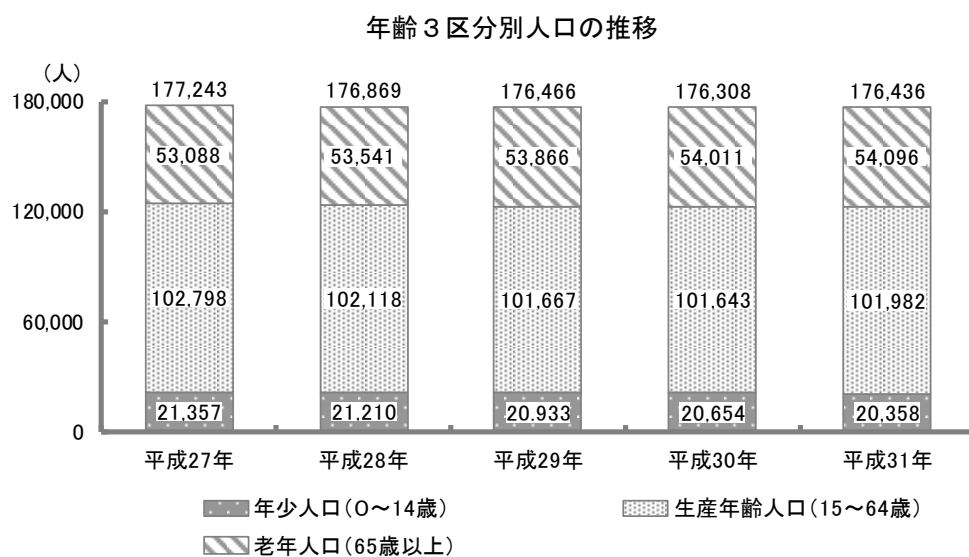
本市の子ども・子育てを 取り巻く現状

1 鎌倉市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

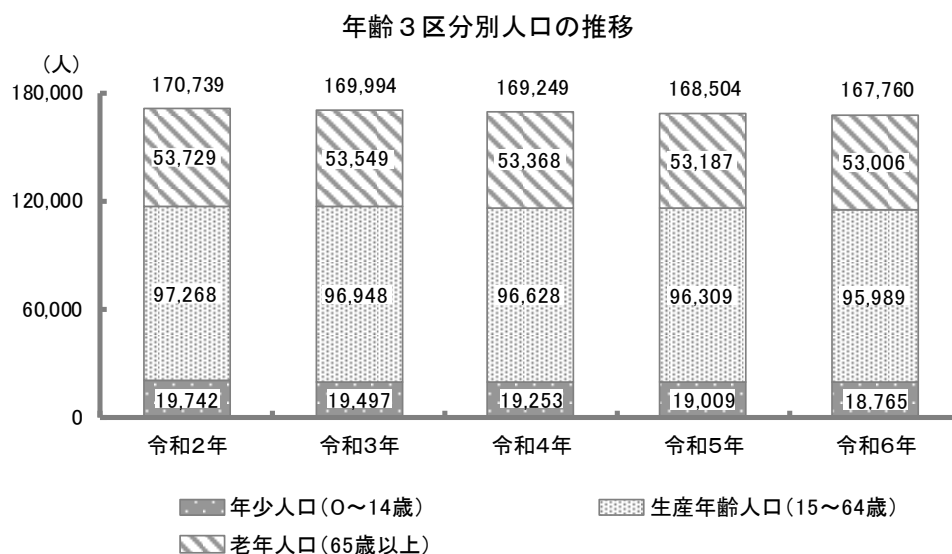
本市の人口推移をみると、総人口は平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までは減少し、平成31年で176,436人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



② 年齢3区分別目標人口

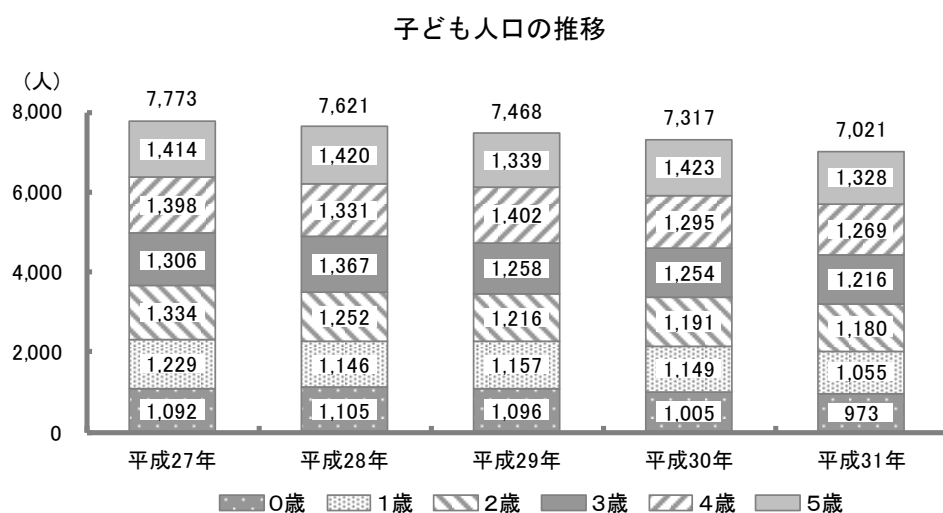
コーホート要因法（平成 27 年の国勢調査に基づく）による推計を基に、施策を通じて社会移動が活性化され、自然減が緩やかとなることを目指した目標人口を算出しました。

本市の今後5年間の目標人口をみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口ともに減少しており、特に年少人口の減少割合が高くなっています。



③ 年齢別就学前児童数の推移

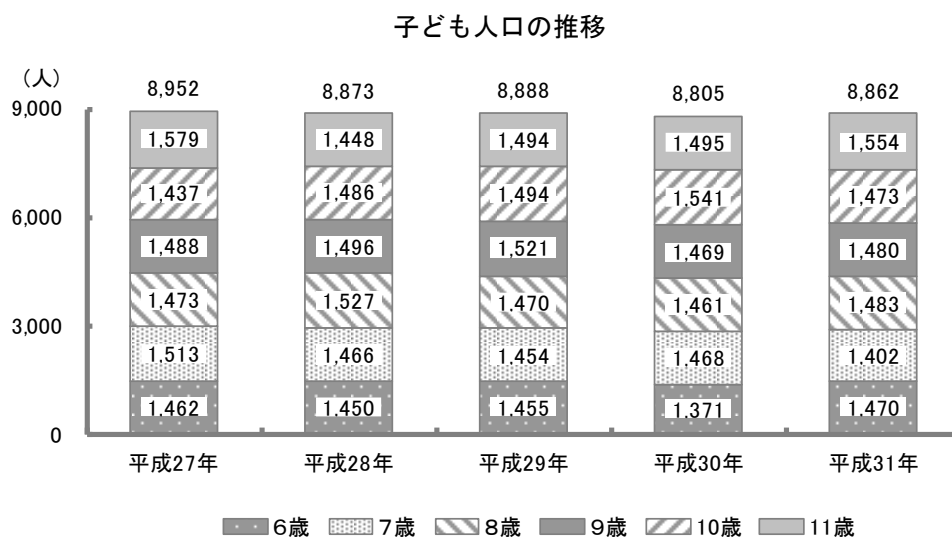
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成 27 年以降減少しており、平成 31 年 3 月現在で 7,021 人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

④ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降増減を繰り返していますが、平成27年に比べ平成31年では減少し、平成31年3月現在で8,862人となっています。

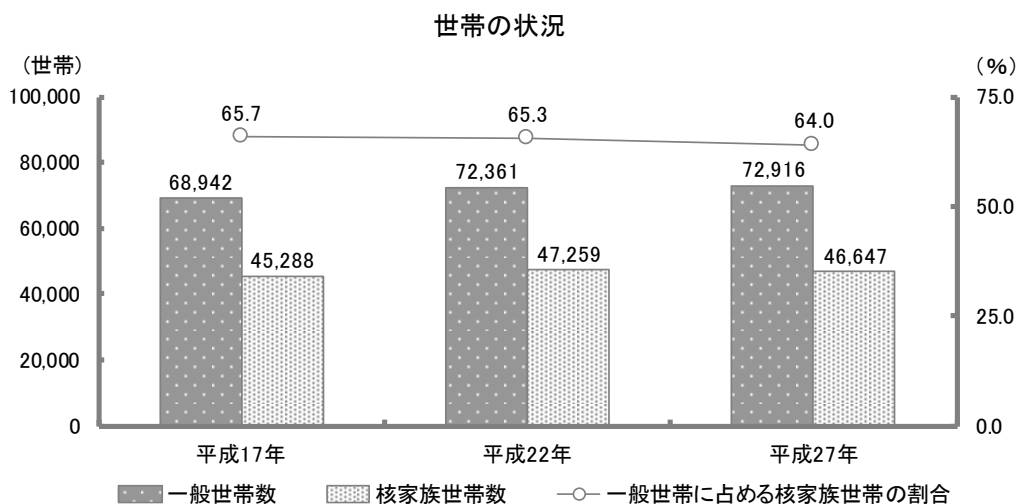


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

（2）世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

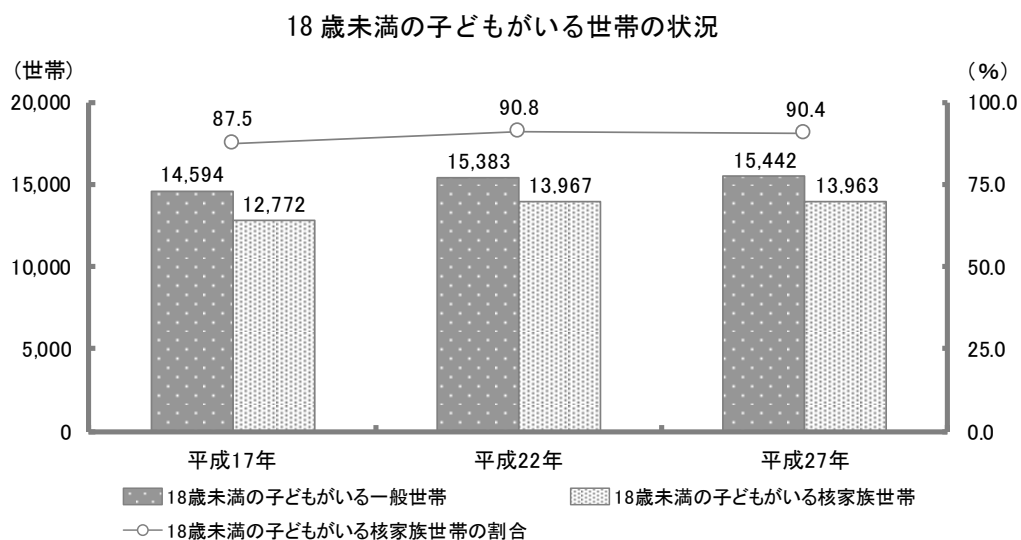
本市の核家族世帯数は平成22年に比べ減少しており、平成27年で46,647世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



資料：国勢調査

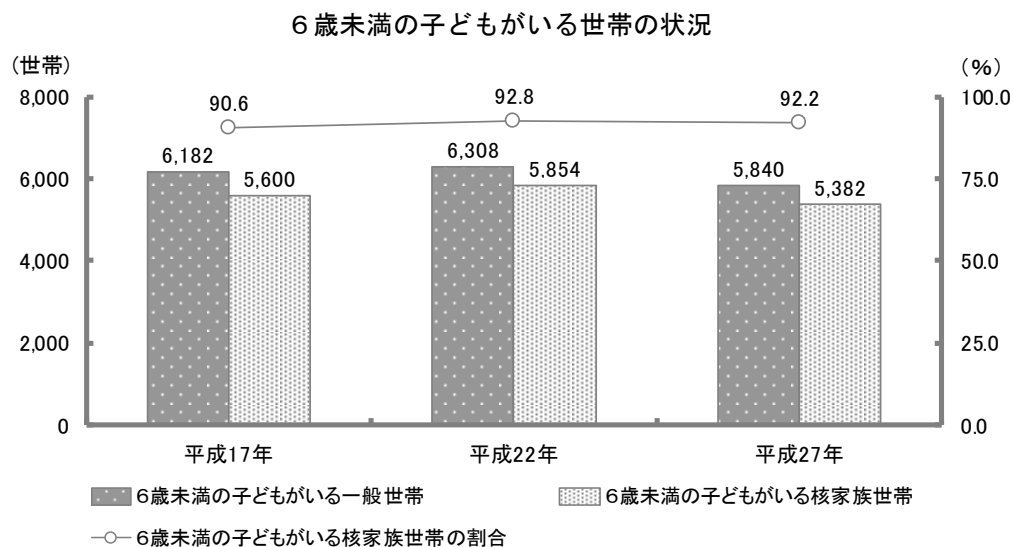
② 18 歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の 18 歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成 27 年で 15,442 世帯となっています。また、18 歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は約 9 割を占めています。



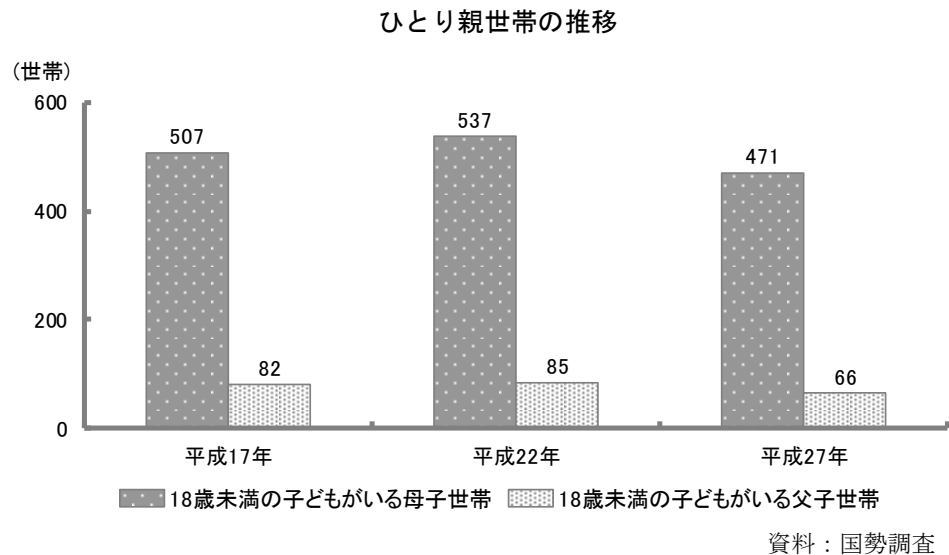
③ 6 歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の 6 歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成 17 年から平成 22 年にかけて増加し、その後減少して平成 27 年で 5,840 世帯となっています。また、6 歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は約 9 割を占めています。



④ ひとり親世帯の推移

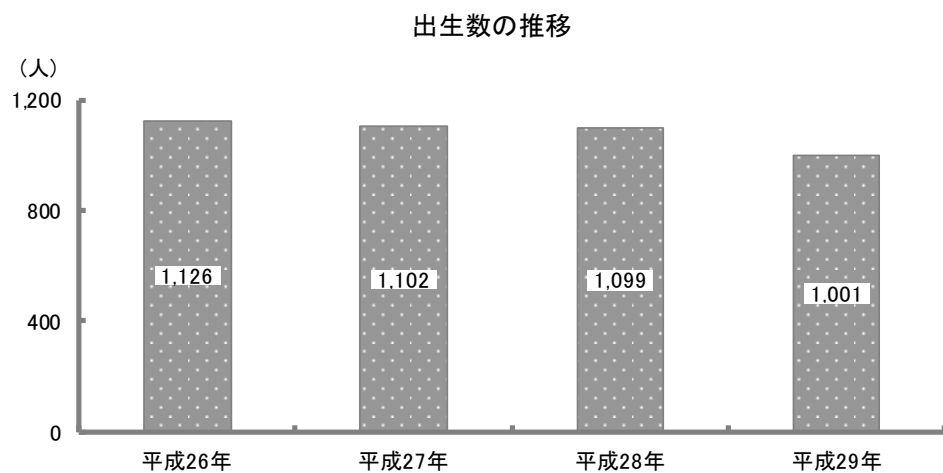
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯は増減を繰り返しており、平成27年で18歳未満の子どもがいる母子世帯は471世帯、父子世帯は66世帯となっています。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は年々減少しており、平成29年で1,001人と過去4年間で最も少なくなっています。



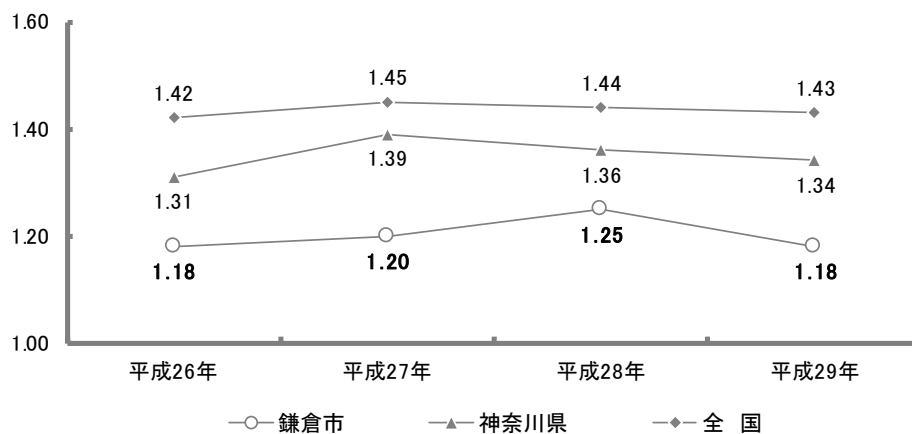
資料：神奈川県衛生統計年報

② 合計特殊出生率²の推移

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が一生の間に産むとしたときの平均の子ども数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増加傾向にありましたが平成 29 年で減少に転じ、1.18 となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

（人口を長期的に保つことが可能となる合計特殊出生率は 2.07※と考えられています。）※第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議資料より

合計特殊出生率の推移



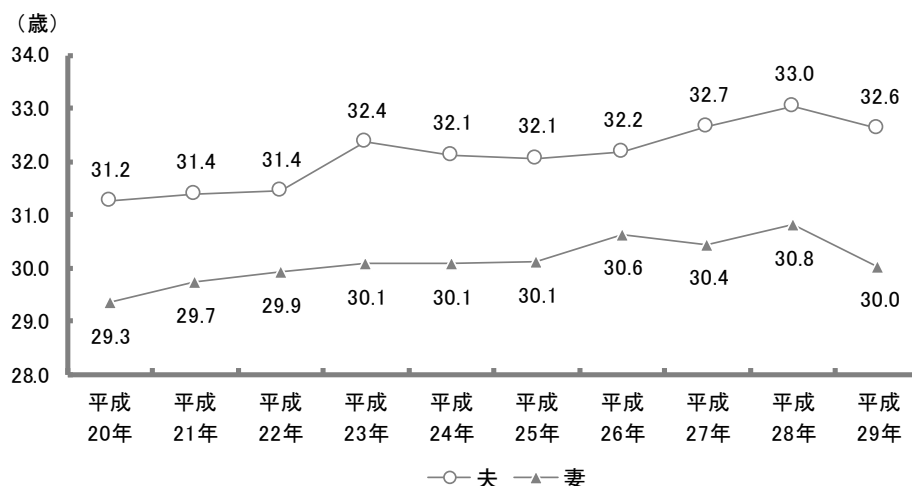
資料：神奈川県衛生統計年報

² 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子ども数。

③ 夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢

本市の夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢をみると、平成 20 年と比べ、平成 29 年では、夫で 1.4 歳上昇し 32.6 歳、妻で 0.7 歳上昇し 30.0 歳となっています。夫、妻ともに年によってばらつきはあるものの、上昇傾向となっており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進んでいます。

夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢

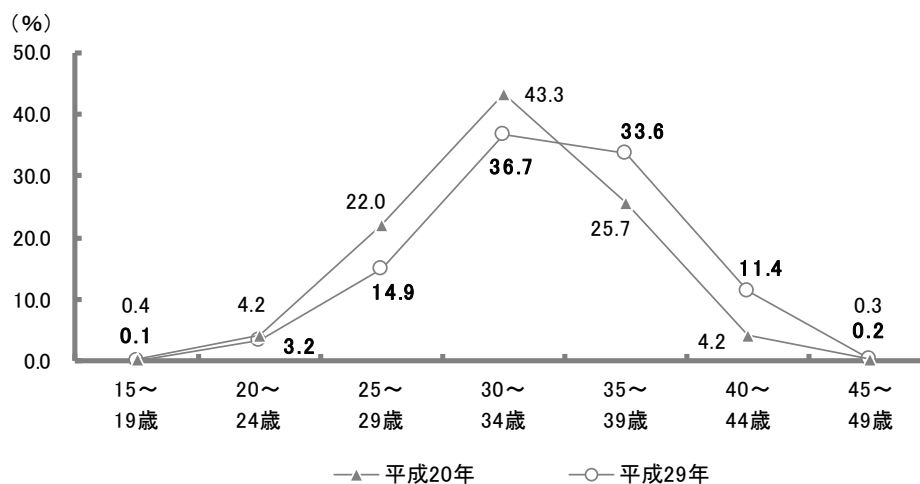


資料：神奈川県衛生統計年報

④ 母親の年齢（5 歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5 歳階級）別出生率の推移をみると、平成 20 年に比べ平成 29 年で、20～34 歳の割合が減少しているのに対し、35～44 歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

母の年齢（5 歳階級）別出生率の推移

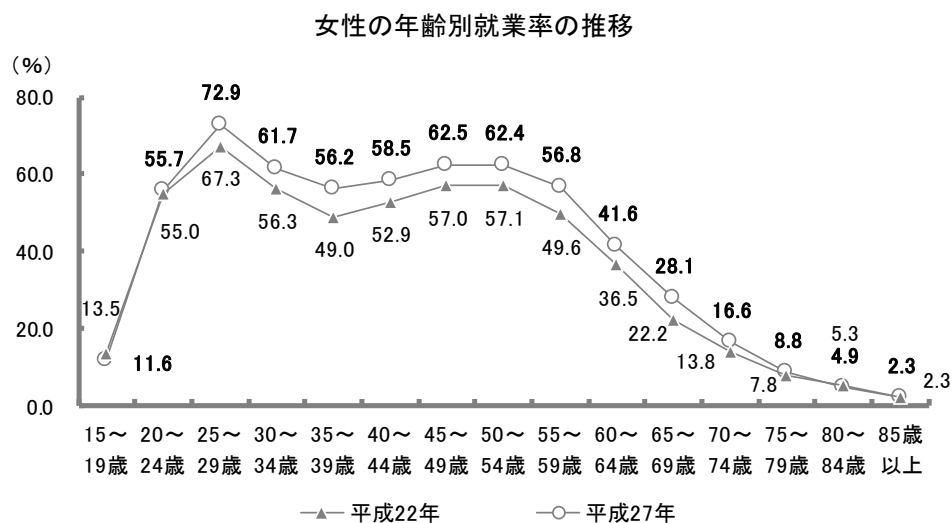


資料：神奈川県衛生統計年報

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

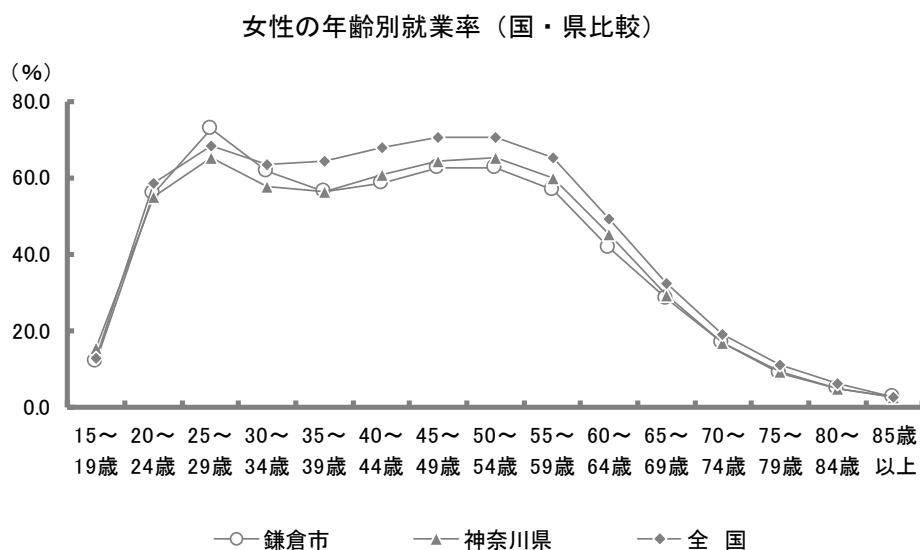
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

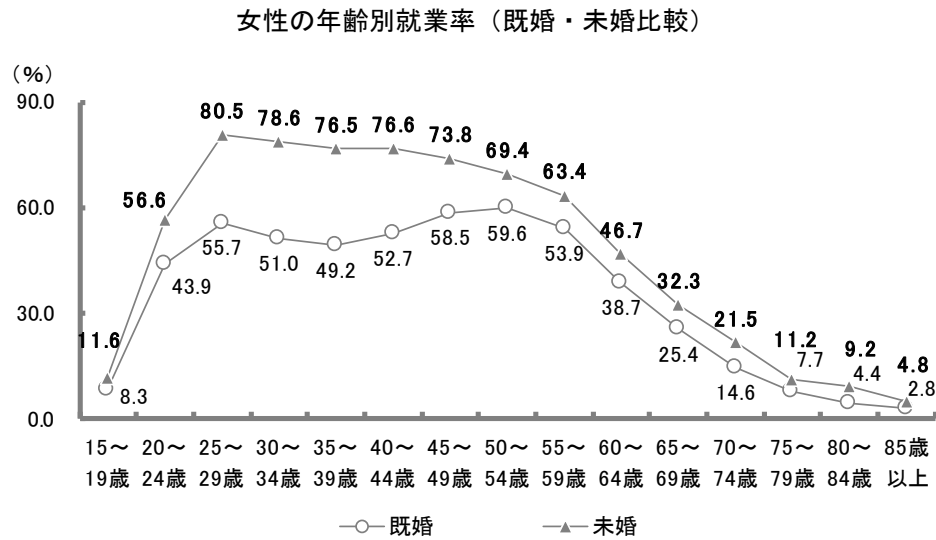
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25歳～29歳で全国、県より高いものの、その他の年代では県と同程度となり、全国に比べ低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

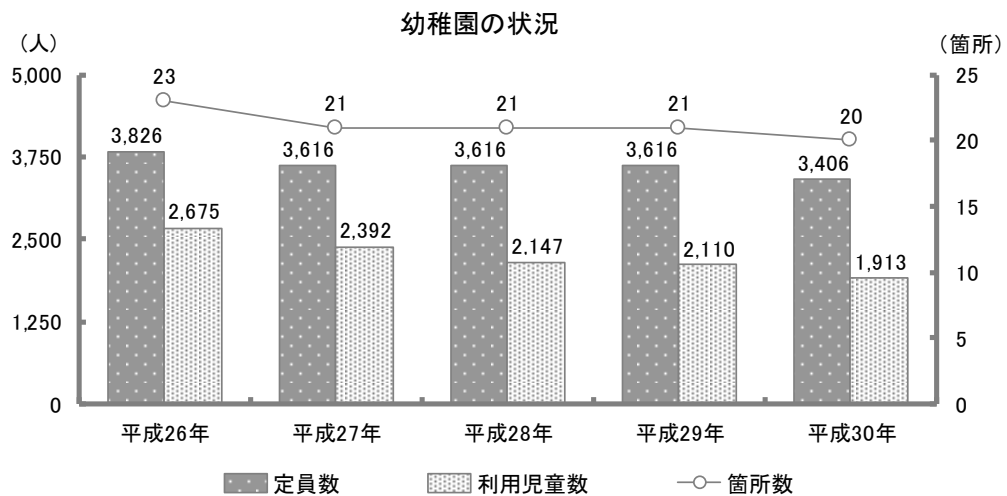
本市の平成 27 年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、各年代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



（５）教育・保育サービス等の状況

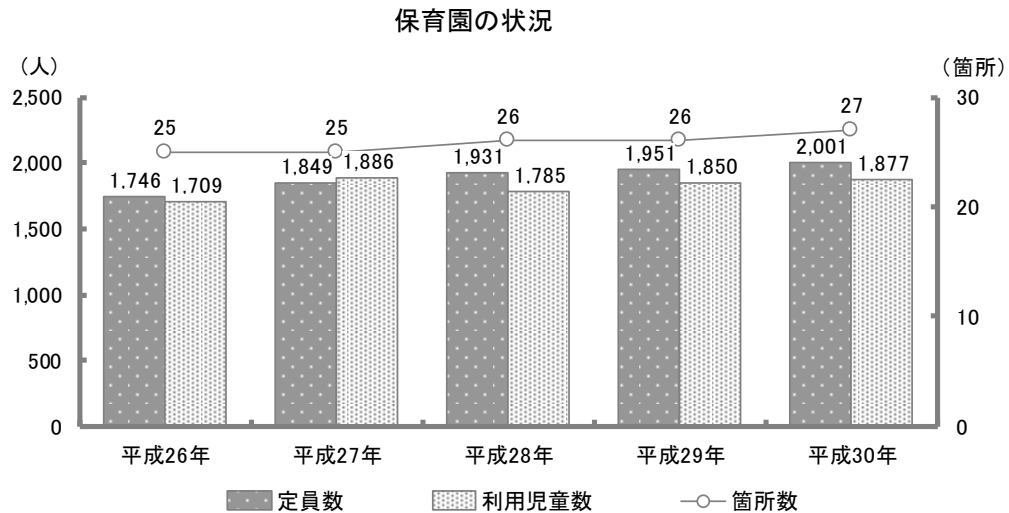
① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、認定こども園移行に伴い利用児童数は減少傾向となっており、平成 30 年で利用児童数は 1,913 人となっています。



② 保育園の状況

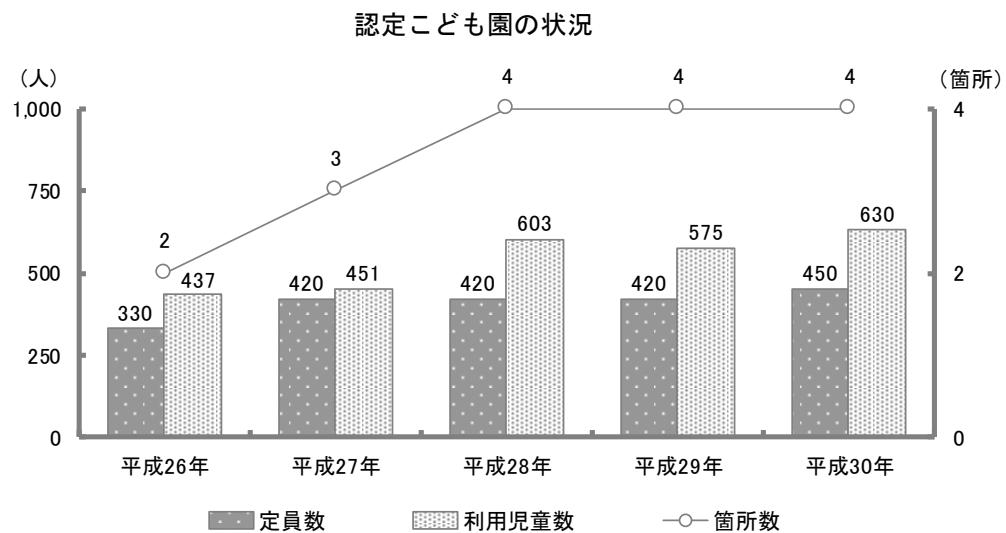
本市の保育園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに増加傾向にあり、平成30年で利用児童数は1,877人となっています。



資料：入所状況等（各年4月1日現在）

③ 認定こども園の状況

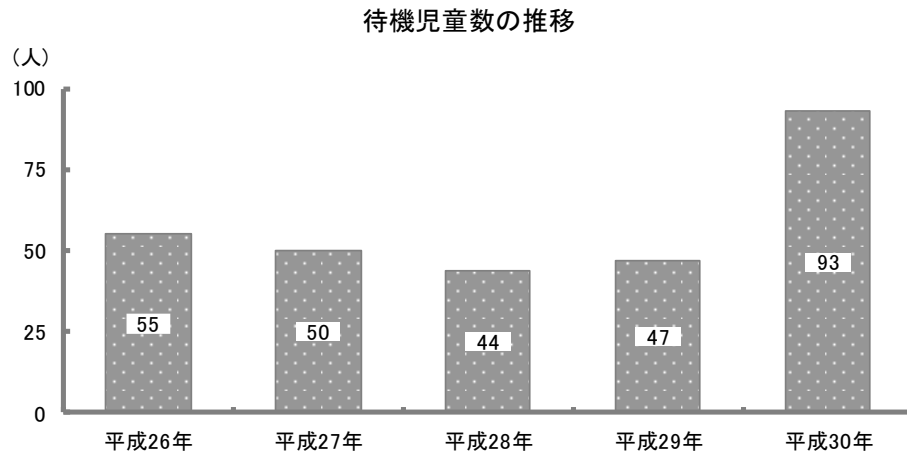
本市の認定こども園の状況をみると、利用児童数は増加傾向にあり、利用児童数が定員数を超えています。



資料：入所状況等（各年4月1日現在）

④ 待機児童数（保育所等）の推移

本市の待機児童数の推移をみると、平成 28 年までは減少傾向にありましたが、平成 29 年から増加に転じ、平成 30 年で 93 人となっています。



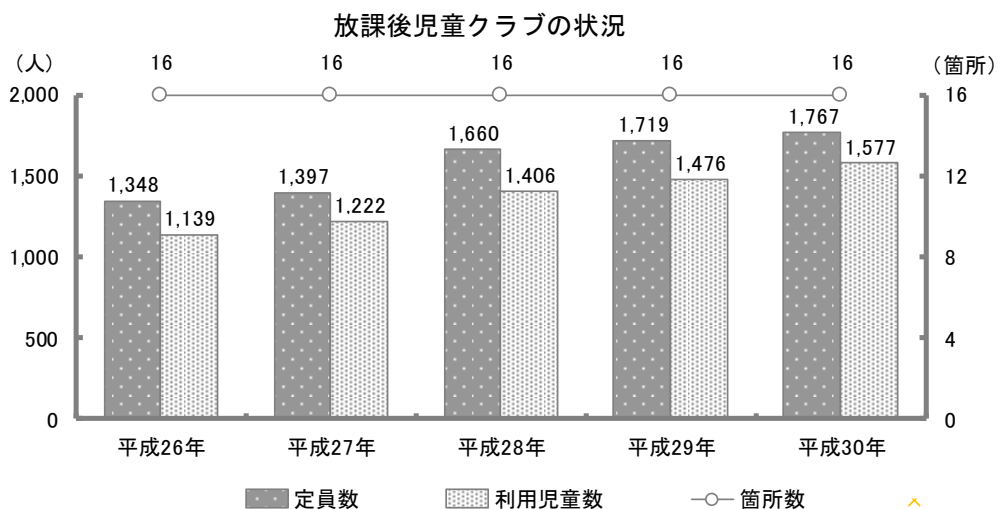
資料：待機児童数（各年 4 月 1 日現在）

※待機児童数の算定方法について…平成 30 年度から新定義が適用され、算定方法が変わりました。旧定義では、保護者の育児休業中は待機児童に含めないことができたとされていましたが、新定義では、復職の意思を保護者に直接確認し入所に伴い復職することが確認できた場合には、待機児童に含めることとされています。

（6）放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

① 放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

本市の放課後児童クラブにおける利用児童数は年々増加しており、平成 30 年で 1,577 人となっています。

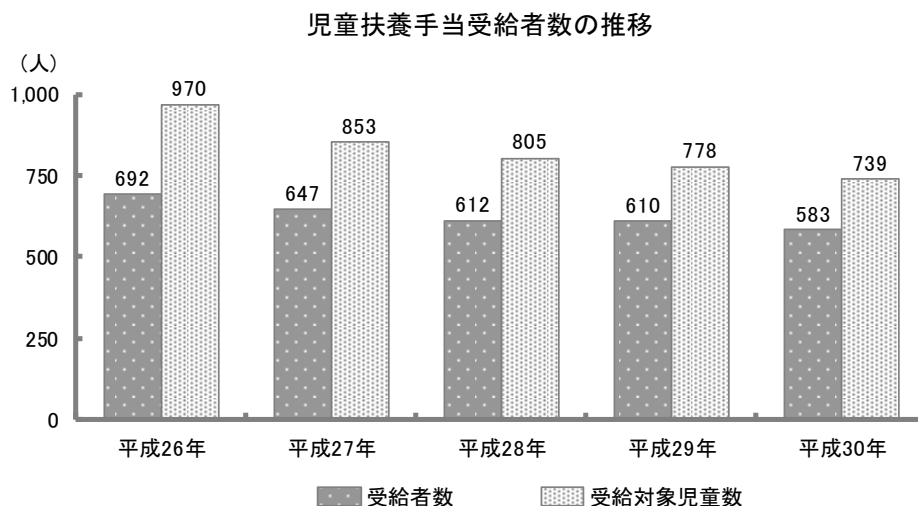


資料：登録状況等（各年 4 月 1 日現在）

(7) その他の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

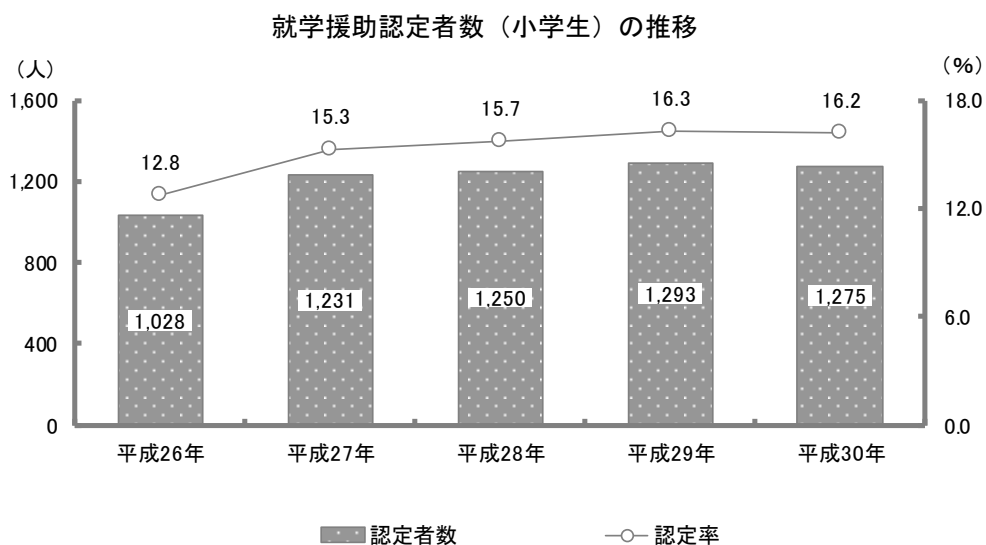
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成30年で受給者数が583人、受給対象児童数が739人となっています。



資料：「福祉行政報告例」（各年3月31日現在）

② 就学援助認定者数（小学生）の推移

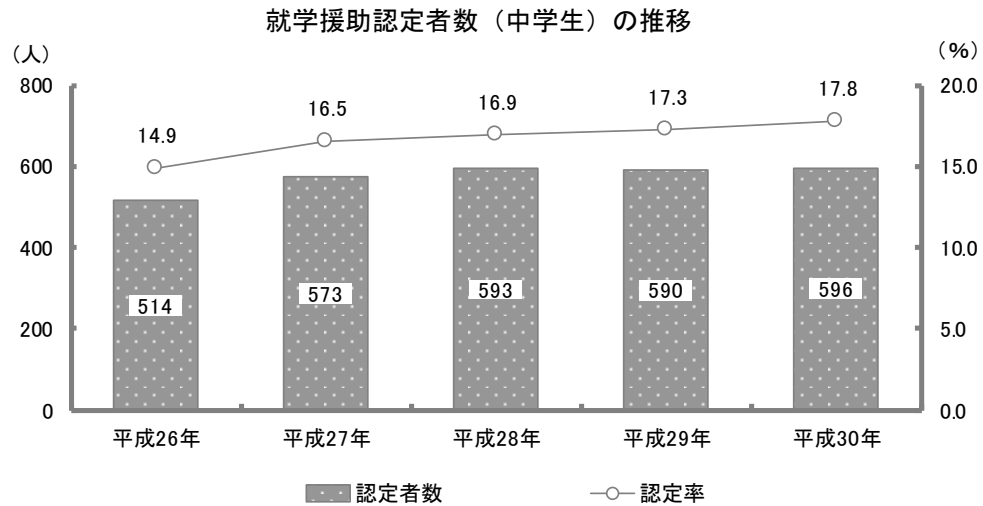
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は年々増加しており、平成30年で認定者数が1,275人、認定率が16.2%となっています。



資料：就学援助費の支給状況一覧表

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

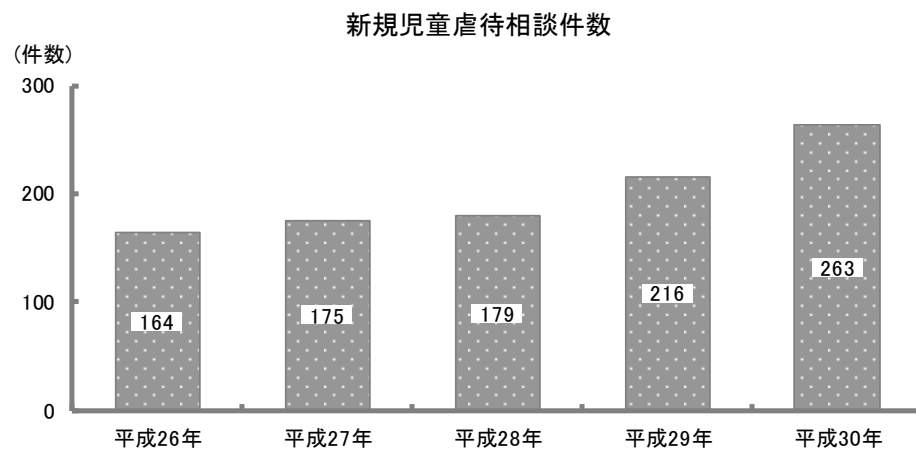
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は年々増加しており、平成 30 年で認定者数が 596 人、認定率が 17.8%となっています。



資料：就学援助費の支給状況一覧表

④ 新規児童虐待相談件数の推移

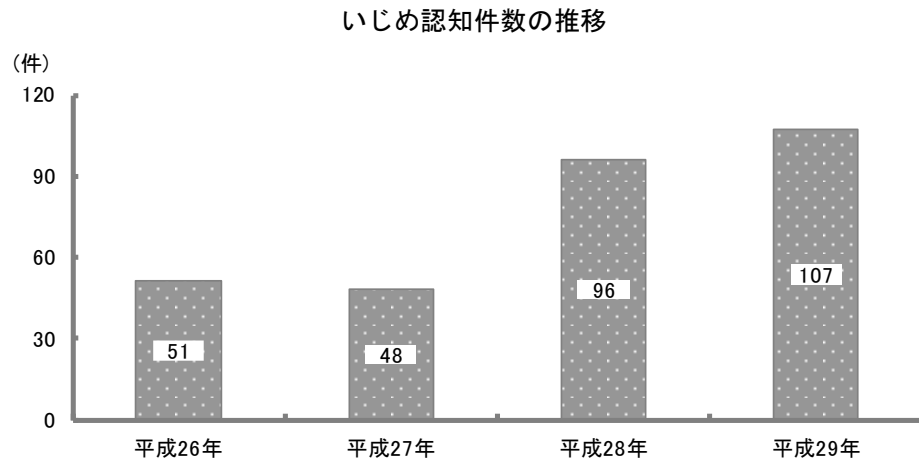
本市の新規児童虐待相談件数は年々増加しており、平成 30 年で 263 人と過去 5 年間で最も多くなっています。



資料：「鎌倉市こどもと家庭の相談室相談件数」（各年 3 月 31 日現在）

⑤ いじめ認知件数の推移

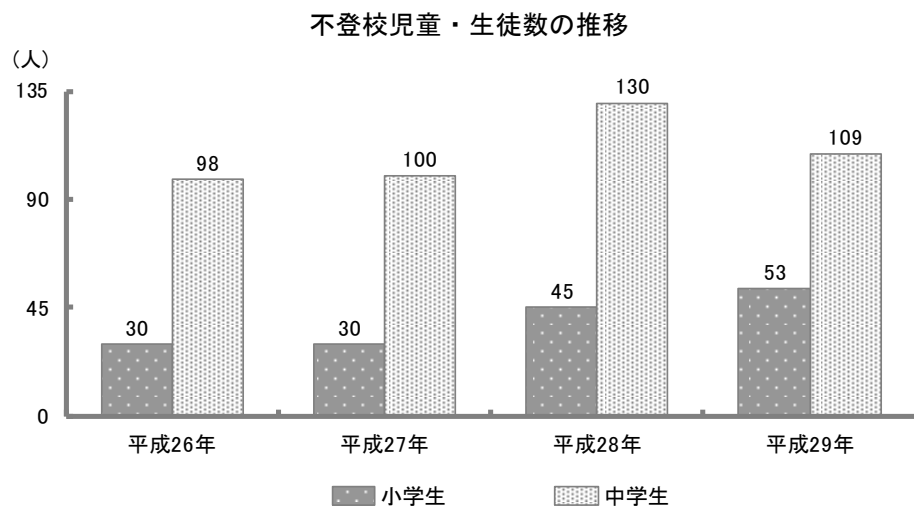
本市のいじめ認知件数は年々増加しており、平成 29 年で 107 件と平成 26 年の約 2 倍となっています。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、平成 29 年で小学生が 53 人、中学生は 109 人となっています。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

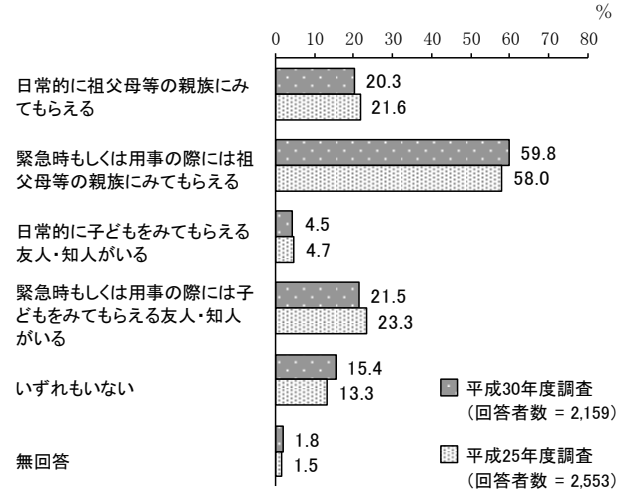
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が59.8%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が21.5%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が20.3%となっています。

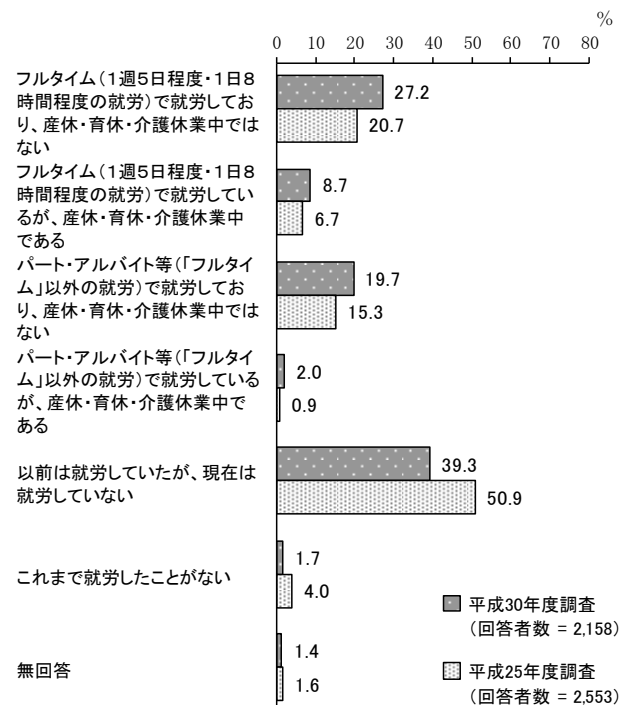
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が39.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.2%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.7%となっています。

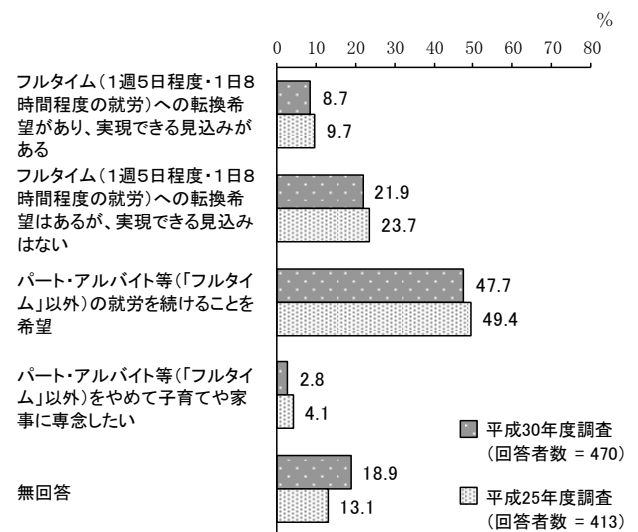
平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が 47.7%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 21.9%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が 8.7%となっています。（「無回答」を除く。）

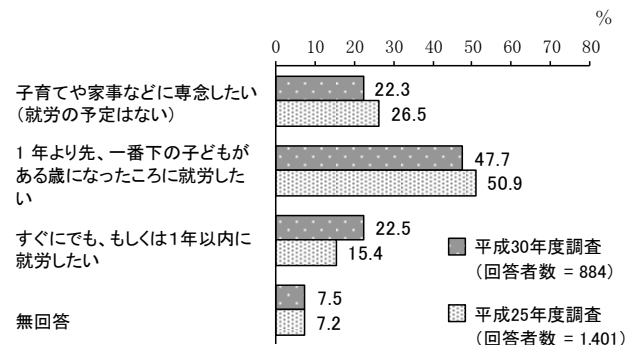
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「一番下の子どもがある歳になった頃に就労したい」の割合が 47.7%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が 22.5%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が 22.3%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。

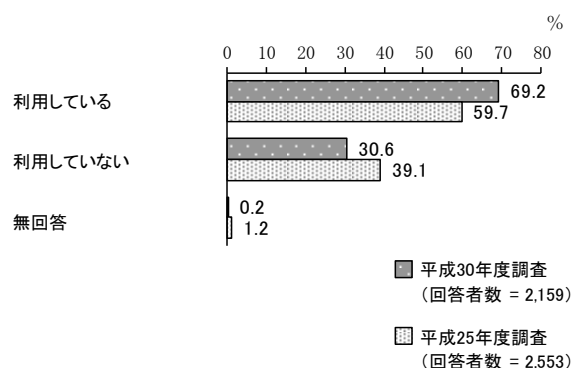


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が69.2%、
「利用していない」の割合が30.6%
となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。
一方、「利用していない」の割合が減少しています。



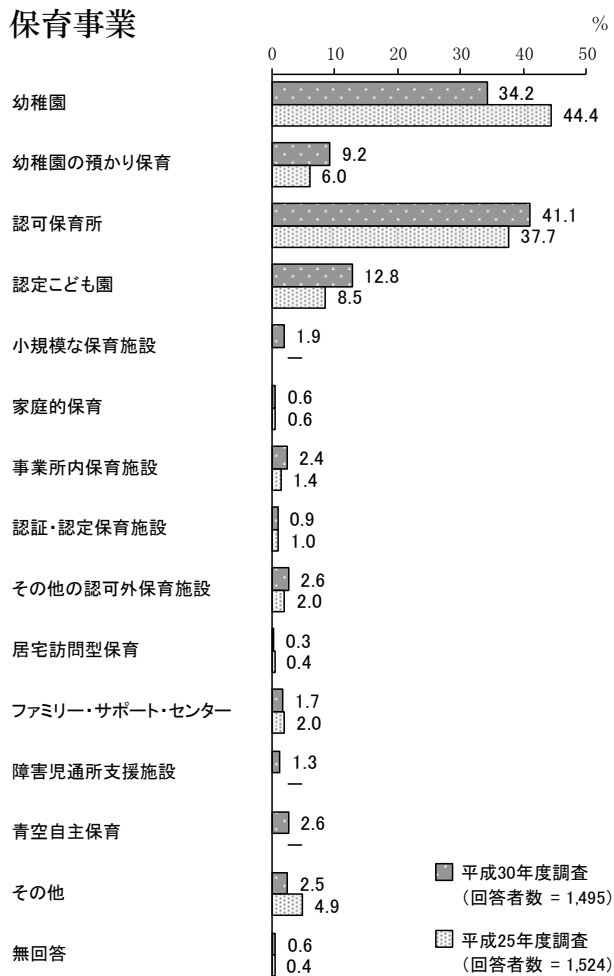
※ 「利用している」の割合は、0歳が27%、1～2歳が57.4%、3～5歳が97.5%となっています。

② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可³保育所」の割合が41.1%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が34.2%、「認定こども園」の割合が12.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園」の割合が減少しています。

「その他」の具体的記述では、「プレ幼稚園」、「一時預かり」、「園の未就園児クラス」等の意見が寄せられました。



※平成25年度調査には「障害児通所支援施設」

「青空自主保育」の選択肢はありません。

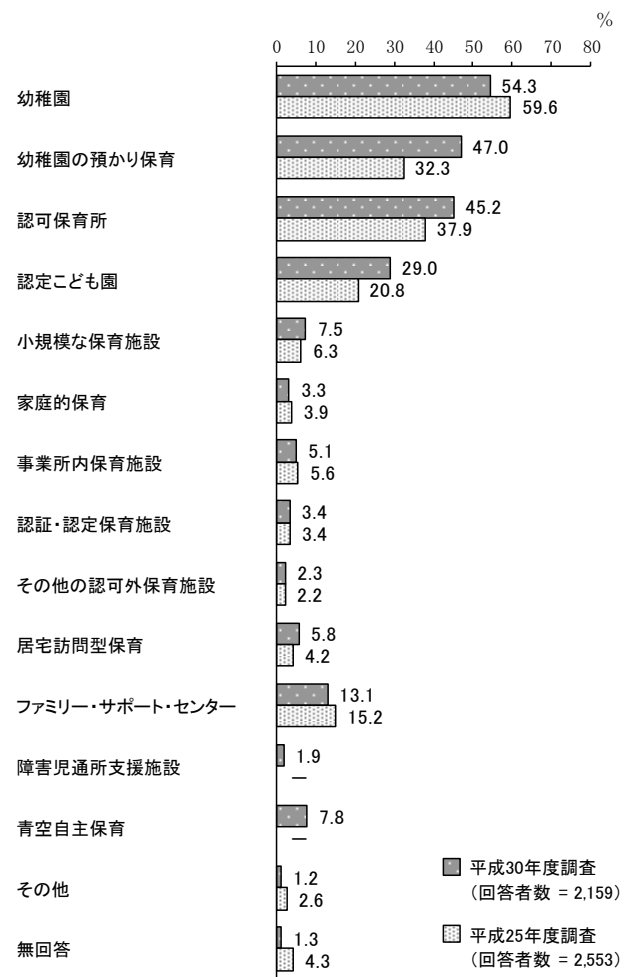
³ 行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「幼稚園」の割合が 54.3%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が 47.0%、「認可保育所」の割合が 45.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所」、「認定こども園」の割合が増加し、「幼稚園」の割合が減少しています。

「その他」の具体的記述では、「病児保育」、「病児保育の施設」の意見が寄せられました。



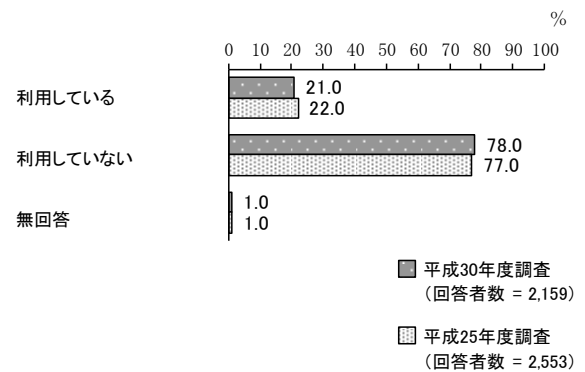
※平成 25 年度調査には「障害児通所支援施設」「青空自主保育」の選択肢はありません。

（３）地域の子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場）の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用している」の割合が21.0%、
「利用していない」の割合が 78.0%
となっています。

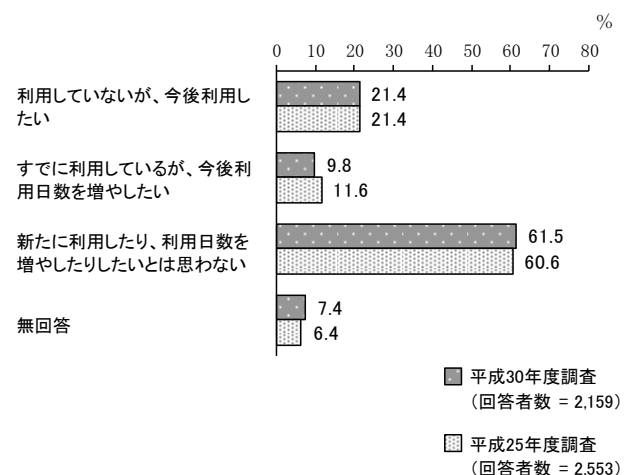
平成 25 年度調査と比較すると、大
きな変化はみられません。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が61.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 21.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 9.8%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大
きな変化はみられません。

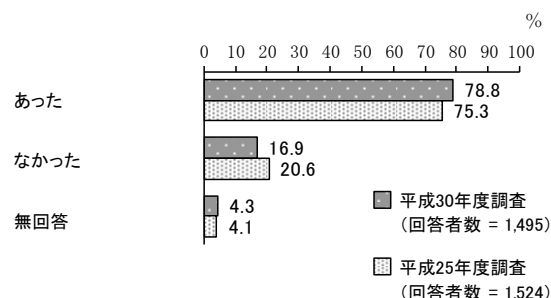


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業（定期的な教育・保育事業）の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が78.8%、「なかった」の割合が16.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

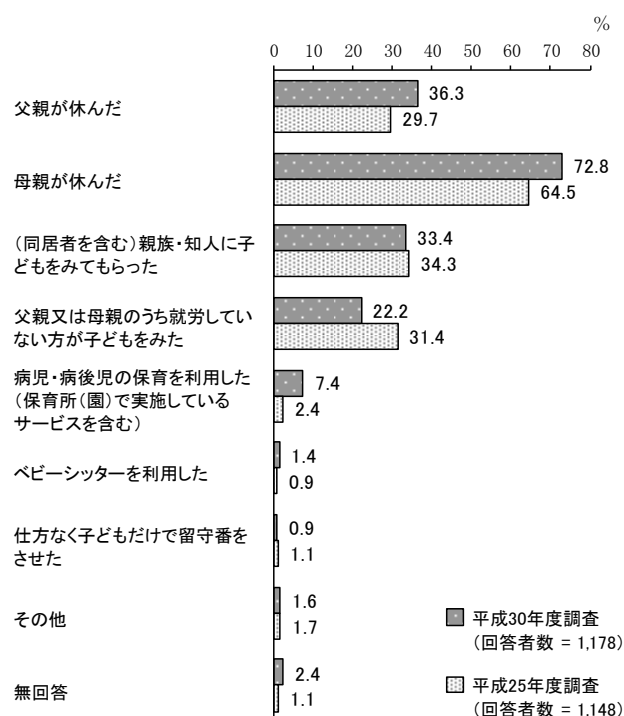


② 子どもが病気やケガで通常の事業（定期的な教育・保育事業）の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が72.8%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が36.3%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が33.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」、「病児・病後児の保育を利用した(保育所(園)で実施しているサービスを含む)」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

「その他」の具体的記述では、「祖父母に見てもらった」、「病児保育」、「勤務先に連れて行った」、「就労していない方が看病した」等の意見が寄せられました。

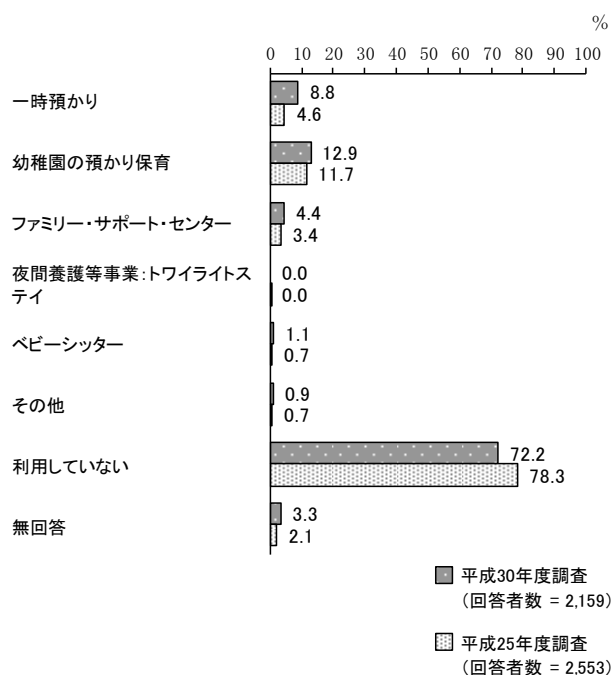


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が72.2%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が12.9%、「一時預かり」の割合が8.8%となっています。

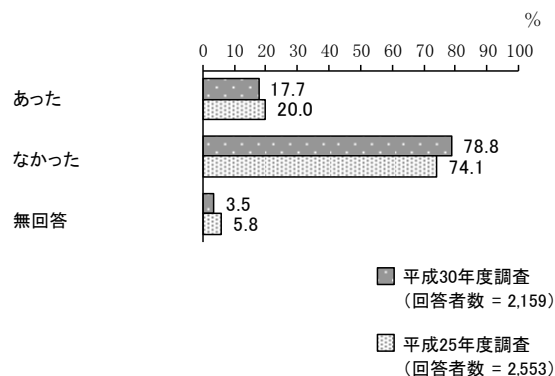
平成25年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が減少しています。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が17.7%、「なかった」の割合が78.8%となっています。

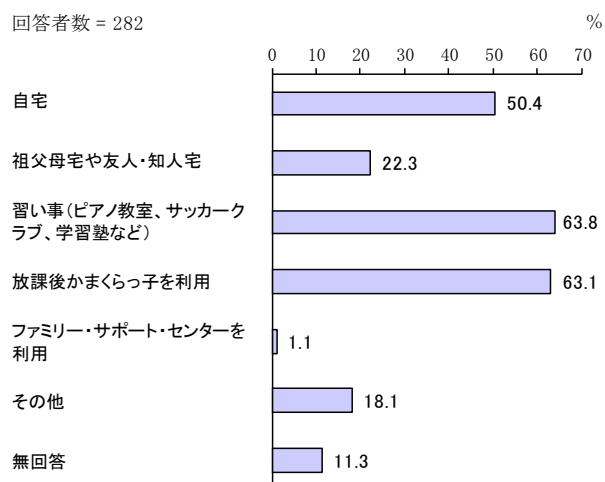
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



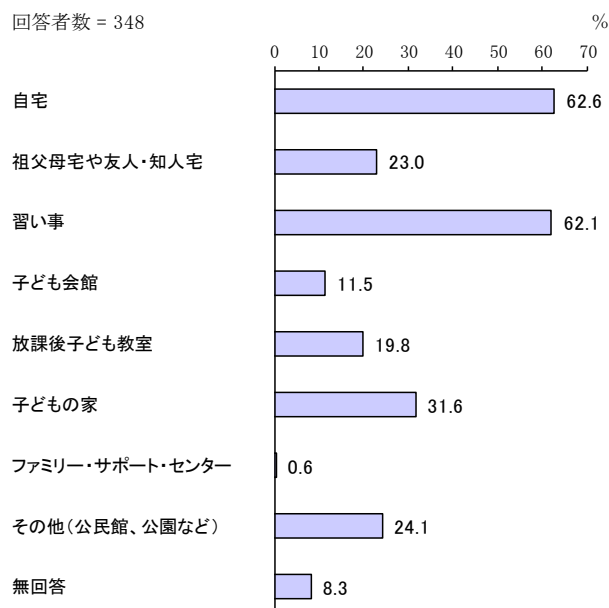
(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が63.8%と最も高く、次いで「放課後かまぐらっ子を利用」の割合が63.1%、「自宅」の割合が50.4%となっています。

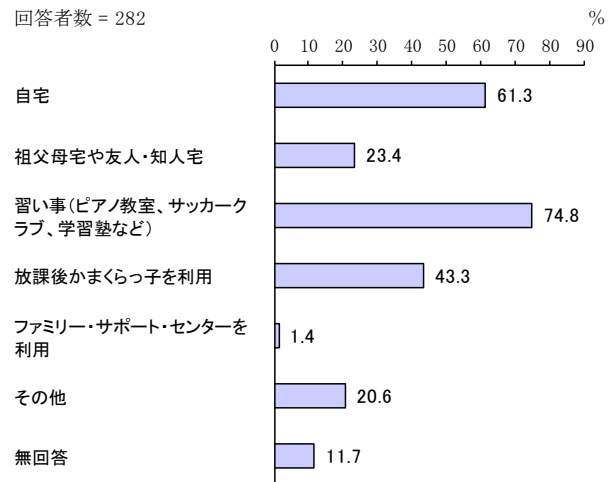


【(参考) 平成 25 年度調査】

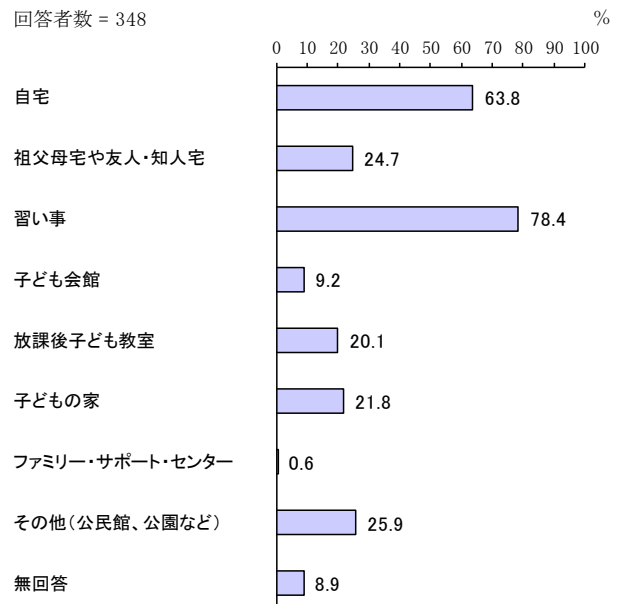


② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が74.8%と最も高く、次いで「自宅」の割合が61.3%、「放課後かまくらっ子を利用」の割合が43.3%となっています。



【（参考）平成 25 年度調査】

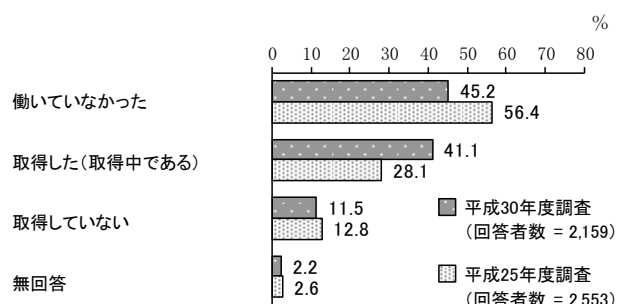


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が45.2%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が41.1%、「取得していない」の割合が11.5%となっています。

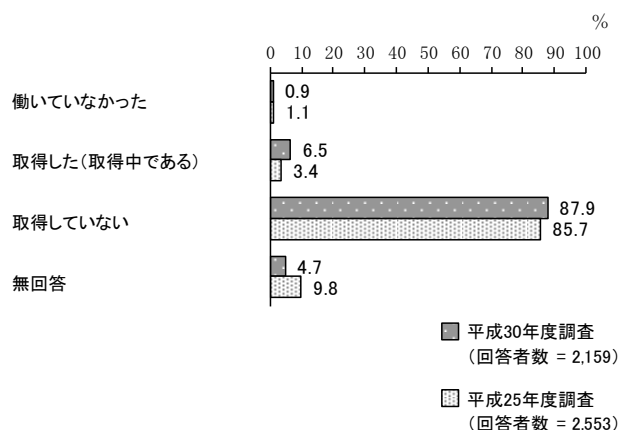
平成25年度調査と比較すると、「働いていなかった」の割合が減少し、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。



② 父親の育児休業の取得状況

「取得していない」の割合が87.9%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

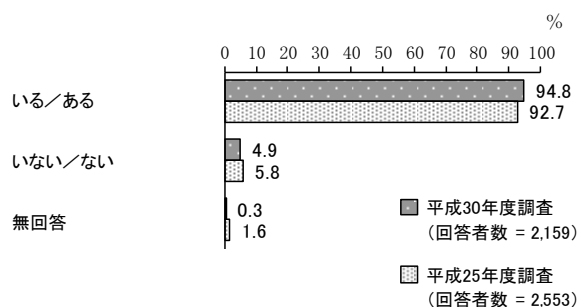


(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が94.8%、「いない／ない」の割合が4.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

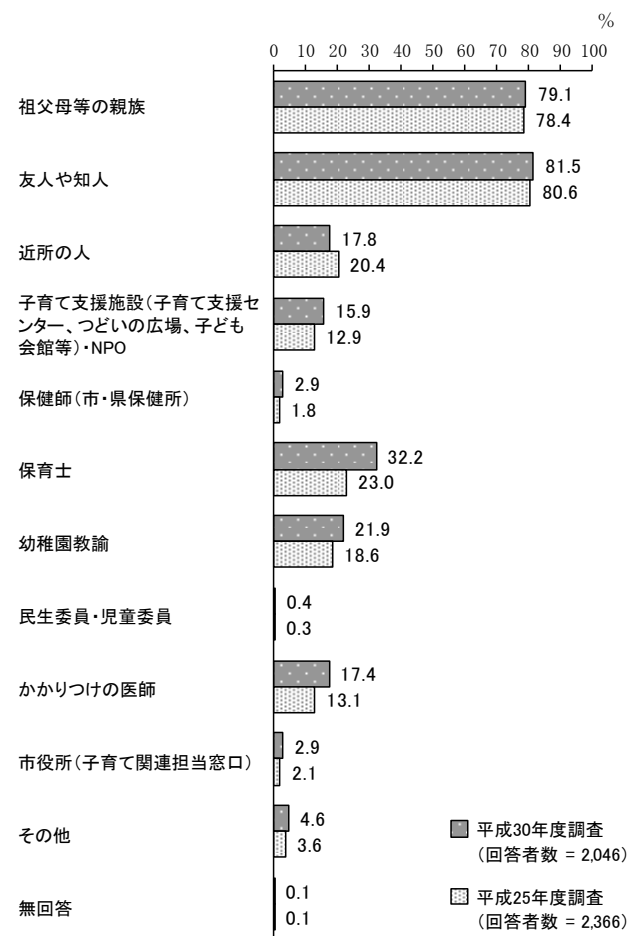


②就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が 81.5%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が 79.1%、「保育士」の割合が 32.2%となっています。

「その他」の具体的記述では、「職場の仲間」、「習い事の先生」、「助産師や保育園の看護師」等の意見が寄せられました。

平成 25 年度調査と比較すると、「保育士」の割合が増加しています。

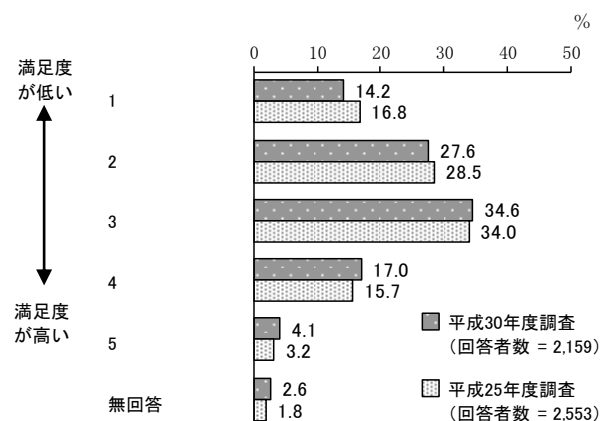


(9) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が 34.6%と最も高く、次いで「2」の割合が 27.6%、「4」の割合が 17.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



3 第2期計画策定に向けた課題

第2期計画策定にあたり、統計データやアンケート結果を踏まえながら、第1期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

(1) 子育て家庭支援の充実

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、保育所、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組む必要があります。

本市は、現在も待機児童が発生しており、県内でも多くなっています。また、アンケート調査では、5年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加しています。また、未就学児童をもつ母親の約6割はなんらかの就労をしており、パートタイムで就労している母親の約1割はフルタイムへの転換見込みがあります。5年前に比べると、幼稚園の利用者が減少し、認可保育所の利用者が増加していることから、保護者のニーズの変化がみてとれます。喫緊の課題である待機児童対策を引き続き進めるとともに、今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、適切に教育・保育ニーズの量の確保を行う必要があります。

アンケート調査では、令和元年（2019年）10月からの幼児教育無償化に伴い「定期的に」利用したい事業として「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」の割合が前回調査よりも増加しています。さらに、新たな公園の整備や屋内外を問わず安全に遊べる場所を求める記述も見られました。保育ニーズの増加及び子どもの遊びや学びの場を求める声に対応できるよう、さらなる施設・体制の整備を図る必要があります。

さらに、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化等の影響により、子育ての悩みや不安を抱えた保護者が孤立することのないよう、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、身近に相談できる相手を見つけたり地域の情報を手に入れたりしやすい環境を整え、悩みや不安を解決できるようにする必要があります。また、子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣づくり、情報収集等を適切に行えるよう支援する必要があります。

（２）特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

すべての子どもは、障害の有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確保及びその向上を図り、発達に支援を必要とする子どもと家族が地域で安心して生活できるよう、ライフステージに沿った継続的で一貫した支援を受けることができる体制が必要です。

アンケート調査では、気軽に子どもを預けられる環境を求める割合が高くなっている一方で、祖父母に安心して子どもをみてもらえる割合が減少し、気軽に相談できる人・場所がないと回答している人も一定数います。

子育てに不安を抱えている家庭の相談支援体制や、発達に支援を必要とする子どもへの支援の強化とともに、保育所、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。

また、児童虐待への対応については、従来制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

さらに、子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があります。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していくことが必要です。

（３）子どもの権利や安全の確保

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事件・事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成 30 年に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取り組んでいます。

アンケート調査では、子どもの放課後に必要と思うものについて、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」の割合が約 7 割と最も高くなっています。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高める必要があり、地域との連携体制の構築が求められます。

（４）子どもの社会的成長の促進

国においては、平成 28 年度のいじめの認知件数は 32 万 3,143 件であり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、大きな課題となっています。

すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、相談体制の充実や学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、学校・行政・家庭・地域など社会全体で取り組むことが必要です。

また、家庭環境等の変化により多様化する保護者の相談にこたえられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育て・子育てができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図り、子育て中の方への積極的な情報提供が必要となります。

さらに、身近な場所に子どもにとって魅力的な遊びや学びの場を提供することは、子どもが社会性を身につけるうえで重要であることから、地域の公園や子育て施設の充実を図っていく必要があります。

（５）仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス⁴社会）の実現

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成 29 年 10 月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になることはどのようなことかについては、「子どもの教育に関すること」が最も多くなっていますが、その他記述には「仕事と子育ての両立」といった意見もみられます。また、5 年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は大きく増加していますが、一方で父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要であり、多様なニーズに対応するため平日だけでなく長期休暇期間中の教育・保育事業の充実や一時的な預かり事業の充実をさらに図っていく必要があります。

また、小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年のうちは、放課後かまくらっ子で過ごしたいという希望が高く、6 割を超えています。また、高学年においても、4 割となっており、高いニーズがうかがえます。

放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した段階的な子どもの居場所づくりが求められます。また、子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学び・食事を通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。

⁴ 国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



第3章 計画の基本的な考え方

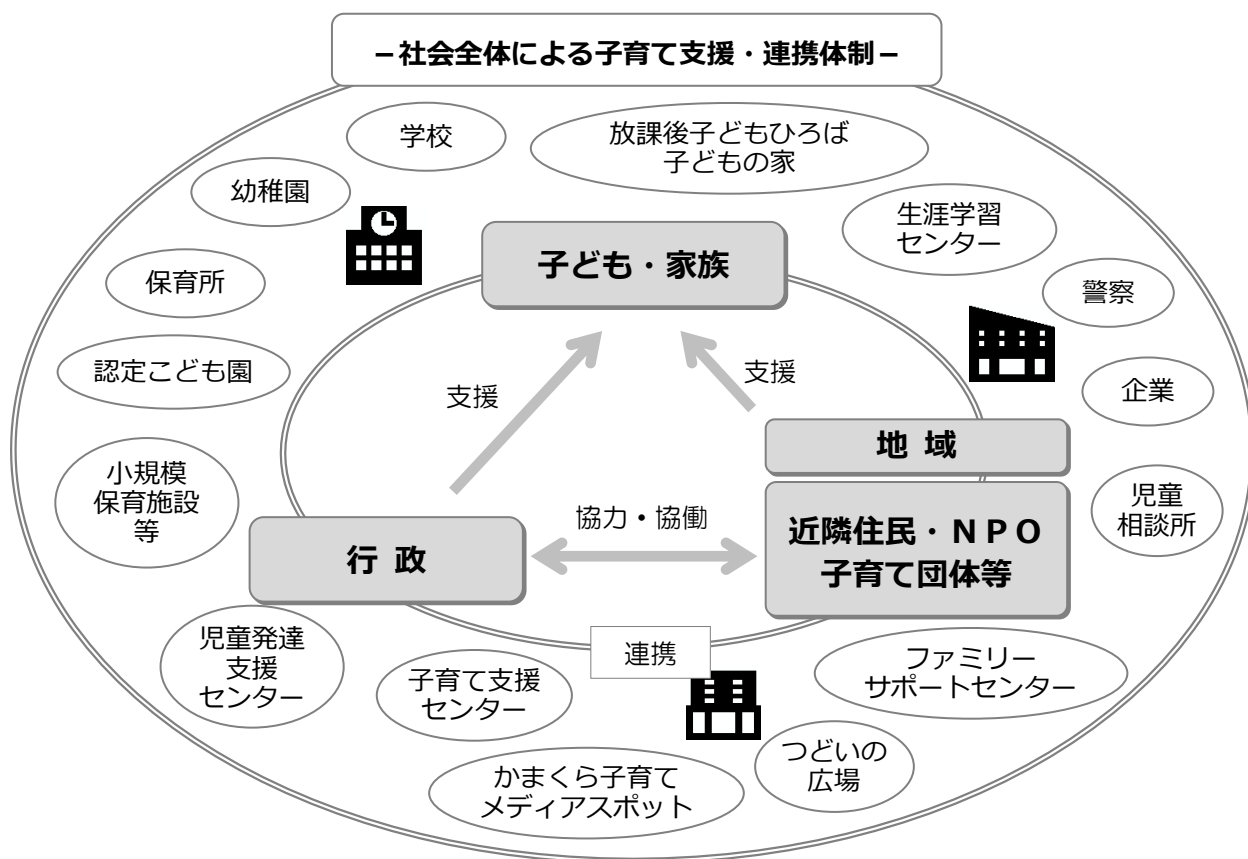
1 基本理念

核家族化が進み、多くの家族に見守られながら子どもが育っていくといった家庭環境が失われてきています。保護者の孤立感や負担感の増大も懸念されており、また、女性の社会進出など、社会構造が変化し、結婚・出産、子育ての悩みや不安を多くの市民や家庭が抱えています。

第1期計画では、社会全体で子育てを支えるため、地域や関係団体などとともに、海と山の美しい自然環境やゆたかな歴史的遺産など鎌倉の特性を生かしながら「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念に掲げ、子育て支援の施策を推進してきました。

引き続き、本計画では、子どもの元気な声がまちにこだまし、これから子どもの生まれてくる家庭や、子育てをしている家庭に笑い声が絶えず、まちのみんなが子どもたちを温かく包み込む、そのようなまちを本市はめざし、第1期計画で掲げた基本理念を継承し、この理念を具現化するために各施策を実施していきます。

子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉



2 計画の視点

鎌倉市では、これまで平成 27（2015）年 3 月に「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定し、子どもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進してきました。

【SDGs 未来都市】

本市は平成 30（2018）年に「SDGs 未来都市」に選定され、「鎌倉市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。2030 年のあるべき姿の一つとして、「共生・共創社会の実現（社会）」を掲げており、SDGs の理念を活かした取組を行っています。

※SDGs とは

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015 年 9 月の国連サミットで採択され、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた、世界共通の 17 の目標です。



【子育て支援に特に関連する SDGs のゴール】



妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実するとともに、多様な子育てニーズやライフステージに合わせた支援を通じ、すべての子育て家庭が安全で安心して子育てできる環境の整備を進めます。関係機関との連携体制の構築や支援施策を充実し、児童虐待を未然に防止します。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の機会の確保や、保育施設、親子の居場所、児童の放課後等の居場所など、子育て関連等施設の充実に取り組みます。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画（案）において SDGs の達成に向けた取組の方向性を提示しているため、本計画についても取組との整合を図ります。

【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】

本市では、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことができる社会を実現することを目的として、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成31年（2019年）4月1日から施行しました。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

（基本的施策）

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに

当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。

イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。

(3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

本条例は、鎌倉市の目指す共生社会の実現に向けた取組についての基本理念、行政の責務、市民及び事業者の役割を明確にし、基本的施策を定めることで、市全体の取組の土台となる共通認識になるよう位置づけています。

【(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例】

本市では、恵まれた環境を生かして、さらに子どもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、子どもを総合的に支援するため、「(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」にて次のような基本理念を掲げています。

- (1) 子どもが、障害の有無、性別、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめなどを受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、子どもが一人の人間として尊重されること。
- (2) 子どもが、心身の健やかな成長を阻害されることがないよう、子どもの最善の利益を追求し、虐待や育児放棄を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。
- (3) 子どもが、成長の段階に応じた学びや生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けられること。又、子どもが、何を思い感じながら行動、活動しているのか理解され、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。
- (4) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

このように、SDGs や共創・共生、子どもの支援に関する新たな取組が推進される中、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」が令和元年度（2019 年度）で最終年度を迎えることから、これらを計画の視点として位置付け、引き続き計画的に子育て支援施策を推進するため、「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 基本目標

基本理念の実現のために、本市では基本目標を以下のように設定しました。

(1) 子育て家庭支援の充実

子育ての不安や悩みを解消するための体制の整備や、子育て家庭に対する経済的支援、医療体制の充実等により、子育てに関する悩みや不安の解消に努めます。

(2) 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭など、特別な配慮や支援が必要な子どもの状況に応じた支援の充実とともに、児童虐待防止対策に努めます。

(3) 子どもの権利や安全の確保

子どもが安心して生活ができる環境を整え、子どもと子育て家庭にとって安全で住みやすいまちを創り上げることを通じて、子どもが権利の主体として尊重され、健やかに育つことができるまちをめざします。

(4) 子どもの社会的成長の促進

子どもが健全に育つ環境を整え、子どもに交流の機会や遊び・学びの場を提供するとともに、多様な体験の機会を提供することを通じて社会性を育てていきます。

また、生活の基本となる家庭教育の充実を促進し、就学前の教育及び学校教育の充実と相互の連携を図ることにより、子どもがその可能性を伸ばしていくことのできる環境を整えます。

さらに、身近な場所に子どもにとって魅力的な遊びや学びの場を提供することは、子どもが社会性を身につけるうえで重要であることから、地域の公園や子育て施設の充実を図っていく必要があります。

(5) 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現

多様なニーズに応じた保育サービスの提供や拡充などを行い、子育てと仕事を両立できる仕組みづくりを進めます。

4 重点取組

(1) 切れ目のない子育て支援を推進します

核家族化の進行等、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化等の影響により、保護者の孤立感や負担感が高まっています。また、妊娠期から子育て期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支援を必要としている場合があります。こうした家庭に適切な支援が差しのべられず、痛ましい児童虐待に至ってしまうことのないよう、妊娠・出産・子育てに関する相談がしやすい体制の整備や、地域の子育て支援サービスの充実を図り、切れ目のない子育て支援を推進していくことが重要です。

(2) 子どもの貧困等、特別な配慮が必要な家庭への支援を推進します

本市では、平成 30 年に子どもの貧困を含めた子育て世帯の生活状況やニーズなどを把握するため「鎌倉市子育て世帯の生活に関するアンケート調査」を実施しました。調査結果では、18 歳未満の子どもがいる世帯のうち国の貧困線の基準を下回る世帯の割合等は 4.9%、18 歳未満の子どもがいるひとり親家庭世帯のうち国の貧困線の基準を下回る世帯の割合等は 44.7%となっています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが重要です。

さらに、発達障害⁵などがある子どもを育てる家庭で、配慮や支援を必要とする家庭のため、地域においてそういった子どもとその家族を支えていく体制を整備することが求められています。子どもが自らの可能性を引き出し社会的に自立するため、障害の早期発見と早期からの発達支援を保障し、年齢に応じた支援を行う必要があります。

また、本市における新規児童虐待相談件数は年々増加しています。保護者の子育てに関する孤独感や不安感などが虐待に繋がることもあるため、地域での見守りや関係機関との連携など、その要因を取り除くための支援が必要です。

⁵ 主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、対人関係の問題を主とする障害。

5 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[主要施策]

ページ

子どもが健やかに育つまち
子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

1 子育て家庭支援の充実 (46 頁)

(1) 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点による支援

46

(2) 保育環境の充実

52

(3) 放課後環境の整備

55

(4) 経済的支援の充実

57

(5) 母子保健医療体制と親子の居場所の充実

61

(6) 食育の推進

66

(7) 協働による子育て支援ネットワークの構築と支援

68

2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援 (70 頁)

(1) 子どもの貧困対策の推進

70

(2) 障害のある子どもとその家庭への支援

78

(3) 児童虐待防止対策の推進

82

3 子どもの権利や安全の確保 (85 頁)

(1) 子どもの権利と主体性の尊重

85

(2) 子どもの安全性の確保

87

(3) 子どもの生活環境の整備

90

4 子どもの社会的成長の促進 (93 頁)

(1) 家庭教育の充実

93

(2) 幼児教育・学校教育の充実

95

(3) 子どもの健全な成長への支援

100

(4) 子どもの交流機会の確保

102

(5) 子どもの遊びや学びの場の整備

105

(6) 多様な体験機会の確保

108

5 仕事と生活が調和した社会 (ワーク・ライフ・バランス社会)の実現 (111 頁)

(1) 男女がともに支え合う仕組みづくり

111

(2) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

113



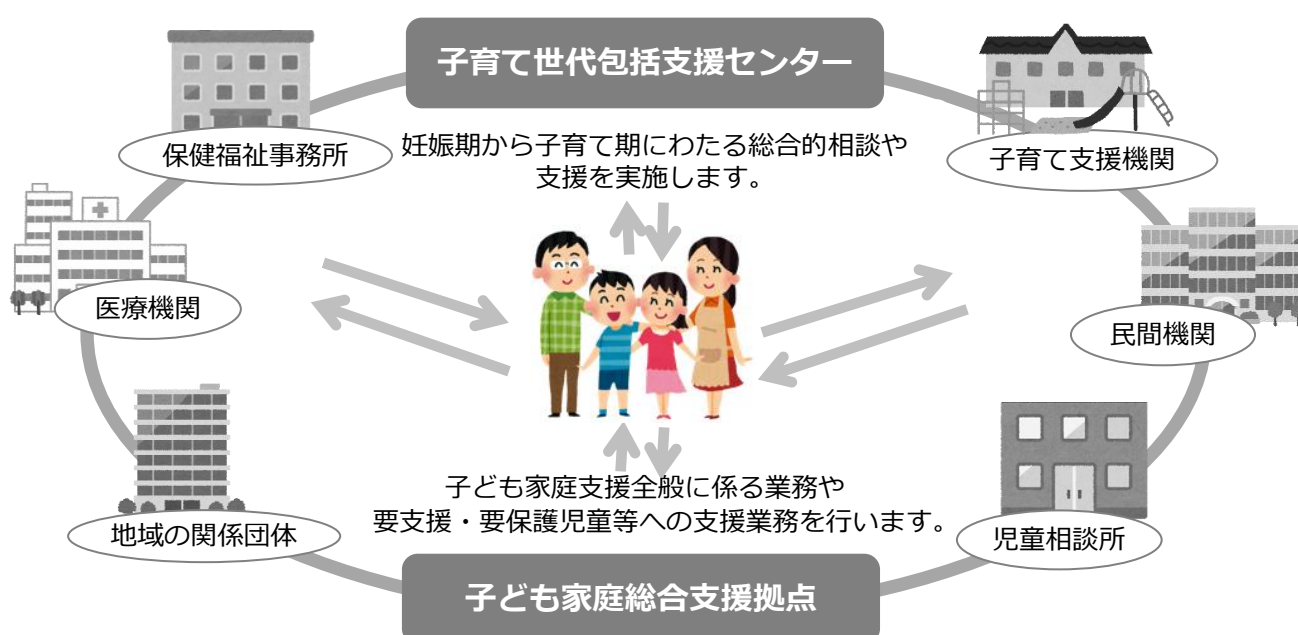
第4章 施策の展開

基本目標 1 子育て家庭支援の充実

主要施策（１）子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点による支援

国では、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、おおむね令和２年度（２０２０年度）末までに全国展開をめざし、市町村が設置するよう努めなければならないこととしています。

本市では、令和２年度（２０２０年度）に子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を開設する予定となっており、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことで、子育てに対する不安の解消を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めていく必要があります。



【寄せられた意見】

- ・様々な情報を知るためには自分で動かなければならないので、集団健診等の時に情報提供をもう少し充実させてほしい
- ・幼稚園から小学校への情報提供にもっと力を入れてほしい
- ・SNSなどで情報を知らせしてほしい
- ・知識や情報のある人は制度を利用しやすいが、そうでない人には不利
- ・子育て相談支援の情報が集めにくい。市からのLINEは対象となる年齢のイベントだけ通知してほしい。
- ・もっと支援策などあるだろうが、情報を取りにいけない。どこにあるかわからない
- ・発達面を相談できる病院や施設をもっと身近に増やしてほしい
- ・就学前相談があまり機能していない。小学校に入る前の不安（親も子も）を相談できる機会を増やしてほしい

【課題】

- 市が行っている相談・情報提供事業の認知度を高めるため、さらなる事業の周知が必要です。
- 子育て支援センターなど公共の施設に限らず、キッズスペースがある飲食店など、身近な場所で集え、交流できる場が求められています。
- 子育ての悩みや喜びを共有しやすい、家族ぐるみで付き合える相手や、自分の子どもと同学年の子の親と出会えるきっかけづくりが求められています。

【 施策の方向 】

- ① 相談体制の充実
- ② 情報提供体制の充実
- ③ 妊娠前の夫婦、妊婦や子どもへの支援

① 相談体制の充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-1-1-1	子育て世代包括支援センター (重複掲載2-1-2-1) (重複掲載2-3-1-2) 【市民健康課】	子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。 (実情の把握、相談・情報提供・助言・保健指導、支援プランの策定、関係機関との連絡調整)	・事業の継続
1-1-1-2	子育て世代包括支援連絡会 (重複掲載1-7-1-3) 【市民健康課】	関係機関との連絡調整をスムーズに行えるよう、情報交換会、事例検討会、勉強会等を開催します。	・事業の継続
1-1-1-3	「子ども家庭総合支援拠点」の運営 (重複掲載2-1-2-3) (重複掲載2-3-1-1) 【こども相談課】	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもと家庭及び妊産婦（児童虐待含む）に関する相談の受け付け（こどもと家庭の相談室）を行います。また、受け付けた相談に対し、関係機関と連携しながら、実情の把握、調査・訪問等によるソーシャルワークの実施、各種子育て講座の運営等を行うことで、課題解決が図られるよう支援を行います。	・事業の継続
1-1-1-4	地域子育て相談体制 (重複掲載2-1-2-2) (重複掲載2-3-1-3) 【こども相談課】 【保育課】	親たちが子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、子育て支援センターでの相談体制の充実に努めます。 保育所および認定こども園では、地域子育て支援の一環として電話等での育児相談を受付けています。	・子育て支援センター：事業の継続 ・認可保育所：全施設で実施

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-1-1-5	各種相談体制の充実及び連携 【関係各課】	各種相談事業を充実し、各相談窓口と関係機関との連携を図ります。	・親子健康相談 1-1-1-13参照 ・ひとり親家庭相談 2-1-2-15参照 ・障害のある子どもとその家庭に対する相談体制 2-2-1-1～5参照 ・教育相談の充実 4-2-5-1参照 ・思春期相談体制の充実 2-1-1-2参照
1-1-1-6	育児相談及び講演会 【私立幼稚園】	幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、その他必要な援助を行います。	・事業の継続
1-1-1-7	地域の民生委員児童委員 ⁶ 、主任児童委員 ⁷ の活動 (重複掲載2-1-2-4) (重複掲載2-3-1-6) 【鎌倉市民生委員児童委員協議会】 【主任児童委員連絡会】 【生活福祉課】	厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員児童委員が、市民の立場で子育ての相談、情報提供などの支援を行っています。 主任児童委員は、親子で遊べる場、子育ての仲間づくりの場を設けたり、虐待の早期発見・早期対応に取り組むなど、地域の中の身近な相談相手として活動しています。	・事業の継続
1-1-1-8	子育て支援センターの充実 (重複掲載1-5-6-1) (重複掲載2-3-3-1) 【こども相談課】	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。 また、子育て支援センター未設置の腰越地域への設置を検討します。	・事業の継続 ・腰越地域への子育て支援センター設置 ※詳細は第5章参照
1-1-1-9	つどいの広場 (重複掲載1-5-6-2) (重複掲載2-3-3-2) 【こども支援課】	子育て支援センターのない腰越地域にて、乳幼児（特に0～3歳）を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。	・腰越地域への子育て支援センター設置 ※詳細は第5章参照

⁶ 民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティア。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めている。また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、主任児童委員*と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めている。

⁷ 児童福祉の活動を専任で行う民生委員・児童委員*。関係機関と連携し、子育てに関する悩みの相談や、子育てに不安のある家庭の支援、子育てに関する情報提供等を行い、地域の子どもと子育て家庭を見守っている。また、主任児童委員が中心に運営する「子育てサロン」は、親子で気軽に参加することができ、子育て中の親の仲間づくりや息抜き、相談の場となっている。

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-1-1-10	保育所における地域育児センター活動 【保育課】	多様化する子育てニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域育児センター活動を行います。	・事業の継続
1-1-1-11	子育てサロン (重複掲載2-3-3-3) 【地区社会福祉協議会】 【地区民生委員児童委員協議会】 【生活福祉課】	児童の健全育成のために、主任児童委員が中心となり、未就学児を対象に小地域でサロン活動を行っています。	・事業の継続
1-1-1-12	親子健康教育 (重複掲載1-5-5-1) (重複掲載2-1-2-5) 【市民健康課】	母子・父子健康手帳の交付、妊娠期及び産後の両親教室、離乳食教室等を開催し、妊産婦、乳幼児の健康を保持増進できるように支援を行います。	・事業の継続 ・学校保健と連携した「いのちの教室」の拡充
1-1-1-13	親子健康相談 (重複掲載1-5-5-2) (重複掲載2-1-2-6) 【市民健康課】	育児、栄養、運動、歯など、健康なライフスタイルの確立と親子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できるよう各地域で実施します。	・事業の継続
1-1-1-14	家庭訪問 (重複掲載1-5-5-3) (重複掲載2-1-2-7) 【市民健康課】	妊娠、出産、育児の不安の解消、健康の保持・増進を図るため、助産師・保健師による家庭訪問を実施します。	・事業の継続 ・乳児家庭全戸訪問事業 詳細は第5章参照
1-1-1-15	健診後のフォロー体制づくり (重複掲載1-5-5-4) (重複掲載2-1-2-8) (重複掲載2-2-1-1) 【市民健康課】 【発達支援室】	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。	・事業の継続
1-1-1-16	感染症予防の啓発 (重複掲載1-5-5-5) 【市民健康課】	感染症予防のため、流行が予測される感染症について、ホームページ、広報、パンフレット等で予防啓発に努めます。	・事業の継続
1-1-1-17	遊び場デビュークラス (重複掲載1-5-5-6) 【市民健康課】	両親教室の産後クラスとして、生後1～5か月の乳児とその保護者を対象として、子育て支援センターを会場に、情報交換・専門職からの育児アドバイス等を行います。	・事業の継続
1-1-1-18	妊産婦向けおはなし会、乳幼児向けおはなし会の開催 (重複掲載1-5-5-7) 【中央図書館】 【市民健康課】	妊産婦・乳幼児の心の健康のサポート・文化的な暮らしのサポートのため、妊婦の時期から参加できる図書館・本・子育て情報の活用をガイドするおはなし会等を開催します。	・事業の継続

② 情報提供体制の充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-1-2-1	かまくら子育てメディアスポットの運営 【こども支援課】	市役所内のかまくら子育てメディアスポットやホームページ、ネットワークサービスなどを活用し「保育コンシェルジュ」による子育て支援情報の収集・提供を行います。 また、子育て支援団体や地域活動の情報発信に協力するなど、社会全体で子育てを支える取組みを支援します。	・事業の継続
1-1-2-2	「かまくら子育てナビきらきら」の発行 【こども支援課】	妊娠中から小学校低学年までの子どもの子育てに役立つ子育て支援情報誌を発行します。	・事業の継続
1-1-2-3	祖父母世代向け手帳 「孫育てスタートブック～地域みんなで子育て～」 【市民健康課】	お父さん、お母さんの子育てを祖父母世代がサポートし、地域みんなが笑顔になれる「孫育て」のポイントをまとめた冊子を配布します。	・事業の継続

③ 妊娠前の夫婦、妊婦や子どもへの支援

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-1-3-1	妊産婦及び乳幼児健康診査 (重複掲載1-5-1-1) (重複掲載1-5-2-1) (重複掲載2-1-2-9) 【市民健康課】	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達課題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立化を防ぎます。	・事業の継続 ・健診未受診者のフォローの徹底と居所不明児を見据えたフォローシステムの構築 ・妊婦健康診査詳細は第5章参照
1-1-3-2	両親学級 (重複掲載1-5-1-2) (重複掲載5-1-1-3) 【市民健康課】	妊娠及び出産後の母体の保護、日常生活での注意点・育児の楽しさを一緒に学習します。	・事業の継続
1-1-3-3	産科診療所運営への支援 (重複掲載1-5-1-3) 【市民健康課】	鎌倉市医師会立の産科診療所「ティアラかまくら」の運営を支援し、市内で安心して子どもを出産し、育てられる環境を整備します。	・事業の継続
1-1-3-4	不妊相談の周知 (重複掲載1-5-1-4) 【市民健康課】	県で実施している特定不妊治療費助成事業や不妊専門相談センターについて、市民健康課窓口及び健康相談の場等において周知します。	・事業の継続
1-1-3-5	特定不妊・不育症治療費助成 (重複掲載1-5-1-5) 【市民健康課】	特定不妊治療（体外受精や顕微授精）や不育症治療の費用を助成し、出産を希望するご夫婦に経済的支援を行います。（特定不妊治療費助成は県助成事業の上乗せ事業です。）	・事業の継続

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-1-3-6	予防接種 (重複掲載1-5-3-1) 【市民健康課】	感染性疾病を未然に予防し、子ども一人ひとりの健やかな成長を図るため、予防接種の適切な実施に努めます。	・事業の継続
1-1-3-7	小児救急医療体制の推進 (重複掲載1-5-3-2) 【市民健康課】	関係機関との協議による小児救急医療体制を充実します。 また、広域的に小児救急に取り組むとともに、環境整備を図り、小児救急医療水準の維持向上を目指します。	・事業の継続
1-1-3-8	小児救急医療支援 (重複掲載1-5-3-3) 【市民健康課】	休日夜間急患診療所の土・日・休日の夜間（12月～2月の日・休日は日中及び夜間）には、小児科に対応できる医師を配置します。	・事業の継続
1-1-3-9	かかりつけ医の確立 (重複掲載1-5-3-4) 【市民健康課】	「予防接種のお知らせ」・「すくすく手帳」の配付や、家庭訪問を行い、早期から包括的な対応をかかりつけ医で受けられるよう、啓発に努めます。	・事業の継続
1-1-3-10	産後ケア事業 (重複掲載1-5-1-6) (重複掲載2-1-2-10) (重複掲載2-3-2-5) 【市民健康課】	家族等から出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対し、出産後の一定期間、医療機関等において、宿泊、通所又は訪問により、母体の回復、育児指導等の支援を行います。	・事業の継続

主要施策（２）保育環境の充実

女性の就労率の上昇にともなう夫婦共働き家庭の増加などにより、保育に対する需要が高まってきています。

また、パートタイム就労やフレックスタイムでの勤務等により、就労形態や勤務時間が多様化しており、それに応じて保育ニーズも多様化していることから、これらに対応した環境を整備することが課題となっています。

さらに、一時的な就労やリフレッシュ等での一時預かりサービスのニーズも増えており、共働き家庭のみならず、全ての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

【寄せられた意見】

- ・ 保育園を増やして、必ず入園出来る様にして欲しい
- ・ 保育園の待機児童が多い
- ・ 病児保育を増やしてほしい
- ・ 子どもが病気になった場合の対応が、仕事をしているとつらい。呼び出されてすぐに迎えに行けない。各保育園で病児保育にも対応して頂けると、子ども慣れた場所でお迎えまで待てる。病気の時に慣れない場所、人に預けるのは、母子ともに不安
- ・ 一時保育や幼稚園の預かり保育が少ない
- ・ 幼稚園の時間が短く、就労するのが難しい

【課題】

- 保育所や一時預かりなどでは、利用希望に対して、提供量が下回っているため、利用したい人が利用できる環境を整えることが必要です。
- 時間の延長、土日の開設、保育士の質の改善、備品や行事の充実等、保育ニーズが多様化しており、きめ細かいサービスの提供が必要です。
- 地域の人が育児支援を行うファミリーサポートセンターについては、ニーズが高いため、今後支援を行う会員を増やす必要があります。
- 身近な場所での、子どもの一時預かりを求める声があります。
- 地域のバランスに考慮した施設整備が求められます。

【 施策の方向 】

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 保育体制の整備・充実 | ② 保育内容の充実 |
| ③ 保育サービスの質の確保 | ④ 地域での預かり等事業の充実 |

① 保育体制の整備・充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-2-1-1	通常保育事業 【保育課】	教育・保育施設及び地域型保育事業において、保護者が就労をしているなど、子ども・子育て支援法に定められている「保育を必要とする児童」に対して保育を実施します。 また、地域型保育事業と教育・保育施設の連携を図るなど、通常保育事業の充実を図ります。	・待機児童の解消 ※詳細は第5章参照
1-2-1-2	拠点保育所の整備 【こども支援課】 【保育課】	平成30年5月策定の拠点保育所整備方針に基づき、市内5地域に1園ずつ配置している拠点保育所のうち、老朽化等により機能に課題を抱えている2園の整備を行い、子育て支援機能を更に充実させていきます。	・事業の継続
1-2-1-3	保育施設の整備・活用 【こども支援課】 【保育課】	保育の安全確保、産後の休業及び育児休業後における保育所入所希望者の増など多様化する市民ニーズへの対応及び待機児童の解消を目指し、保育施設の新築・改築等の整備を図ります。	・事業の継続 ・待機児童の解消 へ向けた整備

② 保育内容の充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-2-2-1	延長保育事業 【保育課】	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施保育所の拡大を図ります。	・事業の継続 ・詳細は第5章参照
1-2-2-2	夜間保育事業 【保育課】	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化に対応できるよう、夜間保育の検討をします。	・事業の検討
1-2-2-3	休日保育事業 【保育課】	就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。	・事業の継続
1-2-2-4	病児・病後児保育事業 【保育課】	病気の回復期に至らない児童及び病気回復期の児童を一時的に預かる事業を推進します。	・事業の継続 ※詳細は第5章参照
1-2-2-5	低年齢児保育 【保育課】	産後休暇明け・育児休業明けでの乳児保育の需要に応えるため、低年齢児保育を実施します。	・事業の継続

③ 保育サービスの質の確保

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-2-3-1	保育サービス評価 【保育課】	保育所の提供するサービスについて、自己評価に加えて、利用者の認識・把握と第三者機関による評価の実施を検討しています。 私立保育所についても取組を要請していきます。	・順次全園での実施

④ 地域での預かり等事業の充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-2-4-1	一時預かり事業 【保育課】	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において、一時的に預かり保育を行います。また、保育所以外での実施も検討します。	・事業の継続 ※詳細は第5章参照
1-2-4-2	短期入所生活援助（ショートステイ）事業 【こども相談課】	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護します。	・事業の継続 ※詳細は第5章参照
1-2-4-3	トワイライトステイ事業 【こども相談課】	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日不在となり、家庭で児童を養育することが困難になった場合などに、児童を児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	・事業の検討
1-2-4-4	送迎保育ステーション 【保育課】	駅前等利便性の高い場所にステーションを整備し、一時預かりと保育所への送迎サービスを実施するとともに、送迎先保育所の閉所後の延長保育の実施を検討します。	・事業の検討
1-2-4-5	預かり保育 【私立幼稚園】	幼稚園に就園している幼児につき、当該幼稚園において、教育課程に係る教育時間の前後に教育活動を行います。	・事業の継続
1-2-4-6	ファミリーサポートセンター事業 【こども相談課】	仕事と育児の両立等のため、育児支援や家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。	・事業の継続 ※詳細は第5章参照（就学児分のみ）
1-2-4-7	市主催事業における託児サービス 【各課】	乳幼児のいる親が、市の主催する事業へ参加できるよう託児サービスを推進します。	・事業の継続

主要施策（３）放課後環境の整備

近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに、学童保育の充実が求められています。

こうした中、国では『新・放課後子ども総合プラン』を平成30（2018）年に策定し、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育と放課後子供教室の計画的な整備等を推進しています。

本市においても、就学期の子どもが放課後等に安心して過ごせる場所で、さまざまな年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が求められており、本市でも放課後児童対策をさらに進めていく必要があります。

【寄せられた意見】

- ・民間の学童保育が少ない
- ・学童の活動で、安全だけ気をつけるのではなく、怪我をすることもしっかりと学びになるので、いろいろな経験をさせてほしい
- ・近所の方から、小学校へ上がった後の学童の体制が整っていないと聞いた。入学後、どうするか不安に感じている
- ・学童保育はもう少し料金が上がってもいいので、フルタイムで働いている親が利用する事を念頭に、補食の充実、宿題の補助など、より細やかに対応してほしい
- ・学童サービスをもっと充実してほしい

【課題】

- 学童保育の開所時間について、保育所等の利用時間に合わせた開所が求められています。
- 新・放課後子ども総合プランに基づき、令和5年度（2023年度）末までに女性就業率80%に対応できるよう学童保育の整備を行うことが求められています。
- 全ての子どもが利用できる放課後等の居場所が求められています。

【施策の方向】

- ① 放課後児童対策の量と質の確保

① 放課後児童対策の量と質の確保

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-3-1-1	放課後かまくらっ子 (新・放課後子ども総合プラン) (重複掲載2-1-2-11) (重複掲載4-5-1-4) 【青少年課】 【教育総務課】	「放課後かまくらっ子」は、国が示す新・放課後子ども総合プランの鎌倉版として、「子どもの家(放課後児童クラブ)※1」と「アフタースクール(放課後子ども教室)※2」を一体的に実施し、放課後の安全で健やかな居場所づくりを行う事業です。市長部局と教育委員会が連携し、放課後子どもひろば・子どもの家と小学校の校庭等を使用し、一体型※3又は連携型※4により、実施します。 ※1子どもの家(放課後児童クラブ)とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、基準条例の遵守に努めつつ健全な育成を図る事業です。 ※2アフタースクール(放課後子ども教室)とは、放課後子どもひろばや小学校の校庭等を利用し、安心安全な居場所を提供するとともに、多様な活動・体験を地域等の協力を得て放課後子ども教室を提供することで、児童の「生きる力」を育む事業です。 ※3一体型とは、活動場所が同一の小中学校内等であり、共通のプログラムに参加するものです。 ※4連携型とは、活動場所が同一の小中学校内等にはないが、共通のプログラムに参加するものです。	- すべての小学校区で、放課後かまくらっ子(新・放課後子ども総合プラン)を実施することを目指す - 理念や活動内容について、ホームページでの告知や説明会の実施、窓口でのチラシ配布、魅力的なプログラムの実施などを通して、利用者や地域住民への周知を推進し、利用者数増加を目指す - 放課後子ども総合プラン検討委員会では、教育委員会と連携を図り、意見交換や情報の共有をする
1-3-1-2	子どもの家の利用時間延長 【青少年課】	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化等に対応できるよう、子どもの家の利用時間を拡大しています。	事業の継続
1-3-1-3	幼稚園における学童保育 【私立幼稚園】	放課後児童の健全育成に関して、幼稚園を地域の社会資源として考え、積極的な活用を検討しつつ、一部の園の取り組みとして、卒園児や在園児の兄弟姉妹を対象として預かりや催しを行っています。	事業の継続

主要施策（４）経済的支援の充実

子育て家庭では、養育費・教育費等の子育てに係る経済的負担の家計に占める割合が多く、経済的支援が求められています。

安心して子育てができるよう、子育て家庭の負担を軽減するための支援の充実が必要です。

【寄せられた意見】

- ・子どもの医療費負担は経済的に負担が大きい。中学卒業までは全世帯を対象としていただきたい
- ・子どもを育てるには、施設も少なすぎ、経済的なサポートもほとんどない
- ・医療費保障の延長や預かり制度の充実など、子育ての経済的、時間的負担を拡充してほしい
- ・地域振興券発行してほしい。経済負担が大きいので子どもにかかる費用はほとんど無料にしてほしい
- ・子育てには年齢が上がるほどお金がかかるため、経済的助成を希望

【課題】

- 教育費、医療費、出産費の助成など、経済的支援の充実が求められています。
- 少子化対策として、経済的負担の軽減を引き続き進めていく必要があります。

【施策の方向】

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 養育費等の助成 | ② ひとり親家庭への助成 |
| ③ 障害のある子どもとその家庭への助成 | |
| ④ 医療費の助成 | ⑤ 教育費の助成 |

① 養育費等の助成

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-4-1-1	児童手当 【こども相談課】	児童手当法に基づき、中学修了前(15歳になった後の最初の3月31日)までの児童を養育する父母等に支給します。	・事業の継続
1-4-1-2	在宅子育て家庭支援 【こども相談課】	妊娠中の者、在宅で就学前の子どもを養育している保護者、又は小学生までの子どものいる家庭で同一世帯の家族が病気になる等、育児又は家事支援を必要とする保護者が、ファミリーサポートセンター又は子育て支援事業者を利用した場合、利用料の一部を助成します。	・事業の継続

② ひとり親家庭への助成

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-4-2-1	ひとり親家庭等の医療費の助成 (重複掲載1-4-4-2) (重複掲載1-5-4-2) (重複掲載2-1-4-1) 【こども相談課】	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	・事業の継続
1-4-2-2	児童扶養手当 (重複掲載2-1-4-2) 【こども相談課】	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。	・事業の継続
1-4-2-3	ひとり親家庭等への貸付制度 (重複掲載2-1-4-3) 【こども相談課】	ひとり親家庭等の経済的な自立を図るため、生活資金等の貸付けを実施します。	・事業の継続
1-4-2-4	ひとり親家庭等の家賃の助成 (重複掲載2-1-4-4) 【こども相談課】	ひとり親家庭等に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。	・事業の継続
1-4-2-5	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金 (重複掲載2-1-4-5) 【こども相談課】	ひとり親家庭等の子どもが大学又は短期大学に進学するに当たり、支度金を交付します。	・事業の継続
1-4-2-6	遺児卒業祝金の贈呈 (重複掲載2-1-4-6) 【こども相談課】	遺児が中学校を卒業するに当たり、その保護者に卒業祝金を贈呈します。	・事業の継続

③ 障害のある子どもとその家庭への助成

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-4-3-1	障害者医療費助成 (重複掲載1-4-4-3) (重複掲載1-5-4-3) (重複掲載2-2-4-1) 【障害福祉課】	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	・事業の継続
1-4-3-2	特別児童扶養手当 (重複掲載2-2-4-2) 【こども相談課】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある児童(20歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。	・事業の継続
1-4-3-3	障害児福祉手当 (重複掲載2-2-4-3) 【障害福祉課】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、在宅の重度障害児(20歳未満)に手当を支給します。	・事業の継続
1-4-3-4	障害者福祉手当 (重複掲載2-2-4-4) 【障害福祉課】	在宅の重度障害児者と一部の中度障害児者に対し手当を支給します。	・事業の継続
1-4-3-5	地域生活支援給付費、 介護給付費、障害児通 所給付費 (重複掲載2-2-4-5) 【障害福祉課】	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、福祉サービス(居宅介護、短期入所、移動支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等)を必要とする障害のある子ども(18歳未満)がサービスを利用した場合に、その費用を給付します。(利用者負担あり。ただし上限額あり。)	・事業の継続
1-4-3-6	障害児者へのタクシー 利用料、福祉有償運送 料金、自動車燃料費助 成 (重複掲載2-2-4-6) 【障害福祉課】	在宅の重度障害児者に対し、タクシー利用券又は福祉有償運送料金助成券、自動車燃料費助成券を交付します。	・事業の継続
1-4-3-7	補装具・日常生活用具 の交付 (重複掲載2-2-4-7) 【障害福祉課】	障害児者の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。	・事業の継続

④ 医療費の助成

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-4-4-1	小児医療費助成 (重複掲載1-5-4-1) 【こども相談課】	0歳～中学3年生の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。 (ただし、小中学生については所得制限あり)	・事業の継続
1-4-4-2	ひとり親家庭等の医療費の助成 (重複掲載1-4-2-1) (重複掲載1-5-4-2) (重複掲載2-1-4-1) 【こども相談課】	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	・事業の継続
1-4-4-3	障害者医療費助成 (重複掲載1-4-3-1) (重複掲載1-5-4-3) (重複掲載2-2-4-1) 【障害福祉課】	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	・事業の継続
1-4-4-4	未熟児養育医療事業 (重複掲載1-5-4-4) 【こども相談課】	医師が指定医療機関において養育が必要と認めた未熟児の入院医療費(入院時食事代を含む)を助成します。	・事業の継続

⑤ 教育費の助成

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-4-5-1	幼児教育・保育無償化事業 (重複掲載2-1-4-8) (重複掲載4-2-4-1) 【こども支援課】 【保育課】 【こども相談課】 【障害福祉課】	3歳児から小学校就学前までの子どもと住民税非課税世帯の0～2歳児の子どもを対象に、幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設等、障害児の児童発達支援等の利用料を無償化します(一部上限があります)。	・事業の継続
1-4-5-2	就学援助 (重複掲載2-1-1-5) (重複掲載2-1-4-9) (重複掲載4-2-4-2) 【学務課】	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。	・事業の継続 ・基準の維持
1-4-5-3	実費徴収に係る補足給付事業 (重複掲載4-2-4-3) 【保育課】	特定教育・保育施設 ⁸ 及び特定地域型保育事業 ⁹ 者が日用品、文具等の購入に要する費用の実費徴収を行った場合、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。	・適切な支援の実施

⁸ 県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付*の対象となった施設。

⁹ 市町村による認可・確認を受け地域型保育給付*の対象となった事業。

主要施策（５）母子保健医療体制と親子の居場所の充実

妊娠・出産に関し心身に不安を持つ妊婦に対して、出産前後の母体及び胎児・新生児に一貫した健康管理を行うことはきわめて大切です。また、体力的に不安定な乳幼児に対しては、疾病予防・救急医療体制を確保し、健康な生活を保障することも重要な課題であり、妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策が求められています。

少子化・核家族化が進行し、子育て経験や相談相手が不足している家庭が増え、子育て家庭にとって、健康管理、相談・情報提供体制の整備の有する意義はますます大きくなっており、親子で気軽に集い、うち解けた雰囲気の中でくつろぐことができ、子育ての悩み相談もできる環境を整備するなど、国の計画である『健やか親子21（第2次）¹⁰』と整合を図りながら、市でも母子保健医療体制をさらに充実していく必要があります。

【寄せられた意見】

- ・小児対応の医療機関がわかる資料があれば良い
- ・子育て期はお金がかかるが、小児医療助成に所得制限があり、小・中学生でも所得に関わらず無料にしてほしい
- ・産後ケアのサービスも使うまでのハードルが高すぎて、名ばかりになっている
- ・夜間小児救急体制を充実させてほしい

【課題】

- 健康診断や健康相談の場におけるきめ細かい対応が求められています。
- 健康診断については、開催日時の調整を図るなどして、いろいろな状況の人が参加しやすいような時間設定や会場を検討する必要があります。
- 小児医療機関の24時間休日診療対応体制の確保策の検討が必要です。
- 医療に対する経済的支援の拡充が求められています。

【施策の方向】

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 妊婦等に対する支援の充実 | ② 乳幼児の健康の確保 |
| ③ 子どもに対する医療体制の整備 | ④ 医療に対する経済的支援 |
| ⑤ 相談・情報提供 | ⑥ 保護者交流機会の提供 |

¹⁰平成 13 年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を推進する国民運動計画。10 年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」として、すべての国民が地域や家庭環境等の違いにかかわらず、同じ水準の母子 保健サービスが受けられることを目指している。

① 妊婦等に対する支援の充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-5-1-1	妊産婦及び乳幼児健康診査 (重複掲載1-1-3-1) (重複掲載1-5-2-1) (重複掲載2-1-2-9) 【市民健康課】	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達課題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立化を防ぎます。	・事業の継続 ・健診未受診者のフォローの徹底と居所不明児を見据えたフォローシステムの構築 ・妊婦健康診査詳細は第5章参照
1-5-1-2	両親学級 (重複掲載1-1-3-2) (重複掲載5-1-1-3) 【市民健康課】	妊娠及び出産後の母体の保護、・日常生活での注意点・育児の楽しさを一緒に学習します。	・事業の継続
1-5-1-3	産科診療所運営への支援 (重複掲載1-1-3-3) 【市民健康課】	鎌倉市医師会立の産科診療所「ティアラかまくら」の運営を支援し、市内で安心して子どもを出産し、育てられる環境を整備します。	・事業の継続
1-5-1-4	不妊相談の周知 (重複掲載1-1-3-4) 【市民健康課】	県で実施している特定不妊治療費助成事業や不妊専門相談センターについて、市民健康課窓口及び健康相談の場等において周知します。	・事業の継続
1-5-1-5	特定不妊・不育症治療費助成 (重複掲載1-1-3-5) 【市民健康課】	特定不妊治療（体外受精や顕微授精）や不育症治療の費用を助成し、出産を希望するご夫婦に経済的支援を行います。（特定不妊治療費助成は県助成事業の上乗せ事業です。）	・事業の継続
1-5-1-6	産後ケア事業 (重複掲載1-1-3-10) (重複掲載2-1-2-10) (重複掲載2-3-2-5) 【市民健康課】	家族等から出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対し、出産後の一定期間、医療機関等において、宿泊、通所又は訪問により、母体の回復、育児指導等の支援を行います。	・事業の継続

② 乳幼児の健康の確保

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-5-2-1	妊産婦及び乳幼児健康診査 (重複掲載1-1-3-1) (重複掲載1-5-1-1) (重複掲載2-1-2-9) 【市民健康課】	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達課題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立化を防ぎます。	・事業の継続 ・健診未受診者のフォローの徹底と居所不明児を見据えたフォローシステムの構築 ・妊婦健康診査 ・詳細は第5章参照
1-5-2-2	上級・普通救命講習 【鎌倉消防署】 【大船消防署】	毎月第2日曜日(9:00～12:00)に普通救命講習会(心肺蘇生法、AED、止血法など)、または上級救命講習会(9:00～17:00内容は普通救命講習会に傷病者管理法、搬送法等を加えたもの)を開催しています。乳幼児の突然の事故に対する指導も要望にあわせ実施します。	・若年層に対し、更に応急手当の普及啓発を行う
1-5-2-3	保育園児の健康管理 【保育課】	保育園児の健全な身体の育成のために、定期的に身体測定・健康診断等を行い、発育・発達の状況を把握し、健康増進に努めます。 また、保健衛生担当嘱託員を配置し、各保育所を巡回します。	・事業の継続
1-5-2-4	幼稚園児の健康管理 【私立幼稚園】	幼稚園児の健全な身体の育成のために、定期健康診断、歯科健診及び尿検査等を実施します。	・事業の継続

③ 子どもに対する医療体制の整備

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-5-3-1	予防接種 (重複掲載1-1-3-6) 【市民健康課】	感染性疾病を未然に予防し、子ども一人ひとりの健やかな成長を図るため、予防接種の適切な実施に努めます。	・事業の継続
1-5-3-2	小児救急医療体制の推進 (重複掲載1-1-3-7) 【市民健康課】	関係機関との協議による小児救急医療体制を充実します。 また、広域的に小児救急に取り組むとともに、環境整備を図り、小児救急医療水準の維持向上を目指します。	・事業の継続
1-5-3-3	小児救急医療支援 (重複掲載1-1-3-8) 【市民健康課】	休日夜間急患診療所の土・日・休日の夜間(12月～2月の日・休日は日中及び夜間)には、小児科に対応できる医師を配置します。	・事業の継続
1-5-3-4	かかりつけ医の確立 (重複掲載1-1-3-9) 【市民健康課】	「予防接種のお知らせ」・「すくすく手帳」の配付や、家庭訪問を行い、早期から包括的な対応をかかりつけ医で受けられるよう、啓発に努めます。	・事業の継続

④ 医療に対する経済的支援

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-5-4-1	小児医療費助成 (重複掲載1-4-4-1) 【こども相談課】	0歳～中学3年生の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。 (ただし、小中学生については所得制限あり)	・事業の継続
1-5-4-2	ひとり親家庭等の医療費の助成 (重複掲載1-4-2-1) (重複掲載1-4-4-2) (重複掲載2-1-4-1) 【こども相談課】	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	・事業の継続
1-5-4-3	障害者医療費助成 (重複掲載1-4-3-1) (重複掲載1-4-4-3) (重複掲載2-2-4-1) 【障害福祉課】	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	・事業の継続
1-5-4-4	未熟児養育医療事業 (重複掲載1-4-4-4) 【こども相談課】	医師が指定医療機関において養育が必要と認めた未熟児の入院医療費(入院時食事代を含む)を助成します。	・事業の継続

⑤ 相談・情報提供

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-5-5-1	親子健康教育 (重複掲載1-1-1-12) (重複掲載2-1-2-5) 【市民健康課】	妊産婦、乳幼児の健康を保持増進できるように支援を行います。	・事業の継続 学校保健と連携した「いのちの教室」の拡充
1-5-5-2	親子健康相談 (重複掲載1-1-1-13) (重複掲載2-1-2-6) 【市民健康課】	育児、栄養、運動、歯など、健康なライフスタイルの確立と親子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できるよう各地域で実施します。	・事業の継続
1-5-5-3	家庭訪問 (重複掲載1-1-1-14) (重複掲載2-1-2-7) 【市民健康課】	家庭訪問によって、妊娠、出産、育児の不安の解消を図り、健康の保持・増進に努めます。	・事業の継続 乳児家庭全戸訪問事業 詳細は第5章参照
1-5-5-4	健診後のフォロー体制づくり (重複掲載1-1-1-15) (重複掲載2-1-2-8) (重複掲載2-2-1-1) 【市民健康課】 【発達支援室】	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。	・事業の継続

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-5-5-5	感染症予防の啓発 (重複掲載1-1-1-16) 【市民健康課】	感染症予防のため、流行が予測される感染症について、ホームページ、広報、パンフレット等で予防啓発に努めます。	・事業の継続
1-5-5-6	遊び場デビュークラス (重複掲載1-1-1-17) 【市民健康課】	両親教室の産後クラスとして、生後1～5か月の乳児とその保護者を対象として、子育て支援センターを会場に、情報交換・専門職からの育児アドバイス等を行います。	・事業の継続
1-5-5-7	妊産婦向けおはなし会、乳幼児向けおはなし会の開催 (重複掲載1-1-1-18) 【中央図書館】	妊産婦・乳幼児の心の健康のサポート・文化的な暮らしのサポートのため、妊婦の時期から参加できる図書館・本・子育て情報の活用をガイドするおはなし会等を開催します。	・事業の継続

⑥ 保護者交流機会の提供 (1-1-3-1～1-1-3-3から組み替え)

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-5-6-1	子育て支援センターの充実 (重複掲載1-1-1-8) (重複掲載2-3-3-1) 【こども相談課】	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。 また、子育て支援センター未設置の腰越地域への設置を検討します。	・事業の継続 ・腰越地域への子育て支援センター設置 ※詳細は第5章参照
1-5-6-2	つどいの広場 (重複掲載1-1-1-9) (重複掲載2-3-3-2) 【こども支援課】	子育て支援センターのない腰越地域にて、乳幼児(特に0～3歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。	・事業の継続 ※詳細は第5章参照
1-5-6-3	冒険遊び場事業等 (重複掲載4-5-1-2) (重複掲載4-6-1-7) 【こども支援課】 【協働事業者】	令和元年度(2019年度)より、旧梶原子ども会館にて冒険遊び場を常設化しています。 子どもたちに、緑あふれる鎌倉の特性を生かした「遊び」の機会を提供し、自然の中での遊びを展開することで、子どもたちの育ちを支援します。子ども・子育てを通じた交流を通して、地域の人々がつながる場となることを目指した事業です。(木工作体験、昔遊び、火おこし体験等。) さらに、子育てに関する情報発信や情報提供、地域交流を促進するためのイベントを開催します。	・事業の継続
1-5-6-4	多世代交流地域共同拠点の創設 【福祉総務課】	地域の資源等(住宅や店舗等も含む)を活用した多世代が交流できる拠点づくりを支援します。身近で交流できる「つどいの場」づくりを推進するため、「空き家、空き店舗等情報登録制度」を設けています。	・地域の活動状況にあわせた支援のあり方の検討、実施

主要施策（６）食育の推進

近年、身体の発育・発達期にある子どもにとっての食が問題となっています。栄養摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加などは、生涯にわたり健康への悪影響を及ぼす深刻な問題です。また、食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していない保護者が増加する傾向にあり、コミュニケーションの場となる食卓において家族そろって食事をする機会も減少しています。

これらの問題に対応するため、食を通じて、親子や家族とのつながり、仲間や地域との関わりを強め、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことを目的として、家庭や社会のなかで、子ども一人ひとりの「食べる力」を豊かに育むための支援づくりを進める必要があります。

本市では平成30（2018）年度から3年間を計画期間とした、『第3期鎌倉食育推進計画』を策定し、食育¹¹についての取組を進めています。

【課題】

- 共働き家庭が増えている中で、食事に割くことのできる時間が限られています
が、家庭での食育・共食¹²の大切さの周知に努めることが必要です。
- 子どもや妊産婦に対して食に関する正しい情報を提供することが必要です。
- 保育所や学校等の給食において、食育を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

- ① 食育を通じての働きかけ

¹¹様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

¹² 家族や仲間などと一緒に食事をとること。

① 食育を通じての働きかけ

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-6-1-1	親と子の食生活体験学習の開催 【市民健康課】 【中央図書館】	親子で「食育」を実習体験する講座「やってみよう！わくわくクッキング」を開催します。 図書館員による食育関連の読み聞かせを実施します。	・事業の継続
1-6-1-2	栄養相談・栄養指導の実施 (重複掲載2-1-2-12) 【市民健康課】	乳幼児だけではなく、家族全体を対象に、状況に合わせた栄養相談・指導を実施します。	・事業の継続
1-6-1-3	離乳食教室の開催 【市民健康課】	乳児を持つ親に対する離乳食の進め方の指導や実習等を開催します。	・事業の継続
1-6-1-4	乳幼児健診の場を通じた情報提供 【市民健康課】	乳幼児健診や育児教室等において、保護者を対象に基礎的な食生活に関する資料・情報の提供を行います。	・事業の継続
1-6-1-5	保育所における食育の推進 (重複掲載2-1-2-13) 【保育課】	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成します。 また、保育士と栄養士が連携し、乳幼児の現状を把握した上で「保育園年(月) 年齢別食育計画」に沿った食育を推進します。	・事業の継続
1-6-1-6	成長・発達にあわせたはたらきかけ 【保育課】	「保育園年(月) 年齢別食育計画」に沿って、子どもの成長、年齢にふさわしい食事指導を保育の活動と連携しながら行います。	・事業の継続
1-6-1-7	学校における食育の推進 (重複掲載2-1-2-14) 【教育指導課】 【学務課】	学校の教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、児童生徒に食に関する知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣の形成に結びつく実践力を育成します。 児童生徒に対する食育の推進については、全ての小・中学校を栄養教諭を中核としたネットワークに組み込み、栄養教諭による食育指導が行える体制を整備するとともに、教職員を対象とした食育研修会を実施します。 また、家庭や地域と連携し、食生活・栄養に関する正しい知識の普及や、給食だよりなどの発行により、食生活に関する情報発信に努めます。	・事業の継続
1-6-1-8	食育ボランティアの活動支援 【市民健康課】	市の食育を推進するための食育ボランティアの活動を支援します。	・事業の継続
1-6-1-9	食育の啓発 【市民健康課】	食への関心を高めることを目的に、食に関する情報と学習の場を提供するため、広報紙等において、周知を図ります。	・事業の継続

主要施策（７）協働による子育て支援ネットワークの構築と支援

本市では、さまざまな子育て支援団体が活動しています。きめ細やかな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するためには、こうした地域で活動している子育て支援団体と協働し、地域全体で子育て家庭を支えることが重要です。そのため、市民やNPO等との協働による子育て支援ネットワークづくりを進めるとともに、活動への支援を行う必要があります。

【寄せられた意見】

- ・ 育児・子育て中の精神的な負担を軽くする支援が気軽に得られるようになってほしい。育児の先輩（おばちゃん）で世話好きな人達に気軽に相談できる場所をつくるなど
- ・ 子育て世代も高齢者も双方が上手に交流できる指導をお願いしたい

【課題】

- 子育て世代とそれ以外の世代が交流・相談できる居場所が求められていることから、市民団体やNPOとのさらなる協働関係促進が必要です。
- 子どもに関わる全ての団体が連携して子育て支援ができるように、積極的な連携が必要です。

【施策の方向】

- ① ネットワーク体制の充実

① ネットワーク体制の充実

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
1-7-1-1	ネットワークの推進 【こども支援課】	子ども関連のすべての機関・団体が、子どもの健全育成に向けて、より一層連携を強化して行動できるようネットワークづくりを促進します。 令和元年度（2019年度）より、旧梶原子ども会館にて冒険遊び場事業等（1-5-6-3）を協働事業者と実施しています。	・事業の継続
1-7-1-2	地域福祉活動 【福祉総務課】 【生活福祉課】 【市民健康課】 【保育課】	地域の会館等を活用し、身近な小グループでの子育てを推進するため、保育所、社会福祉協議会、主任児童委員や保育ボランティア等との連携を図ります。市の保健師・助産師や保育士を地域の活動に派遣します。	・事業の継続
1-7-1-3	子育て世代包括支援連絡会 （重複掲載1-1-1-2） 【市民健康課】	関係機関との連絡調整をスムーズに行えるよう、情報交換会、事例検討会、勉強会等を開催します。	・事業の継続

基本目標 2 特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

主要施策（１）子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生れ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。

厚生労働省が実施した平成28年度国民生活基礎調査では、平成27年の子どもの貧困率は13.9%であり、過去最高を記録した平成24年の16.3%と比較して減少していますが、依然として約7人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあるとされています。

本市では、平成29年度に子どもの貧困を含めた子育て世帯の生活状況やニーズなどを把握し、取組むべき課題や施策の方向性を分析するため、「鎌倉市子育て世帯の生活に関するアンケート調査」を行いました。

（鎌倉市子育て世帯の生活に関するアンケート調査）

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	回収率
18歳未満のお子さんがある世帯	郵送による配布・回収	3,000件	1,530件	51.0%

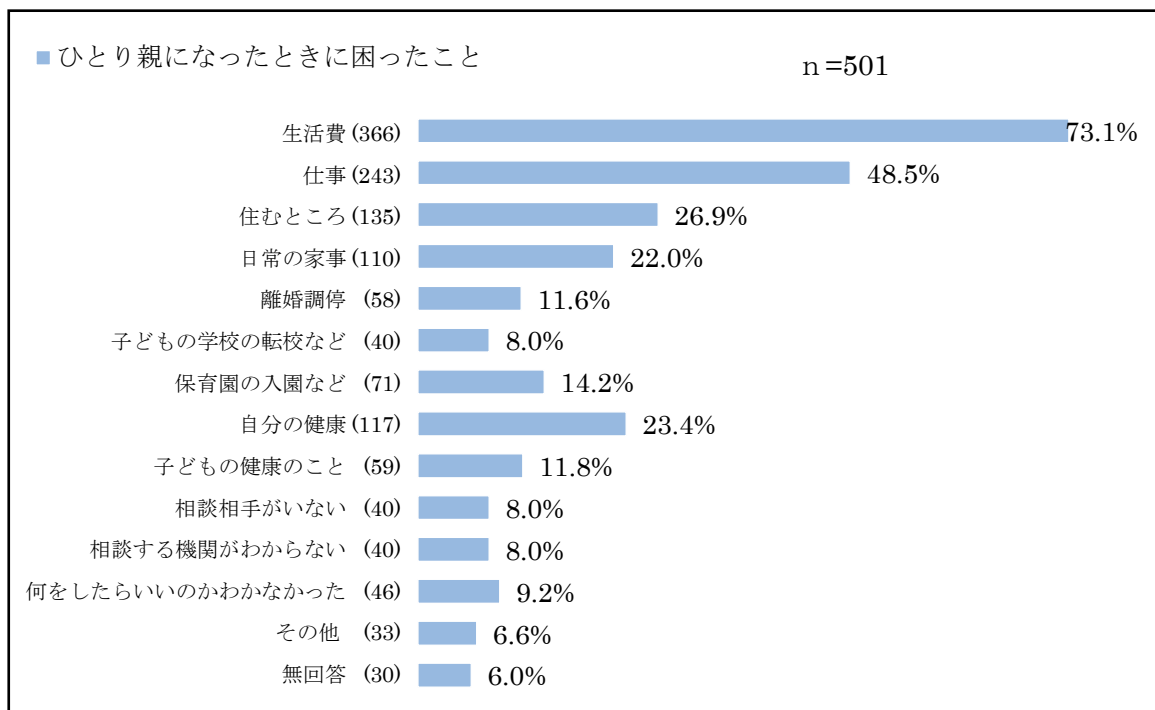
本調査の中で、家庭の経済的な状況を把握するため、世帯の昨年1年間のおおよその可処分所得（手取り収入）についてアンケートを行ったところ、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、国の貧困線の基準を下回る世帯の割合の推計値は4.9%（約773世帯）、18歳未満の子どもがいるひとり親家庭世帯のうち、貧困線の基準を下回る世帯の割合の推計値は44.7%（約433世帯）となりました。

なお、厚生労働省が実施した平成28年度国民生活基礎調査では、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、国の貧困線の基準を下回る世帯の割合は12.9%、そのうちひとり親家庭世帯は50.8%となっています。（国民生活基礎調査と本市の調査とは、所得区分の分類等が異なるため、単純に比較はできません。）

本市の子どもの貧困率は、国全体に比べれば低いものの、貧困家庭の約半数がひとり親家庭世帯となっています。平成30年度に本市が実施した「ひとり親家庭等の生活に関するアンケート調査」では、ひとり親家庭世帯は生活費の問題だけでなく、自身の就労や住居、家事の負担、育児の孤立感など、様々な課題を抱えていることが分かりました。

（ひとり親家庭等の生活に関するアンケート調査）

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	回収率
ひとり親家庭のうち、児童扶養手当を受給している世帯	郵送配布、面談時に回収	687件	501件	72.9%



子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があります。また、ひとり親家庭世帯に限らず、貧困家庭が抱える課題は多様化かつ複雑化しており、貧困の状況にある家庭では、子どもの希望や意欲がそがれやすい状況にあります。

そのため、子どもの貧困問題の解決にあたっては、家庭のみの責任にするのではなく、地域や社会全体で課題を解決する意識を強く持ち、すべての家庭の子どもが心身ともにすこやかに育成されるよう、適切な支援が包括的かつ早期に講じられることが求められています。

【課題】

- 貧困の連鎖を防ぐため、生まれ育った環境に関わらず子どもが教育を受ける機会が保障されるよう、学びの機会を確保する必要があります。
- 子ども達が安定した生活を送ることができるよう、ひとり親家庭を含む子育て家庭の相談体制や地域における支援体制、見守り体制の充実を図る必要があります。
- 経済的支援の充実を進めるとともに、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための支援を進めていく必要があります。

【施策の方向】

- ① 教育の支援
- ② 生活の安定に資するための支援
- ③ 職業生活の安定と向上に資するための支援
- ④ 経済的支援

① 教育の支援

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-1-1-1	教育相談事業の充実 (重複掲載2-3-1-5) (重複掲載4-2-5-1) 【教育センター】	教育センター相談室において、幼児から青少年の相談及びいじめ・不登校等の教育相談を行います。不登校児童生徒のために、教育支援教室を設置し、自立に向けた支援を行います。	・教育相談機能のさらなる充実と質の向上
2-1-1-2	思春期相談体制の充実 (重複掲載4-3-2-2) 【教育センター】	学童期・思春期における心の問題について、子どもと保護者の相談に的確に対応できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。また、市立中学校全校に教育相談員を派遣します。その他に、不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、メンタルフレンド ¹³ を派遣します。(要事前面接) また、関連機関との連携推進のためスクールソーシャルワーカー ¹⁴ (県事業)を導入します。さらに市独自にスクールソーシャルワーカーを配置します。 加えて、いじめの早期発見、早期対応のため「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を設置します。	・教育相談機能のさらなる充実と質の向上
2-1-1-3	青少年健全育成活動 (重複掲載4-3-1-1) (重複掲載4-6-1-5) 【鎌倉市青少年指導員連絡協議会】	県・市の委託を受け、青少年の健全育成を推進します。 主な活動は「子ども風あげ」や「子どもキャンプ」などのレクリエーション活動で、異年齢交流や地域間での交流を行います。 ジュニアリーダーや放課後かまくらっ子を支援するなど、青少年団体の育成や地域づくりを支援します。 また、街頭指導や社会環境実態調査などの活動を通して、健全な育成環境の整備に努めます。	・事業の継続
2-1-1-4	生活困窮者学習・生活支援事業 【生活福祉課】	生活困窮世帯等の子どもへの学習支援や居場所づくりを支援するとともに、学習の重要性について保護者の理解促進などを通じて、子どもの高等学校への進学・卒業を支援することで、社会的自立を促し、貧困の連鎖を防ぐことを目的としています。	・事業の継続
2-1-1-5	就学援助 (重複掲載1-4-5-2) (重複掲載2-1-4-9) (重複掲載4-2-4-2) 【学務課】	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。	・事業の継続 ・基準の維持

¹³ 不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、兄や姉に相当する世代の大学生・大学院生が家庭等に訪問し、対人関係の芽を育めるよう、話し相手・遊び相手として支援するもの。

¹⁴ 家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、子どもの側に立って解決するためのサポートシステム。スクールソーシャルワーカーはいじめや暴力行為、不登校などの課題解決を図るため、教育の分野をはじめ社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する。

② 生活の安定に資するための支援

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-1-2-1	子育て世代包括支援センター (重複掲載1-1-1-1) (重複掲載2-3-1-2) 【市民健康課】	子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。 (実情の把握、相談・情報提供・助言・保健指導、支援プランの策定、関係機関との連絡調整)	・事業の継続
2-1-2-2	地域子育て相談体制 (重複掲載1-1-1-4) (重複掲載2-3-1-3) 【こども相談課】 【保育課】	親たちが子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、子育て支援センターでの相談体制の充実に努めます。 保育所および認定こども園では、地域子育て支援の一環として電話等での育児相談を受付けています。	・子育て支援センター：事業の継続 ・認可保育所：全施設で実施
2-1-2-3	「子ども家庭総合支援拠点」の運営 (重複掲載1-1-1-3) (重複掲載2-3-1-1) 【こども相談課】	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもと家庭及び妊産婦（児童虐待含む）に関する相談の受け付け（こどもと家庭の相談室）を行います。また、受け付けた相談に対し、関係機関と連携しながら、実情の把握、調査・訪問等によるソーシャルワークの実施、各種子育て講座の運営等を行うことで、課題解決が図られるよう支援を行います。	・事業の継続
2-1-2-4	地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動 (重複掲載1-1-1-7) (重複掲載2-3-1-6) 【鎌倉市民生委員児童委員協議会】 【主任児童委員連絡会】 【生活福祉課】	厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員児童委員が、市民の立場で子育ての相談、情報提供などの支援を行っています。 主任児童委員は、親子で遊べる場、子育ての仲間づくりの場を設けたり、虐待の早期発見・早期対応に取り組むなど、地域の中の身近な相談相手として活動しています。	・事業の継続
2-1-2-5	親子健康教育 (重複掲載1-1-1-12) (重複掲載1-5-5-1) 【市民健康課】	母子・父子健康手帳の交付、妊娠期及び産後の両親教室、離乳食教室等を開催し、妊産婦、乳幼児の健康を保持増進できるように支援を行います。	・事業の継続 ・学校保健と連携した「いのちの教室」の拡充
2-1-2-6	親子健康相談 (重複掲載1-1-1-13) (重複掲載1-5-5-2) 【市民健康課】	育児、栄養、運動、歯など、健康なライフスタイルの確立と親子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できるよう各地域で実施します。	・事業の継続
2-1-2-7	家庭訪問 (重複掲載1-1-1-14) (重複掲載1-5-5-3) 【市民健康課】	妊娠、出産、育児の不安の解消、健康の保持・増進を図るため、助産師・保健師による家庭訪問を実施します。	・事業の継続 ・乳児家庭全戸訪問事業 詳細は第5章参照

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-1-2-8	健診後のフォロー体制づくり (重複掲載1-1-1-15) (重複掲載1-5-5-4) (重複掲載2-2-1-1) 【市民健康課】 【発達支援室】	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。	・事業の継続
2-1-2-9	妊産婦及び乳幼児健康診査 (重複掲載1-1-3-1) (重複掲載1-5-1-1) (重複掲載1-5-2-1) 【市民健康課】	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達課題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立化を防ぎます。	・事業の継続 ・健診未受診者のフォローの徹底と居所不明児を見据えたフォローシステムの構築 ・妊婦健康診査詳細は第5章参照
2-1-2-10	産後ケア事業 (重複掲載1-1-3-10) (重複掲載1-5-1-6) (重複掲載2-3-2-5) 【市民健康課】	家族等から出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対し、出産後の一定期間、医療機関等において、宿泊、通所又は訪問により、母体の回復、育児指導等の支援を行います。	・事業の継続
2-1-2-11	放課後かまくらっ子 (新・放課後子ども総合プラン) (重複掲載1-3-1-1) (重複掲載4-5-1-4) 【青少年課】 【教育総務課】	「放課後かまくらっ子」は、国が示す新・放課後子ども総合プランの鎌倉版として、「子どもの家(放課後児童クラブ)※1」と「アフタースクール(放課後子ども教室)※2」を一体的に実施し、放課後の安全で健やかな居場所づくりを行う事業です。市長部局と教育委員会が連携し、放課後子どもひろば・子どもの家と小学校の校庭等を使用し、一体型※3又は連携型※4により、実施します。 ※1子どもの家(放課後児童クラブ)とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、基準条例の遵守に努めつつ健全な育成を図る事業です。 ※2アフタースクール(放課後子ども教室)とは、放課後子どもひろばや小学校の校庭等を利用し、安心安全な居場所を提供するとともに、多様な活動・体験を地域等の協力を得て放課後子ども教室を提供することで、児童の「生きる力」を育む事業です。 ※3一体型とは、活動場所が同一の小学校内等にあり、共通のプログラムに参加するものです。 ※4連携型とは、活動場所が同一の小学校内等にはないが、共通のプログラムに参加するものです。	・すべての小学校区で、放課後かまくらっ子(新・放課後子ども総合プラン)を実施することを目指す ・理念や活動内容について、ホームページでの告知や説明会の実施、窓口でのチラシ配布、魅力的なプログラムの実施などを通して、利用者や地域住民への周知を推進し、利用者数増加を目指す。 ・放課後子ども総合プラン検討委員会では、教育委員会と連携を図り、意見交換や情報の共有をする

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-1-2-12	栄養相談・栄養指導の実施 (重複掲載1-6-1-2) 【市民健康課】	乳幼児だけではなく、家族全体を対象に、状況に合わせた栄養相談・指導を実施します。	・事業の継続
2-1-2-13	保育所における食育の推進 (重複掲載1-6-1-5) 【保育課】	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成します。 また、保育士と栄養士が連携し、乳幼児の現状を把握した上で「保育園年(月) 齢別食育計画」に沿った食育を推進します。	・事業の継続
2-1-2-14	学校における食育の推進 (重複掲載1-6-1-7) 【教育指導課】 【学務課】	学校の教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、児童生徒に食に関する知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣の形成に結びつく実践力を育成します。 児童生徒に対する食育の推進については、全ての小・中学校を栄養教諭を中核としたネットワークに組み込み、栄養教諭による食育指導が行える体制を整備するとともに、教職員を対象とした食育研修会を実施します。 また、家庭や地域と連携し、食生活・栄養に関する正しい知識の普及や、給食だよりなどの発行により、食生活に関する情報発信に努めます。	・事業の継続
2-1-2-15	ひとり親家庭相談 (重複掲載2-1-3-1) (重複掲載2-3-1-4) 【こども相談課】	ひとり親家庭の自立や求職等の悩みを解決するため、ひとり親家庭自立支援員等による相談を実施するとともに、ハローワーク等と連携して就労支援を実施します。また、ひとり親家庭自立支援員等の資質の向上により相談内容の充実を図ります。	・事業の継続
2-1-2-16	家事支援の実施 【こども相談課】	何らかの理由で、一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭等に対して、家庭生活支援員を派遣します。	・事業の継続
2-1-2-17	ひとり親家庭の団体活動の支援 【こども相談課】	ひとり親家庭が精神的に孤立せず、自立に向けてお互いを支え合う団体活動を積極的に支援します。	・事業の継続
2-1-2-18	緊急保護体制の確保 【こども相談課】	保護の必要な母子を、母子生活支援施設等に一時的に保護し、自立支援を行います。 また、児童養護施設等において、緊急に一時的な保護が必要な母子に対し、ショートステイ事業を実施します。	・事業の継続
2-1-2-19	虐待の早期発見と予防 (重複掲載2-3-2-3) 【市民健康課】	健康相談、健康診査、家庭訪問等、親と子に接する場面において、育児不安の軽減、虐待予防に向けた支援を行い、親自身の育児力の向上を図ります。	・事業の継続

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-1-2-20	児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会－要対協－）の運営 （重複掲載2-3-2-2） 【こども相談課】	児童虐待問題に対応するため、要対協の枠組みのもと福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、子どもや家族への支援方法を協議し対応を図ります。	・事業の継続
2-1-2-21	養育支援訪問 （重複掲載2-3-2-4） 【市民健康課】 【こども相談課】	児童の養育に支援が必要な家庭に対し、養育が適切に行われるよう、家庭を訪問して育児に関する相談・指導・助言や家事援助等、必要な支援を行います。	・事業の継続 ※詳細は第5章参照
2-1-2-22	生活困窮者自立相談支援事業 【生活福祉課】	就労や心身の状況、家族・地域との関係性その他の事情による生活困窮者等に対し、専門相談員が一人一人の状況に合わせた具体的プランを作成し、他の専門機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。	・事業の継続
2-1-2-23	生活困窮者家計改善支援事業 【生活福祉課】	生活困窮者（生活保護受給者を含む）のうち、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に問題を抱える者に対して、早期に生活を再建させることを目的として、専門的な観点から、適切な家計収支への助言・指導等の支援を継続的に行います。	・事業の継続

③ 職業生活の安定と向上に資するための支援

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-1-3-1	ひとり親家庭相談 （重複掲載2-1-2-15） （重複掲載2-3-1-4） 【こども相談課】	ひとり親家庭の自立や求職等の悩みを解決するため、ひとり親家庭自立支援員等による相談を実施します。また、ひとり親家庭自立支援員等の資質の向上により相談内容の充実を図ります。	・事業の継続
2-1-3-2	自立支援教育訓練給付金 【こども相談課】	指定された教育訓練講座を受講・修了したひとり親家庭の父または母に対し、給付金を支給します。	・事業の継続
2-1-3-3	高等職業訓練促進給付金 【こども相談課】	ひとり親家庭の父または母の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間の一定期間について、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	・事業の継続
2-1-3-4	生活困窮者就労準備支援事業 【生活福祉課】	生活困窮者（生活保護受給者を含む）のうち、就労に必要な実践的な知識・技術が不足しているだけでなく、複合的な課題があり就労に向けた準備が整っていない者に対して、就労に向けた準備のための段階的で計画的な支援を行います。	・事業の継続

④ 経済的支援

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-1-4-1	ひとり親家庭等の医療費の助成 (重複掲載1-4-2-1) (重複掲載1-4-4-2) (重複掲載1-5-4-2) 【こども相談課】	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	・事業の継続
2-1-4-2	児童扶養手当 (重複掲載1-4-2-2) 【こども相談課】	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。	・事業の継続
2-1-4-3	ひとり親家庭等への貸付制度 (重複掲載1-4-2-3) 【こども相談課】	ひとり親家庭等の経済的な自立を図るため、生活資金等の貸付けを実施します。	・事業の継続
2-1-4-4	ひとり親家庭等の家賃の助成 (重複掲載1-4-2-4) 【こども相談課】	ひとり親家庭等に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。	・事業の継続
2-1-4-5	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金 (重複掲載1-4-2-5) 【こども相談課】	ひとり親家庭等の子どもが大学又は短期大学に進学するに当たり、支度金を交付します。	・事業の継続
2-1-4-6	遺児卒業祝金の贈呈 (重複掲載1-4-2-6) 【こども相談課】	遺児が中学校を卒業するに当たり、その保護者に卒業祝金を贈呈します。	・事業の継続
2-1-4-7	寡婦(夫)控除のみなし適用 【こども相談課】	税法上の寡婦(夫)控除が適用されない未婚のひとり親家庭を対象に、寡婦控除を適用されたとみなして、利用料等の計算を行います。対象は幼稚園・保育所・子どもの家などの利用料や、ひとり親家庭への支援事業などです。	・事業の継続
2-1-4-8	幼児教育・保育無償化事業 (重複掲載1-4-5-1) (重複掲載4-2-4-1) 【こども支援課】 【保育課】 【こども相談課】 【障害福祉課】	3歳児から小学校就学前までの子どもと住民税非課税世帯の0～2歳児の子どもを対象に、幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設等、障害児の児童発達支援等の利用料を無償化します(一部上限があります)。	・事業の継続
2-1-4-9	就学援助 (重複掲載1-4-5-2) (重複掲載2-1-1-5) (重複掲載4-2-4-2) 【学務課】	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。	・事業の継続 ・基準の維持
2-1-4-10	ひとり親家庭等へのごみの有料袋(指定収集袋)の交付 【ごみ減量対策課】	児童扶養手当または特別児童扶養手当の支給を受けている世帯や、ひとり親家庭等の医療費助成を受けている世帯に、一定数の家庭系ごみの有料袋(指定収集袋)を交付します。	・事業の継続

主要施策（２）障害のある子どもとその家庭への支援

障害のある子どもが、自らの可能性を引き出し、社会的に自立していくためには、地域において障害のある子どもとその家族を支えていく体制を整備する必要があります。

障害の早期発見と早期からの発達支援を保障し、さらに、乳幼児期、学齢期、青年期などライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・労働などの連携した支援を行うことが求められています。

【課題】

- 障害の早期発見、早期からの発達支援の推進に努め、一人ひとりの多様なニーズに応じた切れ目のない一貫した相談支援体制を充実させる必要があります。
- 地域でのつながりや統合保育の推進、ライフステージに応じた一貫した支援を進めることが求められています。
- 発達障害などの障害について市民に周知し、理解を広めて行くことが必要です。

【施策の方向】

- ① 相談体制の充実
- ② 早期発見・発達支援体制の充実
- ③ 療育支援体制の整備
- ④ 経済的支援

① 相談体制の充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-2-1-1	健診後のフォロー体制づくり (重複掲載1-1-1-15) (重複掲載1-5-5-4) (重複掲載2-1-2-8) 【市民健康課】 【発達支援室】	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。	・事業の継続
2-2-1-2	相談体制の推進 【発達支援室】	特別な支援を必要とする子どもとその家族を対象に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・小児神経科医師・児童指導員・保育士などが関係機関と連携を図りながら相談・支援を行います。	・事業の継続

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-2-1-3	障害児者への相談支援体制の推進 【障害福祉課】	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、社会福祉法人及びNPO法人 ¹⁵ 等の相談支援事業者と連携し、身近な地域で、障害のある子どもの保護者などのそれぞれの状況に合わせた相談に応じます。	・事業の継続
2-2-1-4	就学相談 【教育指導課】	特別な支援を必要とする児童一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばし、社会や地域で自立して生きる力を付けられるよう就学相談の充実に努めます。	・事業の継続
2-2-1-5	障害福祉相談員による相談 【障害福祉課】	市から委嘱を受けた相談員が、地域での社会福祉の増進と障害者の安定した地域生活を支えるための各種相談を行います。	・事業の継続

② 早期発見・発達支援体制の充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-2-2-1	5歳児すこやか相談 【発達支援室】	特別な支援が必要な子どもの早期発見、支援とともに、育児支援や子どもの成長・発達の確認機会として「5歳児すこやか相談」を実施します。	・事業の継続
2-2-2-2	発達支援指導 【発達支援室】	言語聴覚及び音声機能、感覚運動、発達や育児について支援が必要な子どもに対する言語聴覚、リハビリ、発達等支援に努めます。	・事業の継続
2-2-2-3	あおぞら園児童発達支援 【発達支援室】	発達に特別な支援を必要とする、就学前の子どもを対象に保育士、児童指導員、保健師、栄養士等が集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣や情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者の方々への必要な支援、援助を行います。	・事業の継続
2-2-2-4	発達支援システムネットワークの推進 【発達支援室】 【教育指導課】 【障害福祉課】	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施します。	・事業の継続
2-2-2-5	要保護幼児へのきめ細かな対応 【私立幼稚園】	言語・行動・知能等の未発達な園児が増加しています。このような園児の早期発見、早期対応の必要に応じてカウンセラーの拡充事業を行います。	・事業の継続
2-2-2-6	発達支援サポートシステム推進事業 【発達支援室】	発達障害等支援を必要とする子どもが地域で生き生きと生活することができるよう、発達障害の理解促進と地域における身近な支援者の育成を目的としたサポーター養成講座を実施し、育成した人材の有効活用の仕組みづくりを構築します。	・事業の継続

¹⁵ NPO は、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人。

③ 療育支援体制の整備

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-2-3-1	統合保育の推進 【発達支援室】	特別な支援を必要とする子どもの発達の状態に応じて幼稚園及び保育所での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、関係機関と連携し統合保育の推進に努めます。また、幼稚園での受け入れに対する補助金の交付、巡回相談や保育所等訪問支援の実施等を通じて、受け入れ体制を支援していきます。	・事業の継続
2-2-3-2	保育所等での統合保育 【保育課】	障害のある子どもの発達の状態に応じて、保育所等での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。	・事業の継続
2-2-3-3	統合保育 【私立幼稚園】	支援を必要とする子どもを受け入れてサポートを行うとともに発達障害に対する認識と理解を深めます。	・事業の継続
2-2-3-4	特別支援教育 【教育指導課】	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、個々のニーズに応じた教育の充実に努めます。	・事業の継続
2-2-3-5	障害のある児童の子ども の家・アフタースクールの受け入れ 【青少年課】	ノーマライゼーション ¹⁶ の観点から、障害のある児童の子どもの家・アフタースクールへの受け入れについて環境を整えます。	・放課後かまくらっ子へ職員が巡回し、支援員や関係部署と連携を図る。
2-2-3-6	障害児通所支援施設の整備 【発達支援室】	障害児通所支援事業を実施する事業者により比ガ浜こどもセンター及び深沢こどもセンターの一部を賃借します。バリアフリー ¹⁷ 施設の特性を活かし、重症心身障害児や肢体不自由児の受け入れを進めます。	・事業の継続
2-2-3-7	療育関係の施設の整備 【発達支援室】 【こども支援課】	あおぞら園の改修計画を含めた施設の在り方を検討しつつ、施設の老朽化対策を行います。	・事業の継続
2-2-3-8	市民啓発 【発達支援室】	子どもの発達や障害に対する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催などを通じ、市民への理解・啓発に努めます。	・事業の継続

¹⁶ 障害のある人も、ない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方。

¹⁷ 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、現在では、より広く 障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

④ 経済的支援

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-2-4-1	障害者医療費助成 (重複掲載1-4-3-1) (重複掲載1-4-4-3) (重複掲載1-5-4-3) 【障害福祉課】	一定程度以上の障害がある障害者の入通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	・事業の継続
2-2-4-2	特別児童扶養手当 (重複掲載1-4-3-2) 【こども相談課】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある児童(20歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。	・事業の継続
2-2-4-3	障害児福祉手当 (重複掲載1-4-3-3) 【障害福祉課】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、在宅の重度障害児(20歳未満)に手当を支給します。	・事業の継続
2-2-4-4	障害者福祉手当 (重複掲載1-4-3-4) 【障害福祉課】	在宅の重度障害児者と一部の中度障害児者に対し手当を支給します。	・事業の継続
2-2-4-5	地域生活支援給付費、 介護給付費、障害児通 所給付費 (重複掲載1-4-3-5) 【障害福祉課】	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、福祉サービス(居宅介護、短期入所、移動支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等)を必要とする障害のある子ども(18歳未満)がサービスを利用した場合に、その費用を給付します。(利用者負担あり。ただし上限額あり。)	・事業の継続
2-2-4-6	障害児者へのタクシー 利用料、福祉有償運送 料金、自動車燃料費助 成 (重複掲載1-4-3-6) 【障害福祉課】	在宅の重度障害児者に対し、障害者福祉タクシー利用券又は福祉有償運送料金助成券、障害者福祉自動車燃料費助成券を交付します。	・事業の継続
2-2-4-7	補装具・日常生活用具 の交付 (重複掲載1-4-3-7) 【障害福祉課】	障害児者の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。	・事業の継続

主要施策（３）児童虐待防止対策の推進

核家族化の進行やライフスタイルの多様化など、子育てを取り巻く環境が変化するなか、育児に関する不安や悩みを抱える保護者が増加しています。

身近に子育てについて相談できる人がおらず、孤立感や不安感を抱えるケースも多く、ここに、経済的困窮、夫婦間の不和、生活上の懸念要因が複雑に絡み合うことで、我が子の虐待に至ってしまうというサイクルも指摘されるところです。

本市においても、新規児童虐待相談件数は年々増加しており、関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止対策（虐待の未然防止、早期発見・早期対応）を推進していくことが重要です。

【課題】

- 子育てに対する孤立感や不安感の高まりから虐待につながることも少なくありません。関係機関における家庭との関わりの中で、保護者の負担感をキャッチするなど、虐待の未然防止のための取り組みが求められています。
- 子どもを虐待から守るためにも、虐待の早期発見が求められています。日頃から関係機関や地域と連携し、虐待を早期に発見できる見守り体制を構築しておくことが重要です。
- 虐待を発見した場合、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用しながら、関係機関と連携し、必要なサポートにつなげることが重要です。

【施策の方向】

- ① 相談体制の充実 ② 虐待防止に向けた支援の推進
- ③ 子育て親子の交流の場の提供

① 相談体制の充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-3-1-1	「子ども家庭総合支援拠点」の運営 (重複掲載1-1-1-3) (重複掲載2-1-2-3) 【こども相談課】	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもと家庭及び妊産婦（児童虐待含む）に関する相談の受け付け（こどもと家庭の相談室）を行います。また、受け付けた相談に対し、関係機関と連携しながら、実情の把握、調査・訪問等によるソーシャルワークの実施、各種子育て講座の運営等を行うことで、課題解決が図られるよう支援を行います。	・事業の継続

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-3-1-2	子育て世代包括支援センター (重複掲載1-1-1-1) (重複掲載2-1-2-1) 【市民健康課】	子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。 (実情の把握、相談・情報提供・助言・保健指導、支援プランの策定、関係機関との連絡調整)	・事業の継続
2-3-1-3	地域子育て相談体制 (重複掲載1-1-1-4) (重複掲載2-1-2-2) 【こども相談課】 【保育課】	親たちが子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、子育て支援センターでの相談体制の充実に努めます。 保育所および認定こども園では、地域子育て支援の一環として電話等での育児相談を受付けています。	・子育て支援センター：事業の継続 ・認可保育所：全施設で実施
2-3-1-4	ひとり親家庭相談 (重複掲載2-1-2-15) (重複掲載2-1-3-1) 【こども相談課】	ひとり親家庭の自立や求職等の悩みを解決するため、ひとり親家庭自立支援員等による相談を実施します。また、ひとり親家庭自立支援員等の資質の向上により相談内容の充実に図ります。	・事業の継続
2-3-1-5	教育相談事業の充実 (重複掲載2-1-1-1) (重複掲載4-2-5-1) 【教育センター】	教育センター相談室において、幼児から青少年の相談及びいじめ・不登校等の教育相談を行います。不登校児童生徒のために、教育支援教室を設置し、自立に向けた支援を行います。	・教育相談機能のさらなる充実と質の向上
2-3-1-6	地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動 (重複掲載1-1-1-7) (重複掲載2-1-2-4) 【鎌倉市民生委員児童委員協議会】 【主任児童委員連絡会】 【生活福祉課】	厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員児童委員が、市民の立場で子育ての相談、情報提供などの支援を行っています。 主任児童委員は、親子で遊べる場、子育ての仲間づくりの場を設けたり、虐待の早期発見・早期対応に取り組むなど、地域の中の身近な相談相手として活動しています。	・事業の継続

② 虐待防止に向けた支援の推進

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-3-2-1	児童虐待防止の啓発 【こども相談課】 【文化人権課】 【教育指導課】	児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関とも連携し啓発活動に努めます。また、小・中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」及び「相談窓口カード」を配付し、児童虐待防止を啓発します。	・事業の継続
2-3-2-2	児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会－要対協－）の運営 (重複掲載2-1-2-20) 【こども相談課】	児童虐待問題に対応するため、要対協の枠組みのもと福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、子どもや家族への支援方法を協議し対応を図ります。	・事業の継続

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-3-2-3	虐待の早期発見と予防 (重複掲載2-1-2-19) 【市民健康課】	健康相談、健康診査、家庭訪問等、親と子に接する場面において、育児不安の軽減、虐待予防に向けた支援を行い、親自身の育児力の向上を図ります。	・事業の継続
2-3-2-4	養育支援訪問 (重複掲載2-1-2-21) 【市民健康課】 【こども相談課】	児童の養育に支援が必要な家庭に対し、養育が適切に行われるよう、家庭を訪問して育児に関する相談・指導・助言や家事援助等、必要な支援を行います。	・事業の継続 ※詳細は第5章参照
2-3-2-5	産後ケア事業 (重複掲載1-1-3-10) (重複掲載1-5-1-6) (重複掲載2-1-2-10) 【市民健康課】	家族等から出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対し、出産後の一定期間、医療機関等において、宿泊、通所又は訪問により、母体の回復、育児指導等の支援を行います。	・事業の継続

③ 子育て親子の交流の場の提供

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
2-3-3-1	子育て支援センターの充実 (重複掲載1-1-1-8) (重複掲載1-5-6-1) 【こども相談課】	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。 また、子育て支援センター未設置の腰越地域への設置を検討します。	・事業の継続 ・腰越地域への子育て支援センター設置 ※詳細は第5章参照
2-3-3-2	つどいの広場 (重複掲載1-1-1-9) (重複掲載1-5-6-2) 【こども支援課】	子育て支援センターのない腰越地域にて、乳幼児（特に0～3歳）を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。	・事業の継続 ※詳細は第5章参照
2-3-3-3	子育てサロン (重複掲載1-1-1-11) 【地区社会福祉協議会】 【地区民生委員児童委員協議会】 【生活福祉課】	児童の健全育成のために、主任児童委員が中心となり、未就学児を対象に小地域でサロン活動を行っています。	・事業の継続

基本目標 3 子どもの権利や安全の確保

主要施策（１）子どもの権利と主体性の尊重

我が国では『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』が平成6(1994)年4月に批准されました。この条約では、従来は受身的な保護の対象として捉えられていた子どもに、権利の主体として社会に能動的・積極的に参加する権利があることが謳われており、子どもに影響を及ぼすすべての事項について意見を表明する権利を保障しています。

子どもがいきいきと日常生活を送るためには、何よりも、子どもを一人の人間と認め、子どもの権利を尊重していくことが重要です。そのため本市では、恵まれた環境を生かして、さらに子どもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、子どもを総合的に支援するため、令和2年（2020年）●月に「（仮称）子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」を施行しました。

また、子どもの地域社会への参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信を行うことが大切です。

【課題】

- 人格を持った個人として、子どもを尊重する意識の醸成が求められています。
- 子どもの権利を家庭や地域など、生活する場ごとに保障することが必要です。

【施策の方向】

- ① 子どもの権利の尊重
- ② 子どもの意思表明権の尊重
- ③ 子どもの権利や安全の確保についての周知・啓発

① 子どもの権利の尊重

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-1-1-1	「子どもの権利条約」の尊重 【文化人権課】	子どもの権利条約の批准国であることを踏まえ、子どもの権利の尊重の重要性を認識したうえで施策を実施します。	・事業の継続

② 子どもの意思表明権の尊重

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-1-2-1	子どもが意見を言える場の設置 【こども支援課】	子どもたちが、市政への質問や意見表明などを行うことを支援するため、市政に対して、自由に意見や夢を気軽に言える機会を設けます。	・事業の継続
3-1-2-2	かまくら子ども議会の開催 【教育指導課】	子どもたちが、市議会の模擬体験を通じて、市民生活と行政との関わりや、鎌倉市が直面するさまざまな課題について考えるとともに、自らの言葉で市長等と質疑応答を行うことにより、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みについて学習することを目的として開催します。	・事業の継続
3-1-2-3	「わたしの提案（子ども版）」の設置 【市民相談課】 【こども支援課】 【教育指導課】 【青少年課】	子どもたちの夢や希望を市政に生かすことを目的に、「わたしの提案（子ども版）」を全市立小・中学校、全放課後子どもひろば・子どもの家等に設置します。	・事業の継続

③ 子どもの権利や安全の確保についての周知・啓発

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-1-3-1	「（仮称）子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の周知・啓発 【こども支援課】	恵まれた環境を生かして、さらに子どもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、子どもを総合的に支援するため、「（仮称）子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の周知・啓発を図ります。	・事業の継続

主要施策（２）子どもの安全性の確保

子どもが日常生活の中で危険な目に遭わず、安心して生活できることが重要ですが、近年、子どもが被害者として巻き込まれる事件や事故が目につくようになっていきます。

子どもを危険から保護し、安全・安心な生活を送ることができるよう、環境を整備していくことが求められています。

【課題】

- 未然に事件や事故から子どもを守るための対策に地域ぐるみで取り組むことが必要です。
- 自転車や車を使用する人のマナーの向上に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- ① 交通被害からの保護
- ② 犯罪被害からの保護
- ③ 放射能からの保護

① 交通被害からの保護

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-2-1-1	交通安全教室の開催 【市民安全課】 【保育課】	子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、道路の正しい歩き方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得を図ります。	・交通安全教育の充実・拡大
3-2-1-2	スクールゾーンの安全対策 【市民安全課】	スクールゾーンにおける交通安全対策を図るため、スクールゾーン等交通安全対策協議会を設置し、スクールゾーン・通学路の交通安全対策を実施します。	・交通事故発生件数・死傷者数の減少

② 犯罪被害からの保護

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-2-2-1	防犯灯管理費補助金の交付 【市民安全課】	市内の自治・町内会等が設置及び維持管理している防犯灯に要する経費に対して補助金を交付します。	・防犯灯を自主管理する団体と一部管理する団体が防犯灯の維持管理に要する経費に対して補助金を交付 ・防犯灯の新設・修繕に要する経費に対する補助金交付の継続
3-2-2-2	防犯対策の充実 【公園課】	都市公園、児童遊園に公園灯を設置し、管理を行います。	・事業の継続
3-2-2-3	自主防犯パトロール活動の推進 【市民安全課】	地域と関係機関が連携したパトロール活動の推進を図ります。	・自治会・町内会の自主的な防犯活動の普及・促進
3-2-2-4	保護者と地域の連携による防犯活動の推進 【市民安全課】 【教育指導課】	保護者や市民、学校、警察などが連携し、「子ども110番の家の設置」や「パトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	・子どもの安全対策の普及、啓発の強化
3-2-2-5	関係機関、団体との協議会の開催 【市民安全課】	定期的な情報の共有化、防犯対策の協議等を行うため、市民、防犯関係団体、企業、学校、幼稚園、PTAなどで構成する協議会を開催します。 平成20年6月に策定した「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン」に基づく事業の進捗状況の確認及び取組みの推進を諮ります。	・市民・企業・警察・行政の連携強化
3-2-2-6	防犯体制の充実 【市民安全課】	防犯アドバイザーを3名配置し、防犯講習会、立ち寄り警戒、子どもの見守り活動及び防犯パトロール等を行います。	・防犯教室、訓練、施設警戒、地域パトロールの拡大・充実
3-2-2-7	幼稚園の安全対策 【私立幼稚園】	幼稚園において園児が安心して教育を受けることができるよう、各幼稚園で安全管理システムを整備するとともに、家庭や地域の関係機関・団体と連携し安全な施設の整備事業を行います。	・事業の継続
3-2-2-8	幼稚園におけるメールシステムの活用 【私立幼稚園】	幼稚園の安全対策及び健康管理のため、幼稚園同士の横の連携を深め、事件や事故、感染症情報などについてメールシステムを使って迅速に連絡を取り合います。	・事業の継続
3-2-2-9	学校と警察の連携の強化 【教育指導課】	各学校と警察の連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童生徒・学生の健全育成に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。	・事業の継続

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-2-2-10	児童安全指導の開催 【教育指導課】	市立小学校1年生に対し、児童安全指導を実施します。	・事業の継続
3-2-2-11	防犯教室の開催 【市民安全課】 【保育課】 【青少年課】 【教育指導課】	子ども関連施設において、警察等と連携し不審者侵入対策訓練、誘拐連れ去り防止教室、非行防止教室、薬物乱用防止教室及び防犯講話などを実施します。	・子どもの安全教育支援や関連施設の安全強化
3-2-2-12	学校警備員の配置 【学校施設課】	児童の登下校時の安全確保と校内への不審者の侵入を未然に防ぐため、市立小学校16校に学校警備員を配置します。	・事業の継続
3-2-2-13	防犯に関する普及啓発活動の実施 【市民安全課】	市民、企業、関係団体等との連携、協力の下、防犯に関する普及・啓発活動を行います。	・市民の防犯意識の普及、啓発を目的とした防犯関連情報の充実・拡大
3-2-2-14	事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配付 【教育指導課】	学校の安全管理を図るため、事件・事故等緊急対応のポイントを作成し、小・中学校に配付します。	・事業の継続
3-2-2-15	地域防犯カメラ設置費補助金の交付 【市民安全課】	市内の自治・町内会等が新設する地域防犯カメラに要する経費に対して補助金を交付します。	・事業の継続

③ 放射能からの保護

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-2-3-1	子ども関連施設等における放射線量等の測定 【関係各課】	子どもたちの安全・安心に配慮し、子ども関連施設等において放射線量等の測定を実施します。	・事業の継続

主要施策（３）子どもの生活環境の整備

外出時に安全で利便性に富んだ住みよいまち、バリアフリーやユニバーサルデザイン¹⁸の理念にもとづいたまちを創り上げていくことは、子どもや子育て期の親だけではなく、高齢者や障害者を含めたすべての人にとって不可欠であることは言うまでもありません。公共性の高い乗り物、道路、建築物等のバリアフリー化を進めるために「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18（2006）年12月に施行されており、今後も整備を促進していく必要があります。

また、子育て家庭にとっては、子どもをのびのびと自由に遊ばせることができる広場やさまざまな遊具がある公園の整備、日常生活で利用する道路の安全性の向上が求められます。

さらに、子育てを担う世代が安心して生活を送れるような住環境を整備していくことが必要です。

【寄せられた意見】

- ・遊具のある公園を増やしてほしい
- ・公園の遊具が古い
- ・公園などの子どもが安心して外で遊べるよう、清掃や拡大・増設に力を入れてほしい
- ・道幅が狭く、幼児が歩いたり、自転車に乗るのも大変。自転車専用レーン、歩道の区別も早くしてほしい。
- ・自転車に子どもをのせて移動する時に、道路の段差でふらつく時があり、怖いと感じる事がある

【課題】

- 子どもとその家族が利用しやすい安全な道路を整備するとともに、公共施設や交通機関などのバリアフリー化を促進し、子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。
- 安心して生活が送れるような住宅の整備や、のびのびと遊ぶことができ、遊具等が充実している広場や公園の整備が求められています。

【施策の方向】

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 住みやすいまちづくり | ② 交通環境の整備 |
| ③ 施設環境の整備 | ④ 緑地環境の整備 |
| ⑤ 住環境の整備 | |

¹⁸ 年齢や能力のいかんに関わらず、できる限り最大限すべての人々が利用可能であるように、製品・建物・空間をデザインする理念のこと。ユニバーサルデザインの考えは、はじめから障壁（バリア）をなくしておこうとするもの。

① 住みやすいまちづくり

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-3-1-1	まちづくり活動の支援 【土地利用政策課】	市民参画のまちづくりを進めるため、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定などを支援し、幅広い世代が住みやすいまちづくりを推進します。	・自主まちづくり計画を策定している団体数の拡大

② 交通環境の整備

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-3-2-1	歩道の整備 【道路課】	子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設などの整備を行います。	・事業の継続
3-3-2-2	生活道路の整備促進 【道路課】	道路舗装修繕計画に基づき、傷んだ生活道路の補修を計画的に行うことで交通環境の改善を図ります。	・一定期間ごとに計画の見直しを行い、舗装の維持管理を継続
3-3-2-3	交通環境の検討 【交通政策課】	平成24年に設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」において、鎌倉地域交通計画研究会(平成13年に解散)から出された20の施策や新たな施策の検討を行います。	・事業の継続

③ 施設環境の整備

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-3-3-1	駅施設の整備 【交通政策課】	公共交通事業者と連携して、駅施設のバリアフリー化を推進します。	・事業の継続

④ 緑地環境の整備

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-3-4-1	公園・緑地の整備促進 (重複掲載4-5-1-8) 【公園課】	地域の特性や利用者の利便性、多様化するニーズに対応した公園等の整備に努めます。	・緑の基本計画中間年次(令和2年(2020年))に向け推進
3-3-4-2	緑地の確保 【みどり課】	緑の基本計画に基づき、身近な生活空間での緑の充実を図るため、特別緑地保全地区の指定を行うなどにより、良好な都市環境を支える緑地を確保します。	・事業の継続

⑤ 住環境の整備

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
3-3-5-1	住宅施策の推進 【住宅課】	ゆとりある住環境の整備等、若年層にとって無理のない負担で住める住宅市場形成の支援や、生活支援サービスの充実によって、若年層が便利で安心して暮らせる住生活の実現を支援します。	・事業の継続
3-3-5-2	市営住宅の整備促進 【住宅課】	老朽化が進む市営住宅については、計画的な建替えを推進することとしているため、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）へのセーフティネットとして機能するよう、適切に建替えを進めます。	・事業の継続

基本目標 4 子どもの社会的成長の促進

主要施策（１）家庭教育の充実

子どもが、基本的な生活習慣や倫理観・自制心・自立心等の人格の基礎を形成する上で、もっとも基本となるのが家庭における教育です。ところが、少子化・核家族化の進行につれて、家庭教育についての知識と経験を持ち合わせている家庭が少なくなり、家庭の教育力が低下してきていると言われています。また、都市化が進み、地域のつながりが希薄になるなかで、地域で家庭教育について相談できる相手も少なくなっており、地域や学校等の豊かなつながりのなかでの家庭教育が求められます。

【課題】

- 学習機会の充実など、家庭教育に資する各種情報を積極的に提供していくことが必要です。
- 地域との連携による家庭教育支援の強化が求められています。

【施策の方向】

- ① 家庭教育環境の充実

① 家庭教育環境の充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-1-1-1	育児教室 【市民健康課】	離乳食や育児の話のほか、親子遊び、育児相談等を通して、乳幼児の健やかな心身をはぐくむ支援を行います。	・事業の継続
4-1-1-2	学習情報の収集と提供 【教育総務課】	子どもや保護者等の多様な学習ニーズに対応するため、幅広い学習情報の収集と提供を行います。 （生涯学習情報誌「鎌倉萌」の発行、神奈川県生涯学習情報システム「PLANETかながわ」への生涯学習情報提示、ホームページにおける学習情報の提供）	・事業の継続
4-1-1-3	生涯学習施設の提供 【教育総務課】	子どもや保護者等の学習機会を確保するため、学校学習施設を含む生涯学習施設の管理・運営に努めます。 （生涯学習施設（生涯学習センター５館）、学校開放学習施設４校（小学校３校、中学校１校））	・事業の継続

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-1-1-4	ブックスタート事業の 推進 【中央図書館】 【市民健康課】	6、7か月児育児教室において、市内 全6か月児へ絵本の入ったブックス タートパックを配布し、実演を通じて、わ らべうた・絵本の読み聞かせの仕方な どのアドバイス・乳幼児の保護者向け 図書館活用ガイドを行います。	・事業の継続
4-1-1-5	家庭・地域の教育力活 性化セミナー 【教育総務課】	家庭と地域の教育力をより高めるた めに、様々なテーマ（青少年の心理、生 命の大切さ、食育、安全・安心、マナー 等）で講演会や講習会を開催します。	・事業の継続
4-1-1-6	子どもや親子のための 学習情報の収集と提供 【中央図書館】	住居に近い図書館において子どもや 親子の学習ニーズに対応できるよう、 各館の資料の充実に努めています。	・事業の継続
4-1-1-7	多文化資料の充実、見 える化・世界のおはな し会の開催 【中央図書館】	住居に近い図書館において子どもや 親子の学習ニーズに対応できるよう、 各館の資料の充実に努めています。	・事業の継続
4-1-1-8	郷土学習・地域学習の ための学習情報の収集 と提供 【中央図書館】	鎌倉の郷土・地域学習に役立つ本・絵 本・紙芝居・情報の収集・閲覧・貸出に より地域理解に努めています。	・事業の継続
4-1-1-9	学習パック・読書パッ クの小中学校等への貸 出 【中央図書館】	子どもの豊かな学びを支援するた め、学習カリキュラム等に必要な学習 パック・読書パックの購入とリスト作 成・小中学校等への貸出・返却・運搬を 行います。	・事業の継続

主要施策（２）幼児教育・学校教育の充実

子どもにとって小学校入学前は、自我が芽生え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として、また、小学校時代は、一人ひとりの可能性を伸ばし人格を形成していく時期として非常に重要です。

このため、幼児教育の向上のための取組や、子どもの発達や学びの連続性を確保するために必要な幼児教育と小学校教育の相互の連携を図ることが求められます。

現代社会は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるといわれています。また、異なる文化や文明との共存や国際協力が求められており、この時期に、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことが重要です。

【課題】

- 子育てに対する理解を深め、母性や父性を育成するため、小学生や中学生のうちから、乳幼児との交流や将来の子育てに対する教育を行うことが必要です。
- 多世代との交流機会の確保や、歴史や自然に恵まれた鎌倉の特性を生かした体験学習の充実等が求められています。
- 社会に対応する能力を育てるため、環境教育や情報教育、国際理解教育などを進めていく必要があります。
- 学校教育環境を充実するため、計画的な施設整備や、職員の増員、質の改善などを行っていく必要があります。

【施策の方向】

- | | |
|-------------|------------|
| ① 幼児教育の推進 | ② 学校教育の充実 |
| ③ 学校教育環境の整備 | ④ 経済的負担の軽減 |
| ⑤ 教育相談の充実 | |

① 幼児教育の推進

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-2-1-1	幼児教育に関する研究・研修 【教育センター】	幼児教育に理解を深め、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との間で円滑な接続を図る観点に立って、相互理解と連携を深めるよう、その研究・研修活動支援の一層の充実を図り、質の高い幼児期の学校教育・保育を推進します。	・事業の継続
4-2-1-2	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 【こども支援課】 【保育課】	幼稚園及び認可保育所が認定こども園への移行を希望する場合に必要な支援を行います。	・事業の継続
4-2-1-3	幼児教育の振興 【私立幼稚園】	幼児教育の振興及び充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深める事業を行います。	・事業の継続
4-2-1-4	幼稚園教諭の資質の向上 【私立幼稚園】	幼児教育の質の向上のため、園内研修や、定期的に行う園外教員研修に加え、免許更新制度導入に伴い、公的に認められた免許更新講習会を受講します。	・事業の継続
4-2-1-5	鎌倉市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金の交付 【こども支援課】	幼稚園における預かり保育を推進し、子育て支援の充実とともに幼児教育の振興、待機児童の解消を図るため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対し、運営費の補助を行います。	・事業の継続

② 学校教育の充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-2-2-1	小学生と園児の交流 【教育センター】 【教育指導課】 【保育課】	生活科の授業、総合的な学習の時間や行事等（運動会、各学校で行われる子どもまつり等）を通して、小学生と園児の交流を推進します。	・事業の継続
4-2-2-2	中学生と園児の交流 【教育指導課】 【保育課】	市立中学校の生徒が、保育所や幼稚園等で総合的な学習の時間で「職場体験学習」、技術・家庭科の家庭分野等の学習の中で「保育体験」を行います。	・事業の継続

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-2-2-3	世代間交流 (重複掲載4-4-3-1) 【教育指導課】 【保育課】	小・中学校では、総合的な学習の時間等で、地域の保育所、幼稚園、障害者施設、老人ホーム等を訪問し交流を深めます。また、地域の高齢者を学校に講師として招いて知識、経験を子どもたちに伝えていきます。 保育所では近隣の小学校、障害児者施設や老人ホームなどを訪問し、交流を深めます。また、地域の高齢者を招いて交流を図ります。	・事業の継続
4-2-2-4	環境教育の推進 【環境政策課】	環境と人間とのかかわりを学び、恵み豊かな環境やいのちを大切にすることを育む環境教育の充実に努めます。	・事業の継続
4-2-2-5	心の教育の推進・道徳教育の充実 【教育センター】	生命を大切に、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心を育てる教育を推進するため、道徳教育の充実に努めます。	・事業の継続
4-2-2-6	国際社会への対応 【教育指導課】	外国人英語講師(A L T)を小学校にも派遣することにより、国際理解教育の充実に努めます。	・事業の継続
4-2-2-7	情報化社会への対応 【教育指導課】 【教育センター】	各教室でインターネット等が利用できるよう、校内LANの整備を進めるとともに、I Tを活用した施策の充実に努めます。	・事業の継続
4-2-2-8	各種育成行事 【教育指導課】	子どもの健康維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催します。また、子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、活動成果を発表する場の提供に努めます。	・事業の継続
4-2-2-9	体験学習の推進 【教育指導課】	福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、総合的な学習の時間等を使って、校外活動等を実施します。	・事業の継続
4-2-2-10	読書活動の推進 【教育指導課】	朝のホームルームの時間等を活用して読書活動に取り組みます。 また、「学校図書館専門員」「読書活動推進員」を小・中学校へ派遣するなど、児童生徒が読書に親しむ環境づくりを進めます。	・事業の継続
4-2-2-11	ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発 【ごみ減量対策課】	市内保育所、幼稚園や小・中学校の児童生徒を対象にごみの発生抑制及び減量化、資源化のための啓発を行い、児童生徒はもとより、父母、家族までその意識を広める事業を行います。	・事業の継続
4-2-2-12	里山体験学習 【N P O法人山崎・谷戸の会】	小・中学校の総合的な学習として受け入れ、年間を通して農作業、谷戸保全作業、自然観察を指導します。また、単発的な谷戸保全作業体験をグループ・クラス・学年単位などで受け入れます。	・事業の継続
4-2-2-13	国際理解事業 【文化人権課】	国際交流や多文化共生について学ぶことを目的として国際理解講座を開催します。	・事業の継続

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-2-2-14	景観セミナー等の開催 【都市景観課】	将来の鎌倉のまちづくり、景観づくりの担い手となる子どもたちに対して、体験学習や講習会等を実施し、鎌倉らしい景観形成の普及啓発に取り組みます。	・親子景観セミナー：年1回開催 ・景観出前講座：随時実施
4-2-2-15	ようこそ先達事業 【文化人権課】	鎌倉ゆかりの文化人や芸術家に協力を仰ぎ、小中学生に講演や演奏等をおして思いや感動を伝える事業を行います。	・事業の継続
4-2-2-16	児童・生徒理解研修会の実施 【教育センター】	教員として必要な児童生徒の理解、教育相談に係る支援の方法を学び、教育活動に生かせる実践力の向上を図ります。	・事業の継続
4-2-2-17	郷土学習・地域学習 【教育センター】	教育センター発行の「かまくら」、「私たちの鎌倉」、「鎌倉の自然」、「かまくら子ども風土記」などを活用し、各教科や総合的な学習の時間などで鎌倉市における地理、社会事象、歴史・文化等の学習を行います。	・事業の継続
4-2-2-18	ゆめひかる文化芸術子ども表彰 【文化人権課】	鎌倉の子どもたちの文化芸術活動を応援するため、文化や芸術の分野で優秀な成績を収めた子どもたちを表彰します。	・事業の継続
4-2-2-19	なつの学習（仮） （重複掲載4-5-1-9） 【教育総務課】	長期休業中に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な学習場所を設け、学習支援の取組を実施します。	・事業の拡充

③ 学校教育環境の整備

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-2-3-1	学校評議員制度 【教育指導課】	各学校が保護者や地域の方々の意見を広く聴き、地域に開かれた、信頼される学校づくりを推進します。	・事業の継続
4-2-3-2	個に応じた指導の充実 【教育指導課】	少人数指導やティーム・ティーチングなどを実施し、児童生徒一人ひとりの興味・関心、学習の状況等に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	・事業の継続
4-2-3-3	各種補助員・介助員の派遣 【教育指導課】	水泳、運動部活動、日本語指導等専門性の高い分野や、特別支援学級・通常級に在籍する児童生徒の介助など、児童生徒の教育活動が円滑に進められるための各種補助員・介助員を派遣します。	・事業の継続
4-2-3-4	安全で快適な学校教育環境の整備 【学校施設課】	老朽化が進行している学校施設の整備を計画的に推進するとともに、防災対策及びトイレ等衛生設備の整備を行います。	・事業の継続

④ 経済的負担の軽減

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-2-4-1	幼児教育・保育無償化事業 (重複掲載1-4-5-1) (重複掲載2-1-4-8) 【こども支援課】 【保育課】 【こども相談課】 【障害福祉課】	3歳児から小学校就学前までの子どもと住民税非課税世帯の0～2歳児の子どもを対象に、幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設等、障害児の児童発達支援等の利用料を無償化します（一部上限があります）。	・事業の継続
4-2-4-2	就学援助 (重複掲載1-4-5-2) (重複掲載2-1-1-5) (重複掲載2-1-4-9) 【学務課】	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。	・事業の継続 ・基準の維持
4-2-4-3	実費徴収に係る補足給付事業 (重複掲載1-4-5-3) 【保育課】	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が日用品、文具等の購入に要する費用の実費徴収を行った場合、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。	・適切な支援の実施

⑤ 教育相談の充実

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-2-5-1	教育相談事業の充実 (重複掲載2-1-1-1) (重複掲載2-3-1-5) 【教育センター】	教育センター相談室において、幼児から青少年の相談及びいじめ・不登校等の教育相談を行います。不登校児童生徒のために、教育支援教室を設置し、自立に向けた支援を行います。	・教育相談機能のさらなる充実と質の向上

主要施策（３）子どもの健全な成長への支援

家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在である子どもが、子どもを取り巻く社会環境のなかで、すこやかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮することが望めます。そのためには、子どもがすこやかに育ち、ひとを思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過程を経て自己を確立し、自立した個人として成長して地域とともに生きていくことができるよう、見守ることが必要です。

しかしながら、子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、性や薬物、暴力等に関する有害な情報が子どもでも簡単に入手でき、子どもに関わる様々な犯罪を起こす引き金としても懸念されています。この傾向は、スマートフォン等の普及とともに、ますます助長されています。

一生のなかでもっとも心身が発達する時期にあたる思春期に、このような状況を放置すると、健全な父性・母性が育ちにくく、将来の子育てに様々な悪影響を及ぼすことが懸念されます。そこで、学童期・思春期における保健対策の充実が求められています。

【課題】

- 子どもを社会の悪影響から守るために時代に適応した対策を講じる必要があります。
- 子どもは大人を見て育つため、身近な大人のモラルある行動が求められます。
- 思春期相談体制の充実については、複雑、多様化する課題に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の配置時間の増加や、諸機関との連携による支援体制の充実が求められています。

【施策の方向】

- ① 青少年の健全な育成
- ② 学童期・思春期における保健対策

① 青少年の健全な育成

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-3-1-1	青少年健全育成活動 (重複掲載2-1-1-3) (重複掲載4-6-1-5) 【鎌倉市青少年指導員 連絡協議会】	県・市の委託を受け、青少年の健全育成を推進します。 主な活動は「子ども風あげ」や「子どもキャンプ」などのレクリエーション活動で、異年齢交流や地域間での交流を行います。 ジュニアリーダーや放課後かまくらっ子を支援するなど、青少年団体の育成や地域づくりを支援します。 また、街頭指導や社会環境実態調査などの活動を通して、健全な育成環境の整備に努めます。	・事業の継続

② 学童期・思春期における保健対策

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-3-2-1	学校における思春期教育の充実 【教育指導課】 【市民健康課】	小学校では、体育の保健分野で思春期の体の変化の学習、道徳の時間における指導等、中学校では保健体育の保健分野で思春期の体の発達、道徳の時間における指導や特別活動での適応と成長及び健康安全にかかる指導等を家庭等と連携をとりながら行います。 また、喫煙・飲酒・薬物乱用が心身に及ぼす影響などについて学習を通し防止教育を行います。 さらに、小・中学生を対象に、助産師・保健師による学校保健と連携した「いのちの教室」を開催します。	・事業の継続
4-3-2-2	思春期相談体制の充実 (重複掲載2-1-1-2) 【教育センター】	学童期・思春期における心の問題について、子どもと保護者の相談に的確に対応できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。また、市立中学校全校に教育相談員を派遣します。その他に、不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、メンタルフレンドを派遣します。(要事前面接) また、関連機関との連携推進のためスクールソーシャルワーカー(県事業)を導入します。さらに市独自にスクールソーシャルワーカーを配置します。 加えて、いじめの早期発見、早期対応のため「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を設置します。	・教育相談機能のさらなる充実と質の向上

主要施策（４）子どもの交流機会の確保

少子化・核家族化が進み、兄弟姉妹とのふれあいや世代間の交流が少なくなり、子どもの地域社会との接触の機会も少なくなってきました。その結果、子どもが社会の一員としての自覚と責任感を持ち、自立に向けての一步を踏み出すことが難しくなっています。そこで、子どもが社会性を身につけるため、子ども同士や異世代との交流の場の提供が求められています。

それぞれの地域において、多世代間交流が図られることにより、子どもの育ちの支援となるよう、交流の啓発、支援に努めます。

【寄せられた意見】

- ・住んでいる地域の周りの人との交流の機会が少ない
- ・核家族化が進んでいる今、地域住人同士が交流を持つ事が大事であると思う
- ・アフタースクールの実施とても助かる。利用する立場の人も支援員として（ボランティア）参加できるような形がとれば、親子共にいろいろな人との交流や地域活性化に繋がり、安心して子育ての手助けとなるのではと思う。子育てにおいて多くの人との出会いは不安を消し、安心が生まれる
- ・地域のこども会に入って、地元の友人とのコミュニケーションをとったり、周りの大人達の地域の目があると良いと思う。
- ・地域で同年代の子どもの交流がなく、何人くらいいるのかも分からないため、集まる機会や場所がほしい

【課題】

○さまざまな年齢の子ども同士の交流が求められています。

○子どもが高齢者などとふれあう機会づくりが求められています。

【施策の方向】

- ① 青少年団体への活動支援
- ② 子どもの地域活動の支援
- ③ 世代間交流の推進

① 青少年団体への活動支援

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-4-1-1	青少年指導者の活動支援 【青少年課】	子どもの地域活動を支える青少年指導者の活動を支援します。	・事業の継続
4-4-1-2	総合型地域スポーツクラブの育成 【スポーツ課】	地域で多種目、多世代、多様な技能レベルに応じたスポーツを楽しむことのできるクラブの支援を図ります。	・事業の継続

② 子どもの地域活動の支援

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-4-2-1	放課後かまくらっ子等における健全育成 【青少年課】	放課後かまくらっ子（1-3-1-1）における地域団体等による体験・活動を通して、異学年交流、多世代交流を推進します。 また、中学生や高校生が放課後かまくらっ子の活動サポーターとして参加することで、自己肯定感を感じる場となるよう推進します。	・すべての小学校区で、放課後かまくらっ子（新・放課後子ども総合プラン）を実施することを目指す ・異学年や多世代交流を図る
4-4-2-2	ジュニアリーダー等の育成 【青少年課】	集団活動や野外活動における基本的な知識と技術を身に付け、地域における青少年活動のリーダーとなれる人材を育成します。	・事業の継続

③ 世代間交流の推進

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-4-3-1	世代間交流 (重複掲載4-2-2-3) 【教育指導課】 【保育課】	小・中学校では、総合的な学習の時間等で、地域の保育所、幼稚園、障害者施設、老人ホーム等へ訪問し交流を深めます。また、地域の高齢者を学校に講師として招いて知識、経験を子どもたちに伝えていきます。 保育所では近隣の小学校、障害児者施設や老人ホームなどを訪問し、交流を深めます。また、地域の高齢者を招いての交流を図ります。	・事業の継続
4-4-3-2	三世代交流事業 (重複掲載4-6-1-15) 【鎌倉市老人クラブ連 合会（みらいふる鎌 倉）】 【鎌倉漁業協働組合】	子どもや若い世代の保護者、高齢者等各世代の交流により地域の子育てネットワークが広がることを目的として、鎌倉の海や山を使ったイベントを行います。	・事業の継続

主要施策（５）子どもの遊びや学びの場の整備

少子化・核家族化が進み、家庭内でのテレビ・ゲームや携帯電話でのメールのやりとり等が子どもの主要な関心事となっている現在、家庭外での遊びや学びを通じた他人との交わりの機会が減少し、子どもの社会性を身につける機会が失われてきています。身近な場所に、子どもにとって魅力的な遊びや学びの場を提供することが、子どもが社会性を身につけるうえで特に必要です。

子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して人間関係を作りあうことができる居場所の確保及び充実に努めるものとします。

【寄せられた意見】

- ・他の市等にどのような子育ての環境、支援があるかと比較しているのか。良い制度があれば取り入れてほしい
- ・自然の中で子育てをしたいと思い移住した。海も山もある素晴らしい鎌倉の環境を生かし、子どもの成長を支援してほしい
- ・子育てをしながらでも、簡単に仕事に就ける環境がない
- ・子どもの遊び場がもっとほしい
- ・雨の日に遊びに行ける場所を増やしてほしい
- ・子どもを連れて遊びに行ける場が地域によって差が大きい

【課題】

○子どもたちがのびのびと遊ぶことを通じて、成長できるような環境を整備する必要があります。

○親子でともに集える機会の提供が求められています。

【施策の方向】

- ① 遊びや学びの場の整備

① 遊びや学びの場の整備

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-5-1-1	子育て支援行事等の開催、子育て支援グループとの交流 (重複掲載4-6-1-6) 【こども支援課】 【かまくら子育て支援グループ懇談会】	ダンスや芋ほり等の体験講座「かまくらママ'Sカレッジ」や、鎌倉女子大学とかまくら子育て支援グループ懇談会と協働で行う「かまくらママ&パパ'Sカレッジ特別企画」など、子育て中の親子が集い親自身のリフレッシュとなるような講座等を開催します。 0歳からの託児つき講座を開催することにより、母親の仲間づくりのきっかけをつくり、子育て中の母の声を行政に届ける橋渡しの役目を果たします。	・事業の継続 ・託児付講座や研究・交流事業の回数増
4-5-1-2	冒険遊び場事業等 (重複掲載1-5-6-3) (重複掲載4-6-1-7) 【こども支援課】 【協働事業者】	令和元年度(2019年度)より、旧梶原子ども会館にて冒険遊び場を常設化しています。 子どもたちに、緑あふれる鎌倉の特性を生かした「遊び」の機会を提供し、自然の中での遊びを展開することで、子どもたちの育ちを支援します。子ども・子育てを通じた交流を通して、地域の人々がつながる場となることを目指した事業です。(木工作体験、昔遊び、火おこし体験等。) さらに、子育てに関する情報発信や情報提供、地域交流を促進するためのイベントを開催します。	・事業の継続
4-5-1-3	学校開放の推進 【スポーツ課】	子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校体育施設の開放を進めます。	・事業の継続

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-5-1-4	放課後かまくらっ子 (新・放課後子ども総合プラン) (重複掲載1-3-1-1) (重複掲載2-1-2-11) 【青少年課】 【教育総務課】	「放課後かまくらっ子」は、国が示す新・放課後子ども総合プランの鎌倉版として、「子どもの家(放課後児童クラブ)※1」と「アフタースクール(放課後子ども教室)※2」を一体的に実施し、放課後の安全で健やかな居場所づくりを行う事業です。市長部局と教育委員会が連携し、放課後子どもひろば・子どもの家と小学校の校庭等を使用し、一体型※3又は連携型※4により、実施します。 ※1子どもの家(放課後児童クラブ)とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、基準条例の遵守に努めつつ健全な育成を図る事業です。 ※2アフタースクール(放課後子ども教室)とは、放課後子どもひろばや小学校の校庭等を利用し、安心安全な居場所を提供するとともに、多様な活動・体験を地域等の協力を得て放課後子ども教室を提供することで、児童の「生きる力」を育む事業です。 ※3一体型とは、活動場所が同一の小学校校内等にあり、共通のプログラムに参加するものです。 ※4連携型とは、活動場所が同一の小学校校内等にはないが、共通のプログラムに参加するものです。	- すべての小学校区で、放課後かまくらっ子(新・放課後子ども総合プラン)を実施することを目指す - 理念や活動内容について、ホームページでの告知や説明会の実施、窓口でのチラシ配布、魅力的なプログラムの実施などを通して、利用者や地域住民への周知を推進し、利用者数増加を目指す。 - 放課後子ども総合プラン検討委員会では、教育委員会と連携を図り、意見交換や情報の共有をする
4-5-1-5	保育所のホール等を活用した地域での子育て支援 【保育課】	保育所の地域における子育て支援事業の一つとして、深沢こどもセンター内のほいくえんホールを、市内の子育て支援グループに無料で開放します。 なお、大船保育園の多目的室についても、同様に開放します。	事業の継続
4-5-1-6	保育所の地域子育て支援 【保育課】	全公立保育所にて園庭開放、行事参加や子育て相談など地域の子育てを支援する活動を進めます。	事業の継続
4-5-1-7	地域開放 【私立幼稚園】	幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスを行います。	事業の継続
4-5-1-8	公園・緑地の整備促進 (重複掲載3-3-4-1) 【公園課】	地域の特性や利用者の利便性、多様化するニーズに対応した公園等の整備に努めます。	緑の基本計画中間年次(令和2年(2020年))に向け推進
4-5-1-9	なつの学習(仮) (重複掲載4-2-2-19) 【教育総務課】	長期休業中に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な学習場所を設け、学習支援の取組を実施します。	事業の拡充

主要施策（６）多様な体験機会の確保

子どもが、その成長にとって不可欠な豊かな感性・創造性をはぐくみ、健康な心と体で生活するために、また、子どもたちの個性を磨き、社会性や自立性をはぐくむために、歴史が香り立ち、海に面し緑あふれる鎌倉の特性を生かした多様な体験機会の提供が求められています。

核家族化の進行により孤立しがちな子育て家庭にとって、地域での取組があたたかい見守りにつながり、子育てに安心感を与えます。

【課題】

- 多様な体験ができる機会が求められています。
- 身近な場所で地域の人と関われる取組が求められています。

【施策の方向】

- ① 多様な体験機会の確保

① 多様な体験機会の確保

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-6-1-1	各種育成事業 【青少年課】 【スポーツ課】 【教育総務課】 【中央図書館】	子どもたちの心豊かな育成に向けて、地域社会全体が協働して取り組む活動を支えます。	・事業の継続
4-6-1-2	子どものスポーツの育成 【スポーツ課】	子どものスポーツを通じた体力の向上のため、企業や関連団体と連携をとり、子どもがスポーツを体験できる機会、環境づくりを推進します。また、スポーツの分野で活躍した子ども達を表彰し、より強い意欲を持ってスポーツに取り組めるよう支援します。	・事業の継続
4-6-1-3	スポーツ活動の促進 【スポーツ課】	子どもたちに様々なスポーツを紹介し体験することにより、自分にあった運動を見つけられるよう生涯スポーツの推進を図ります。 また、スポーツ活動を通して体力向上を図り、健やかに成長することを目的に、スポーツイベントなどを実施し、様々なスポーツ体験ができる環境づくりを進めます	・事業の継続

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-6-1-4	競技スポーツ活性化のための啓発 【スポーツ課】	オリンピックや世界大会で活躍しているトップアスリートの演技の観戦や、指導を受けることで子どもの競技スポーツの向上、鎌倉からオリンピックやトップレベルで活躍する選手の育成を図ります。	・事業の継続
4-6-1-5	青少年健全育成活動 (重複掲載2-1-1-3) (重複掲載4-3-1-1) 【鎌倉市青少年指導員連絡協議会】	県・市の委託を受け、青少年の健全育成を推進します。 主な活動は「子ども風あげ」や「子どもキャンプ」などのレクリエーション活動で、異年齢交流や地域間での交流を行います。 ジュニアリーダーや放課後かまくらっ子を支援するなど、青少年団体の育成や地域づくりを支援します。 また、街頭指導や社会環境実態調査などの活動を通して、健全な育成環境の整備に努めます。	・事業の継続
4-6-1-6	子育て支援行事等の開催、子育て支援グループとの交流 (重複掲載4-5-1-1) 【こども支援課】 【かまくら子育て支援グループ懇談会】	ダンスや芋ほり等の体験講座「かまくらママ' Sカレッジ」や、鎌倉女子大学とかまくら子育て支援グループ懇談会と協働で行う「かまくらママ&パパ' Sカレッジ特別企画」など、子育て中の親子が集い親自身のリフレッシュとなるような講座等を開催します。 0歳からの託児つき講座を開催することにより、母親の仲間づくりのきっかけをつくり、子育て中の母の声を行政に届ける橋渡しの役目を果たします。	・事業の継続 ・託児付講座や研究・交流事業の回数増
4-6-1-7	冒険遊び場事業等 (重複掲載1-5-6-3) (重複掲載4-5-1-2) 【こども支援課】 【協働事業者】	令和元年度(2019年度)より、旧梶原子ども会館にて冒険遊び場を常設化しています。 子どもたちに、緑あふれる鎌倉の特性を生かした「遊び」の機会を提供し、自然の中での遊びを展開することで、子どもたちの育ちを支援します。子ども・子育てを通じた交流を通して、地域の人々がつながる場となることを目指した事業です。(木工作体験、昔遊び、火おこし体験等。) さらに、子育てに関する情報発信や情報提供、地域交流を促進するためのイベントを開催します。	・事業の継続
4-6-1-8	父と子の里山体験 【NPO法人山崎・谷戸の会】	父(母)と子の親子参加型で、谷戸の雑木林の管理に親しんでもらうため、木の伐採や下草刈り、薪割り、かまどの火おこしなどを体験します。	・年2回実施
4-6-1-9	こども里山一日体験 【NPO法人山崎・谷戸の会】	小学生以下の、子どもを中心とした親子参加など一緒になって里山体験をしながら、自然に親しんでもらいます。 谷戸の散歩、農作業の手伝い、昔あそびなど。	・年2回実施

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
4-6-1-10	里山探検隊 【NPO法人山崎・谷戸の会】	対象を小学生の子どもとし、定員制で総合的に谷戸を体験するプログラムを企画します。谷戸・谷戸周辺の散策、自然観察、農作業体験、昔遊びを通して、里山全体を理解し、子ども同士が交流する場を提供します。	・年6回実施
4-6-1-11	子ども里山体験 【公益財団法人鎌倉市公園協会とNPO法人山崎・谷戸の会の共催】	昔ながらの農作業、自炊など里山体験をします。谷戸の収穫物を味わい、山崎地区の昔の暮らしの話を聞きながら里山の暮らしを体験します。(平成30年度よりお泊りではなくなりました。)	・事業の継続 ・年1回実施
4-6-1-12	鎌倉てらこや事業 【NPO法人鎌倉てらこや】	地域の子どもたちが主体的に生き、活動できる拠点をつくり、成熟した地域社会を創造します。 子どもたちの魂を輝かせるために、自然、歴史、伝統、文化などに恵まれた環境の下で、遊び、学び合い、感動体験を培います。 親たちは、子どもとともに学び、自らを育み、自立した大人になることを目指します。	・参加者人数の拡充 ・活動をより魅力的なものとしていくため、スタッフ間での意識共有・現場対応力を高める
4-6-1-13	てらハウス事業 【NPO法人鎌倉てらこや】	商業ビルの空き店舗に、子ども・保護者・学生ボランティア・地域ボランティアが集い、“本気”で学び、遊び、語り合う居場所をつくります。そのようにして過ごす時間から子ども自身が「やりたい」と思うことを発見し、スタッフの力添えを得ながら自らの力で実現することを目指します。	・参加者人数の拡充 ・活動をより魅力的なものとしていくため、スタッフ間での意識共有・現場対応力を高める
4-6-1-14	青空自主保育 【にこにこ会】 【やんちゃお】 【なかよし会】 【かぜのこ会】 【でんでんむし】 【あおぞら】 【なないろ】	特定の園舎を持たず、鎌倉の豊かな自然の中で、子どもがのびのびと遊ぶことを目的に、保育者や当番制の親とともに活動しています。	・活動の継続
4-6-1-15	三世代交流事業 (重複掲載4-4-3-2) 【鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)】 【鎌倉漁業協同組合】	子どもや若い世代の保護者、高齢者等各世代の交流により地域の子育てネットワークが広がることを目的として、鎌倉の海や山を使ったイベントを行います。	・事業の継続

基本目標 5 仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現

主要施策（１）男女がともに支え合う仕組みづくり

近年父親の子育てへの参画は増加しているものの、母親の負担が大きいのは変わらないというのが実態です。この結果、母親に多大な肉体的・精神的負担がかかっており、父親には子育ての喜びや楽しさを体験する貴重な機会が損なわれるという事態が生じています。

父親の子育てへの参加を促し、子育てに関して、父親・母親が「ともに支え、ともに育てる」子育てを促進していきます。

【課題】

- 母親の負担を軽減し、父親が子育ての喜びや楽しさを理解するために、夫婦がともに子育てをすることが求められています。
- 子育てに不慣れな父親が、子育ての知識や技術を身につける機会が必要です。
- 子どもの頃からの母性や父性の育成が求められています。

【施策の方向】

- ① 男女がともに支え合う仕組みづくり

① 男女がともに支え合う仕組みづくり

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
5-1-1-1	男女共同参画社会づくり 【文化人権課】	男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、「かまくら21男女共同参画プラン」に基づき、施策の展開を図ります。	・事業の継続
5-1-1-2	父親への育児支援 【市民健康課】	父親が育児の知識や技術を身につける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。 また、父親が参加しやすい環境づくりに努めます。	・事業の継続
5-1-1-3	両親学級 (重複掲載1-1-3-2) (重複掲載1-5-1-2) 【市民健康課】	妊娠及び出産後の母体の保護・日常生活での注意点・育児の楽しさを一緒に学習します。	・事業の継続
5-1-1-4	父子健康手帳 【市民健康課】	父親に対し、妊娠・出産・育児に関する知識の周知や情報提供を行い、育児支援を図ります。	・事業の継続

事業 番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
5-1-1-5	道徳教育での啓発 【教育指導課】	主として他の人とのかかわりに関することの中で、「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」ことについて、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努めます。	・事業の継続
5-1-1-6	特別活動での啓発 【教育指導課】	学級活動の中で、「男女相互の理解と協力」について、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努めます。	・事業の継続

主要施策（２）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

共働き家庭が一般化してきており、また、ひとり親家庭も多数に上ります。この結果、子育てと仕事の両立に悩む家庭が増加しており、子育てと仕事の両立を支援する施策が求められています。

産前産後休業・育児休業・短時間勤務・育児時間・母性健康管理などの制度が、労働基準法や育児・介護休業法、男女雇用機会均等法などで定められており、これらの制度に基づく支援が必要です。

【課題】

- 育児休業や短時間勤務の充実等、男女が共に子育てと仕事を両立できるよう、広く社会全体の意識改革を進めることが必要です。
- ワーク・ライフ・バランスを実現し、子育て生活の満足度を向上させることが求められています。

【施策の方向】

- ① 子育てと仕事の両立の支援

① 子育てと仕事の両立の支援

事業番号	事業名 【実施・関係主体等】	事業内容	今後の方針
5-2-1-1	育児休業制度の普及・啓発活動 【文化人権課】	育児休業制度の普及・啓発を図り、男女共に育児休業制度を活用できる環境づくりに努めます。	・事業の継続
5-2-1-2	就労環境改善への支援 【商工課】	就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。	・勤労市民ニュースを年２回以上各300部発行
5-2-1-3	就労情報の提供 【商工課】	公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、就労情報の提供に努めます。	・鎌倉市に特化した求人情報の提供と毎月２回の更新を継続
5-2-1-4	育児休業対策に要する費用への資金融資環境の整備 【商工課】	育児休業に必要となる資金について、鎌倉市と金融機関が提携して行う生活資金融資の対象とすることにより経済面での支援を行います。	・事業の継続
5-2-1-5	「鎌倉市特定事業主行動計画」の推進 【職員課】	鎌倉市に勤務する職員が安心して子育てできるように、職員生活と家庭生活を両立できる環境づくりや、職員の意識啓発を図ります。	・事業の継続

第5章 教育・保育及び地域子ども・
子育て支援事業量の見込み
（事業のニーズ量）と確保
方策（事業の提供体制）

1 教育・保育事業提供区域の設定

(1) 幼児期の教育・保育事業

① 教育・保育事業提供区域

行政区域である、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を「教育・保育事業を提供する区域」として決めました。



② 教育・保育提供区域を定める事業

教育・保育提供区域を定めた事業は以下のとおりです。

教育事業	施設	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
	利用対象者	1号認定児(教育)	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望
		2号認定児(教育)	子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望※
保育事業	施設・事業	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わり保育所保育指針に基づいた保育や教育を行う施設
		認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設
		地域型保育事業	少人数の単位で0～2歳の子どもを預かる事業 (小規模保育事業、家庭的保育事業など)
	利用対象者	2号認定児	子どもが満3歳以上で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要
		3号認定児	子どもが満3歳未満で保護者の就労状況等により、施設等での保育が必要

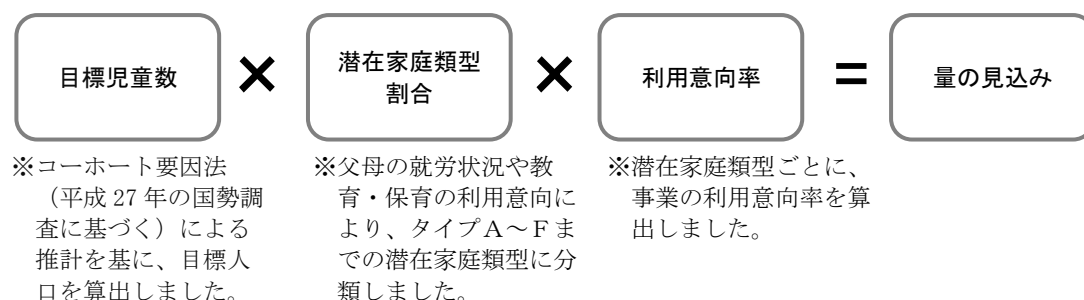
※通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

全市的に行う事業であることなどから、基本的に区域分けは行わず、1区域として設定しました。ただし、放課後児童クラブ（子どもの家）については、児童が学校から施設まで自力で行く必要があり、各学区内での体制整備が求められるため、提供区域を小学校区域である16区域に設定しました。

2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

平成30年12月に実施したニーズ調査をもとに、各事業の量の見込み¹⁹を算出しました。なお、各事業の量の見込みは、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』、『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』に基づき算出しましたが、算出されたニーズと実際の利用状況に乖離があった事業については補正を行いました。



潜在家庭類型

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間：月120時間以上と64時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム （就労時間：月64時間未満+64時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月64時間未満+64時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

¹⁹ ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

3 目標人口

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもについて、コーホート要因法（平成27年の国勢調査に基づく）による推計を基に、施策を通じて社会移動が活性化され、自然減が緩やかとなることを目指した目標人口を算出しました。

（人）

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	980	967	956	944	932
1歳	1,062	1,049	1,034	1,022	1,009
2歳	1,188	1,173	1,159	1,142	1,128
3歳	1,223	1,207	1,193	1,177	1,161
4歳	1,278	1,262	1,244	1,228	1,210
5歳	1,209	1,201	1,191	1,184	1,176
6歳	1,333	1,325	1,314	1,305	1,296
7歳	1,277	1,270	1,260	1,250	1,241
8歳	1,345	1,333	1,327	1,315	1,307
9歳	1,344	1,333	1,324	1,316	1,305
10歳	1,474	1,452	1,427	1,404	1,380
11歳	1,554	1,525	1,501	1,474	1,447
合計	15,267	15,097	14,930	14,761	14,592

鎌倉地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	252	247	243	240	235
1歳	240	236	231	227	223
2歳	288	283	278	273	269
3歳	322	317	312	306	301
4歳	365	359	353	346	339
5歳	296	293	290	287	285
6歳	353	349	346	342	339
7歳	327	324	321	317	314
8歳	348	344	341	337	334
9歳	367	364	359	357	352
10歳	405	396	387	377	368
11歳	404	395	386	377	367
合計	3,967	3,907	3,847	3,786	3,726

(人)

腰越地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	84	82	81	79	78
1歳	116	114	112	110	108
2歳	121	119	117	114	112
3歳	159	156	154	151	148
4歳	142	140	137	135	132
5歳	131	130	128	127	125
6歳	160	158	156	155	153
7歳	128	127	125	124	122
8歳	161	159	158	155	155
9歳	142	140	138	137	135
10歳	176	169	161	154	146
11歳	220	210	201	191	183
合計	1,740	1,704	1,668	1,632	1,597

深沢地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	217	215	213	211	209
1歳	195	193	191	189	187
2歳	255	253	250	247	245
3歳	234	231	229	227	224
4歳	246	243	241	239	236
5歳	238	237	235	234	233
6歳	249	248	246	245	244
7歳	265	264	263	261	260
8歳	277	275	275	273	271
9歳	261	259	258	257	255
10歳	288	282	275	269	262
11歳	334	325	319	311	303
合計	3,059	3,025	2,995	2,963	2,929

大船地域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	281	279	277	274	272
1歳	335	332	329	327	324
2歳	343	340	337	334	331
3歳	329	326	324	321	318
4歳	353	350	346	343	340
5歳	357	354	352	350	348
6歳	387	386	383	380	378
7歳	382	380	377	374	372
8歳	369	366	364	362	359
9歳	363	360	358	356	353
10歳	379	385	390	396	402
11歳	371	376	382	388	393
合計	4,249	4,234	4,219	4,205	4,190

(人)

玉縄	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	146	144	142	140	138
1歳	176	174	171	169	167
2歳	181	178	177	174	171
3歳	179	177	174	172	170
4歳	172	170	167	165	163
5歳	187	187	186	186	185
6歳	184	184	183	183	182
7歳	175	175	174	174	173
8歳	190	189	189	188	188
9歳	211	210	211	209	210
10歳	226	220	214	208	202
11歳	225	219	213	207	201
合計	2,252	2,227	2,201	2,175	2,150

4 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 0～2歳の保育利用率

本市では満3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定の利用定員数の割合について、計画期間内における目標値を設定しました。

(%)

区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	42.76%	43.71%	43.76%	43.73%	43.76%
鎌倉	43.72%	44.78%	44.81%	44.73%	44.70%
腰越	26.17%	26.98%	26.77%	27.06%	26.51%
深沢	44.08%	45.23%	45.41%	45.13%	45.24%
大船	43.17%	43.85%	43.80%	43.85%	44.01%
玉縄	49.30%	50.40%	50.61%	50.52%	50.63%

(2) 確保方策（事業の提供体制）及び実施時期

ア 教育事業における量の見込みと確保方策

「幼稚園教育要領」に基づき、認定こども園及び幼稚園で幼児期の学校教育を行います。（対象は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児）

教育事業においては、量の見込みに対して既存の供給量で確保できる見込みです。

(人)

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	1,790	1,731	1,658	1,619	1,613
	2号認定(教育)※	217	217	216	213	210
	合計①	2,007	1,948	1,874	1,832	1,823
確保方策 ²⁰	特定教育・保育施設※	<u>1,125</u>	<u>1,125</u>	<u>1,125</u>	<u>1,125</u>	<u>1,125</u>
	私学助成の幼稚園※	2,365	2,365	2,365	2,365	2,365
	合計②	<u>3,490</u>	<u>3,490</u>	<u>3,490</u>	<u>3,490</u>	<u>3,490</u>
過不足(②-①)		<u>1,483</u>	<u>1,542</u>	<u>1,616</u>	<u>1,658</u>	<u>1,667</u>

※ 「2号認定(教育)」とは、通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

※ 「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費²¹の支給対象施設として確認²²を受けた施設のことです。教育事業における確保方策としては「認定こども園」と「幼稚園」が該当します。

※ 「私学助成の幼稚園」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のことです。なお、この幼稚園に通う幼児は量の見込みの1号認定と2号認定(教育)に含んで記載しました。

※ 確保方策に記載している人数は、定員による記載を行うこととされています。

(人)

鎌倉地域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	487	440	426	420	433
	2号認定(教育)	53	53	53	52	50
	合計①	540	493	479	472	483
確保方策	特定教育・保育施設	105	105	105	105	105
	私学助成の幼稚園※	870	870	870	870	870
	合計②	975	975	975	975	975
他地域との調整(流出数)③※		37	37	37	37	37
過不足(②+③-①)		472	519	533	540	529

※ 他地域との調整とは、表に記載している地域以外の他地域との流出入数から算出しました。

(人)

腰越地域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	252	254	225	223	215
	2号認定(教育)※	20	20	20	19	19
	合計①	272	274	245	242	234
確保方策	特定教育・保育施設	<u>375</u>	<u>375</u>	<u>375</u>	<u>375</u>	<u>375</u>
	私学助成の幼稚園※	260	260	260	260	260
	合計②	<u>635</u>	<u>635</u>	<u>635</u>	<u>635</u>	<u>635</u>
他地域との調整(流出数)③		△ 143	△ 143	△ 143	△ 143	△ 143
過不足(②+③-①)		<u>220</u>	<u>218</u>	<u>247</u>	<u>250</u>	<u>258</u>

²⁰ 子ども・子育て支援事業が適切に進むよう量の見込みをもとに策定した、必要な施設や事業の整備計画。

²¹ 新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う。

²² 認可を受けた施設・事業等を、その申請に基づき、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認すること。

(人)

深沢地域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定	326	310	312	297	305
	2号認定(教育)※	61	61	60	60	59
	合計①	387	371	372	357	364
確保 方策	特定教育・保育施設	140	140	140	140	140
	私学助成の幼稚園※	330	330	330	330	330
	合計②	470	470	470	470	470
他地域との調整（流出数）③		218	218	218	218	218
過不足（②+③-①）		301	317	316	331	324

(人)

大船地域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定	444	441	424	415	405
	2号認定(教育)※	68	68	68	67	67
	合計①	512	509	492	482	472
確保 方策	特定教育・保育施設	265	265	265	265	265
	私学助成の幼稚園※	525	525	525	525	525
	合計②	790	790	790	790	790
他地域との調整（流出数）③		△ 56	△ 56	△ 56	△ 56	△ 56
過不足（②+③-①）		222	225	242	252	262

(人)

玉縄地域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定	281	286	271	264	255
	2号認定(教育)※	15	15	15	15	15
	合計①	296	301	286	279	270
確保 方策	特定教育・保育施設	240	240	240	240	240
	私学助成の幼稚園※	380	380	380	380	380
	合計②	620	620	620	620	620
他地域との調整（流出数）③		△ 56	△ 56	△ 56	△ 56	△ 56
過不足（②+③-①）		268	263	278	285	294

イ 保育事業における量の見込みと確保方策

「保育所保育指針」に基づき、「保育を必要とする」乳児又は幼児に対し、認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業で保育及び教育を行います。

保育環境の整備を進めながら、待機児童の減少に努めるほか、社会情勢に変化が生じた場合は柔軟に対応します。

(人)

市全域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み ①	2号認定(3歳以上児)		1,556	1,545	1,521	1,504	1,489
	3号認定	1・2歳児	1,117	1,137	1,121	1,106	1,094
		0歳児	264	257	257	253	249
確保 方策②	特定教育・ 保育施設※	3歳以上児	1,613	1,654	<u>1,695</u>	<u>1,736</u>	<u>1,736</u>
		1・2歳児	915	961	<u>1,007</u>	<u>1,053</u>	<u>1,073</u>
		0歳児	265	268	<u>271</u>	<u>274</u>	<u>274</u>
	特定地域型 保育事業※	1・2歳児	71	71	71	71	71
		0歳児	16	16	16	16	16
	企業主導型 保育事業	3歳以上児	21	21	21	21	21
		1・2歳児	14	14	14	14	14
		0歳児	5	5	5	5	5
	幼稚園の預 かり保育	2歳児	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>
過不足(②－①)	3歳以上児		78	130	<u>195</u>	<u>253</u>	<u>268</u>
	1・2歳児		<u>△ 97</u>	<u>△ 71</u>	<u>△ 9</u>	<u>52</u>	<u>84</u>
	0歳児		22	32	<u>35</u>	<u>42</u>	<u>46</u>

※ 「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けた施設のことです。保育事業における確保方策としては「認定こども園」と「認可保育所」が該当します。

※ 「特定地域型保育事業」とは、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付²³費の支給対象施設として確認を受けた地域型保育事業のことで、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」等があります。

※ 確保方策に記載している人数は、定員による記載を行うこととされていますが、実際には保育所等では基準の範囲内で定員を超えた受け入れを行っています。

※ 確保方策については、現在策定中の第4期基本計画の実施計画事業に位置付ける必要があり、調整中であるため、変更となることがあります。

²³小規模な保育施設に対する財政措置。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の四つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払う。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額。

(人)

鎌倉地域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み ①	2号認定(3歳以上児)		418	413	405	398	393
	3号認定	1・2歳児	251	256	250	245	241
		0歳児	90	87	87	86	84
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3歳以上児	312	312	312	312	312
		1・2歳児	191	191	191	191	191
		0歳児	54	54	54	54	54
	特定地域型 保育事業	1・2歳児	8	8	8	8	8
		0歳児	2	2	2	2	2
	企業主導型 保育事業	3歳以上児	21	21	21	21	21
		1・2歳児	14	14	14	14	14
		0歳児	5	5	5	5	5
	幼稚園の預 かり保育	2歳児	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
他地域との調整 (流出数) ③	3歳以上児		93	94	94	94	94
	1・2歳児		37	42	42	42	42
	0歳児		9	9	9	9	9
過不足(②+③-①)	3歳以上児		8	14	22	29	34
	1・2歳児		<u>3</u>	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>14</u>	<u>18</u>
	0歳児		△ 20	△ 17	△ 17	△ 16	△ 14

※ 他地域との調整とは、表に記載している地域以外の他地域との流出入数から算出しました。

(人)

腰越地域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み ①	2号認定(3歳以上児)		132	131	127	126	125
	3号認定	1・2歳児	72	73	71	70	68
		0歳児	12	12	12	12	11
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3歳以上児	107	107	107	107	107
		1・2歳児	52	52	52	52	52
		0歳児	6	6	6	6	6
	特定地域型 保育事業	1・2歳児	47	47	47	47	47
		0歳児	7	7	7	7	7
	企業主導型 保育事業	3歳以上児	-	-	-	-	-
		1・2歳児	-	-	-	-	-
		0歳児	-	-	-	-	-
	幼稚園の預 かり保育	2歳児	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
他地域との調整 (流出数) ③	3歳以上児		42	43	43	43	43
	1・2歳児		15	20	20	20	20
	0歳児		5	5	5	5	5
過不足(②+③-①)	3歳以上児		17	19	23	24	25
	1・2歳児		<u>46</u>	<u>50</u>	<u>52</u>	<u>53</u>	<u>55</u>
	0歳児		6	6	6	6	7

(人)

深沢地域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み ①	2号認定(3歳以上児)		305	305	298	297	293
	3号認定	1・2歳児	234	241	239	235	233
		0歳児	60	58	58	57	57
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3歳以上児	425	425	425	425	425
		1・2歳児	231	<u>251</u>	<u>261</u>	<u>271</u>	<u>281</u>
		0歳児	74	74	74	74	74
	特定地域型 保育事業	1・2歳児	－	－	－	－	－
		0歳児	－	－	－	－	－
	企業主導型 保育事業	3歳以上児	－	－	－	－	－
		1・2歳児	－	－	－	－	－
		0歳児	－	－	－	－	－
	幼稚園の預 かり保育	2歳児	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
他地域との調整 (流出数) ③	3歳以上児		△ 81	△ 78	△ 78	△ 78	△ 78
	1・2歳児		△ 50	△ 61	△ 61	△ 61	△ 61
	0歳児		△ 15	△ 15	△ 15	△ 15	△ 15
過不足(②+③－①)	3歳以上児		39	42	49	50	54
	1・2歳児		<u>△ 49</u>	<u>△ 47</u>	<u>△ 35</u>	<u>△ 21</u>	<u>△ 9</u>
	0歳児		△ 1	1	1	2	2

※ 他地域との調整とは、表に記載している地域以外の他地域との流出入数から算出しました。

(人)

大船地域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み ①	2号認定(3歳以上児)		489	485	482	477	474
	3号認定	1・2歳児	350	354	350	348	346
		0歳児	64	63	63	62	62
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3歳以上児	563	604	604	<u>645</u>	<u>645</u>
		1・2歳児	328	354	<u>364</u>	<u>400</u>	<u>410</u>
		0歳児	96	99	99	<u>102</u>	<u>102</u>
	特定地域型 保育事業	1・2歳児	12	12	12	12	12
		0歳児	6	6	6	6	6
	企業主導型 保育事業	3歳以上児	－	－	－	－	－
		1・2歳児	－	－	－	－	－
		0歳児	－	－	－	－	－
	幼稚園の預 かり保育	2歳児	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
他地域との調整 (流出数) ③	3歳以上児		△ 45	△ 53	△ 53	△ 53	△ 53
	1・2歳児		0	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6
	0歳児		△ 1	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2
過不足(②+③－①)	3歳以上児		29	66	69	115	<u>118</u>
	1・2歳児		<u>△ 6</u>	<u>10</u>	<u>24</u>	<u>62</u>	<u>74</u>
	0歳児		37	40	40	44	<u>44</u>

(人)

玉縄地域			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み ①	2号認定(3歳以上児)		212	211	209	206	204
	3号認定	1・2歳児	210	213	211	208	206
		0歳児	38	37	37	36	35
確保 方策②	特定教育・ 保育施設	3歳以上児	206	206	<u>247</u>	247	247
		1・2歳児	113	113	<u>139</u>	139	139
		0歳児	35	35	<u>38</u>	38	38
	特定地域型 保育事業	1・2歳児	4	4	4	4	4
		0歳児	1	1	1	1	1
	企業主導型 保育事業	3歳以上児	-	-	-	-	-
		1・2歳児	-	-	-	-	-
		0歳児	-	-	-	-	-
	幼稚園の預 かり保育	2歳児	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
他地域との調整 (流出数) ③	3歳以上児		△ 9	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6
	1・2歳児		△ 2	5	5	5	5
	0歳児		2	3	3	3	3
過不足(②+③-①)	3歳以上児		△ 15	△ 11	<u>32</u>	<u>35</u>	<u>37</u>
	1・2歳児		<u>△ 91</u>	<u>△ 87</u>	<u>△ 59</u>	<u>△ 56</u>	<u>△ 54</u>
	0歳児		0	2	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込み（事業のニーズ量）を設定し、各年度における確保方策（事業の提供体制）の内容と実施時期を定めました。なお、地域子ども・子育て支援事業は、計画最終年度の令和6年度（2024年度）までに全ての量の見込みに対する確保方策を整備する必要があります。

（1）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場）

【事業の概要】

地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。

【今後の方向性】

子育て支援センターは鎌倉、深沢、大船、玉縄の4地域に設置しており、子育て支援センターがない腰越地域については、つどいの広場を設置しています。つどいの広場は平日週3日、子育て支援センターは平日週5日と第1土曜日に開所しています。腰越地域のさらなる子ども・子育て支援充実のため、腰越地域への子育て支援センター設置を目指します。

【量の見込みと確保方策】

（年間：延べ人数・箇所）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		40,051	39,904	40,018	39,275	38,496
確保 方策	延べ人数②	40,051	39,904	40,018	39,275	38,496
	箇所数	5	5	5	5	5
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

（２）一時預かり事業（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした預かり保育）

【 事業の概要 】

幼稚園及び認定こども園の在園児を対象に、教育課程に係る教育時間の前後に保育を行う事業です。令和元年（2019年）10月現在、本市では21園で事業を実施しています。

【 今後の方向性 】

鎌倉市では現在、幼稚園及び認定こども園23園中21園で一時預かりを行っています。今後も事業者の意向を踏まえながら、一時預かり事業の円滑な実施体制の確保に努めていきます。

【 量の見込みと確保方策 】

（年間：延べ人数 実施園数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み①	1号認定	458	453	448	443	438
	2号認定(教育)	63,333	62,650	61,933	61,267	60,550
	合計	63,791	63,103	62,381	61,710	60,988
確保方策	延べ人数②	63,791	63,103	62,381	61,710	60,988
	実施園	21	21	21	21	21
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

※ 2号認定(教育)とは、通常保育の必要性がある「2号認定」を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者のことです。

(3) 一時預かり事業（保育所等）

【事業の概要】

保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、子どもを保育所等で一時的に預かる事業です。量の見込みは0～2歳児を対象として、設定しています。

【今後の方向性】

保育所における一時預かり事業については、認可保育所等の整備とともに拡充していきます。また、ファミリーサポートセンター事業の支援会員による支援活動を継続して実施するとともに、トワイライトステイについても、事業のニーズを見極めながら実施の検討を行います。

【量の見込みと確保方策】

(年間：延べ人数)

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		7,029	6,947	6,864	6,782	6,700
確保方策②	一時預かり事業（保育所等）	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333
	ファミリーサポートセンター事業	1,509	1,479	1,450	1,419	1,404
	トワイライトステイ事業	-	-	-	-	-
過不足(②-①)		2,813	2,865	2,919	2,970	3,037

(4) ファミリーサポートセンター事業（就学児対象）

【 事業の概要 】

子育てや家事で手助けがほしい人（依頼会員）を、近隣地域に住み支援を行う人（支援会員）が、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。令和元年（2019年）9月末時点で、依頼会員2,406人、支援会員443人、そのほか依頼会員と支援会員を兼ねる会員98人が登録しています。

【 今後の方向性 】

依頼会員と支援会員のコーディネート等の支援を引き続き実施していくとともに、支援会員の増員や既存支援会員の活動率の向上を図ります。

【 量の見込みと確保方策 】

（年間：延べ人数）

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	435	430	426	421	417
確保方策②	408	404	396	388	378
過不足(②-①)	△27	△26	△30	△33	△39

(5) 病児・病後児保育事業

【事業の概要】

病気または病気回復期にあるため、集団保育が困難な児童を、医療機関等に併設する専用の保育室で看護師・保育士が一時的に預かる事業です。令和元年度（2019年度）現在、鎌倉駅周辺と大船駅周辺に1か所ずつ施設があります。

【今後の方向性】

引き続き、事業の提供体制を維持します。

【量の見込みと確保方策】

(年間：延べ人数)

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	448	443	437	432	427
確保方策②	1,181	1,176	1,176	1,176	1,181
過不足(②-①)	733	733	739	744	754

(6) 延長保育事業

【事業の概要】

保育所の在園児を対象に、保護者の就労時間、通勤時間等の状況により、通常の保育時間を越え、時間を延長して保育を行う事業です。

【今後の方向性】

引続き、全認可保育所等での実施を目標とします。

【量の見込みと確保方策】

(年間：実人数)

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		443	437	432	427	422
確保方策	実人数②	443	437	432	427	422
	実施園	全認可保育所等での実施				
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(7) 新・放課後子ども総合プラン（放課後かまくらっ子）

【事業の概要】

放課後かまくらっ子は、すべての児童を対象に、放課後等の時間、安全・安心な居場所を提供するとともに、地域等の方の協力を得ながら、多様な体験・活動をとおして豊かな時間を提供する事業として実施します。

国の新・放課後子ども総合プランの鎌倉市版として、就労家庭等の児童をお預かりする学童保育と、誰もが参加することができるアフタースクールの2つの事業を、柔軟に利用できる一体的な事業として新たに実施します。

【今後の方向性】

平成30年度（2018年度）から放課後かまくらっ子を開所し、令和2年度（2020年度）までに市内全小学校区において実施します。

地域等の協力を得て実施する多様な体験・活動をきっかけに、異学年交流や地域交流を広げ、地域づくりの拠点となるよう推進していきます。

【量の見込み（放課後児童クラブ）と確保方策】

（登録児童数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		1,313	1,309	1,307	1,299	1,260
確保方策	小学1年生	450	438	428	426	392
	小学2年生	346	363	350	345	341
	小学3年生	257	259	271	261	260
	小学4年生	169	164	171	181	176
	小学5年生	57	54	56	55	59
	小学6年生	34	31	31	31	32
	合計②	1,313	1,309	1,307	1,299	1,260
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(登録児童数)

第一小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	119	124	122	120	111
確保方策②	119	124	122	120	111
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

第二小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	68	72	73	71	67
確保方策②	68	72	73	71	67
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

御成小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	91	95	97	94	90
確保方策②	91	95	97	94	90
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

稲村ガ崎小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	44	43	44	42	40
確保方策②	44	43	44	42	40
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

七里ガ浜小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	43	39	38	36	35
確保方策②	43	39	38	36	35
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

腰越小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	71	66	65	63	62
確保方策②	71	66	65	63	62
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

西鎌倉小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	104	95	92	86	84
確保方策②	104	95	92	86	84
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

深沢小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	117	115	114	116	108
確保方策②	117	115	114	116	108
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

富士塚小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	33	31	30	30	28
確保方策②	33	31	30	30	28
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

山崎小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	118	111	106	105	99
確保方策②	118	111	106	105	99
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

小坂小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	101	108	112	118	119
確保方策②	101	108	112	118	119
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

今泉小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	100	108	111	113	114
確保方策②	100	108	111	113	114
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

大船小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	92	100	103	108	109
確保方策②	92	100	103	108	109
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

玉縄小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	92	86	85	83	81
確保方策②	92	86	85	83	81
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

植木小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	60	59	58	58	58
確保方策②	60	59	58	58	58
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(登録児童数)

関谷小学校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	60	57	57	56	55
確保方策②	60	57	57	56	55
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を支援する事業で、あかちゃんが生まれた家庭を助産師・保健師が全戸訪問し、発育や育児に関する相談や情報提供などをします。

【今後の方向性】

対象となる全数の訪問実施を目指します。

【量の見込みと確保方策】

(人)

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	970	958	947	935	923
確保方策②	970	958	947	935	923
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 事業の概要 】

保護者が病気等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。

【 今後の方向性 】

引き続き提供体制が確保できるよう努めます。

【 量の見込みと確保方策 】

(年間：延べ人数・箇所)

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		2	2	2	2	2
確保方策	延べ人数②	2	2	2	2	2
	箇所数	3	3	3	3	3
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

【 事業の概要 】

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師、助産師等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。

【 今後の方向性 】

引き続き児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前に、訪問による支援を継続していきます。

【 量の見込みと確保方策 】

(年間：延べ人数)

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	234	232	242	239	250
確保方策②	234	232	242	239	250
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

【 事業の概要 】

妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な出産に資するために適切な健診を行う事業です。

【 今後の方向性 】

本市では、鎌倉市妊産婦健康診査補助券を交付し、妊婦健診14回、産婦健診2回の助成を行なっています。今後も補助券交付を継続し、安全・安心な出産に向けて受診の勧奨に努めます。

【 量の見込みと確保方策 】

(年間：対象者数・延べ健診回数)

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象者数	1,115	1,102	1,091	1,079	1,053
	健診回数①	15,670	15,488	15,334	15,166	14,802
確保方策②		15,670	15,488	15,334	15,166	14,802
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(12) 利用者支援事業

【 事業の概要 】

子どもや保護者の身近な場所で、利用者のニーズに応じた子ども・子育て支援に関する情報提供や、保育所等の利用申し込み等に関する利用相談を行う事業で、子ども・子育て支援法に定める新規事業です。

【 今後の方向性 】

利用者の個別のニーズに対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域の利用者が相談しやすい利用者支援事業の実施に向けて検討を行います。

【 量の見込みと確保方策 】

(箇所)

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	3	3	3	3	3
基本型・特定型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び私学助成の幼稚園²⁴における食材費（副食費）に対する助成を助成する事業です。

【今後の方向性】

低所得者世帯に対し適切な支援を行います。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業の概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【今後の方向性】

地域ネットワーク調整機関職員の専門性向上を図るため、子育て支援専門家等からの助言や指導を受けるほか、地域住民に対する児童虐待未然防止の周知・啓発や子育て応援講座等を行うなど、地域における子どもを守るネットワーク機能の強化を図ります。

「地域子ども・子育て支援事業」のうち「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」及び「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」については、今後国の動向等を踏まえ事業実施について検討していきます。

²⁴ 「私学助成の幼稚園」とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のことです。



第 6 章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制、進管理

子ども・子育て支援事業は、こどもみらい部が中心となって推進していきます。推進に当たっては、庁内関係各課と連携するとともに、幼稚園や保育所、認定こども園などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。

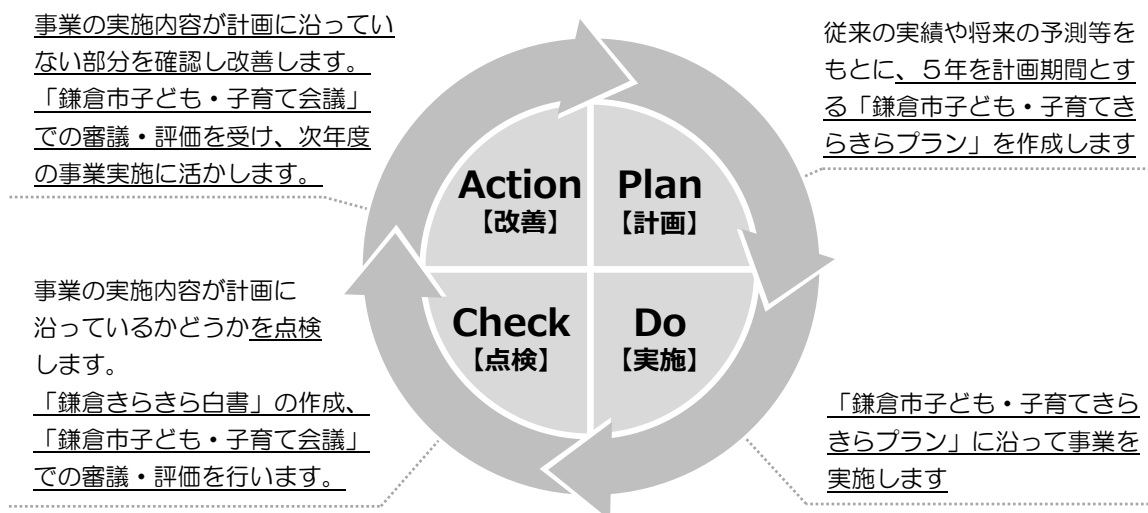
計画の進管理については、前年度の実施状況をまとめた「鎌倉きらきら白書」を毎年度作成し、計画の実施状況を「鎌倉市子ども・子育て会議」で審議し、評価することで、次年度の事業実施に活かします。

2 個別事業の点検・評価

この計画は、PDCAサイクルによる「継続的改善」の考え方を基本とし、個々の事業ごとに計画（P）→実施（D）→点検（C）→改善（A）を繰り返すことで、事業の継続的な改善・充実を図ります。

量の見込みと確保方策の進捗状況を中心として、課題の整理や改善に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



3 情報公開

毎年度、計画の進捗状況をまとめた「鎌倉きらきら白書」を市内の公共施設等に配架するとともに、市のホームページなどを利用して公表し、市民への周知を図ります。



第 7 章 資料

1 鎌倉市子ども・子育て会議条例

（趣旨及び設置）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 会議は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者又は労働者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民

（任期）

第3条 委員の任期は、2年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鎌倉市子ども・子育て会議条例（平成25年6月条例第2号）第4条の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長等）

第2条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第4条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

（意見の聴取）

第5条 子ども・子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（幹事）

第6条 子ども・子育て会議に幹事20人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、子ども・子育て会議の所掌事務について、委員を補佐する。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

（その他の事項）

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

3 鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿

(令和2年(2020年)3月現在、◎会長 ○副会長、敬称略)

選出団体等	役職等	氏 名
鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	相 川 誉 夫
鎌倉市子どもの家保護者会連絡協議会	保護者代表	池 田 万 葉
三浦半島地域連合	副議長	及 川 政 昭
鎌倉市保育園保護者連絡会	会長	菊 一 美保子
学識経験者	鎌倉女子大学学部長	○小 泉 裕 子
てつなぐ腰越保育室	施設長	小 島 眞知子
鎌倉市立小学校長会	小坂小学校校長	小日山 明
鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	坂 本 由 紀
鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	保護者代表	佐々木 朋 子
鎌倉保健福祉事務所	保健福祉課長	猿 田 貴美子
鎌倉市青少年指導員連絡協議会	会長	下 山 浩 子
鎌倉市立中学校長会	岩瀬中学校校長	菅 原 大 介
市民公募委員	—	辻 尾 麻里奈
鎌倉市PTA連絡協議会	書記	筒 井 正 人
鎌倉市保育会	会長	富 田 英 雄
かまくら子育て支援グループ懇談会	代表	町 田 綾
学識経験者	明治学院大学学長	◎松 原 康 雄
市民公募委員	—	三 橋 麻希子
鎌倉私立幼稚園協会	振興副部長	森 研四郎
かまくら福祉・教育ネット	会員	谷 野 ゆたか
認定こども園おおぞら幼稚園	理事長	山 田 誠 一